

## 会 議 記 録

会議名 産業教育常任委員会

開催日 平成27年3月6日(金) 開会 午前 9時00分

閉会 午後 4時08分

出席者 委 員 委員長 広瀬 義明

針谷 正夫 青木 一男 坂東 一敏

古沢 ちい子 大武 真一 小堀 良江

梅澤 米満

議 長 関口 孫一郎

傍聴者 大谷 好一 茂呂 健市 針谷 育造

広瀬 昌子 小久保 かおる 白石 幹男

大阿久 岩人 大川 秀子 千葉 正弘

入野 登志子 海老原 恵子

---

事務局職員 事務局長 赤羽根 則夫 議事課長 稲葉 隆造

副主幹 寺内 史幸 主任 福田 博紀

委員会条例第21条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

産 業 振 興 部 長	早 乙 女		洋
大 平 綜 合 支 所 長	小 島	誠	司
藤 岡 綜 合 支 所 長	塚 田		勝
都 賀 綜 合 支 所 長	青 木	康	弘
西 方 綜 合 支 所 長	和 賀 井	敏	之
岩 舟 綜 合 支 所 長	大 島	純	一
教 育 部 長	小 林	勝	夫
教 育 副 部 長	小 林	敏	恭
農 業 委 員 会 事 務 局 長	秋 山	勝	之
商 工 観 光 課 長	増 山	昌	章
農 林 課 長	田 中	良	一
産 業 基 盤 整 備 課 長	江 連	敏	夫
大平総合支所産業振興課長	茂 呂	浩	司
藤岡総合支所産業振興課長	石 川	利	方
藤岡総合支所産業振興課主幹	大 橋	一	美
都賀総合支所産業振興課長	山 崎	昇	一
西方総合支所産業建設課長	大 塚	孝	一
岩舟総合支所産業振興課長	富 山		淳
参事兼教育総務課長	中 村	光	一
参事兼学校教育課長	沼 尾	行	夫
学 校 教 育 課 主 幹	阿 部	正	志
生 涯 学 習 課 長	小 林	章	二
生 涯 学 習 課 主 幹	小 藤	圭	一
生 涯 学 習 課 主 幹	岸	千 賀	子
生 涯 学 習 課 主 幹	大 塚	治	男
生 涯 学 習 課 主 幹	稲 葉		実
生 涯 学 習 課 主 幹	門 沢	廣	志
生 涯 学 習 課 主 幹	出 井	正	一
ス ポ ー ツ 振 興 課 長	小 室	義	博
文 化 課 長	鵜 飼	信	行
文 化 課 主 幹	大 出	光	一
伝 建 推 進 室 長	出 井	章	則

大平教育支所長  
藤岡教育支所長  
都賀教育支所長  
西方教育支所長  
西方教育支所主幹  
岩舟教育支所長  
農業委員会事務局次長

大杉  
飯塚  
荒木  
田口  
若林  
永島  
寺内  
由幸  
孝保  
国  
栄勝  
和雄  
幸男  
雄

平成27年第1回栃木市議会定例会

産業教育常任委員会議事日程

平成27年3月6日 午前 9時開議 全員協議会室

- 日程第 1 議案第23号 栃木市観光情報物産館条例の制定について
- 日程第 2 議案第24号 栃木市教育支援委員会条例の制定について
- 日程第 3 議案第36号 栃木市教育委員会委員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定  
について
- 日程第 4 議案第37号 栃木市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の  
一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第42号 栃木市立幼稚園設置条例及び栃木市立幼稚園保育料条例を廃止する条例  
の制定について
- 日程第 6 議案第47号 下都賀地区視聴覚ライブラリー協議会規約の一部変更について
- 日程第 7 議案第48号 支払手段としての財産の使用について
- 日程第 8 議案第11号 平成26年度栃木市一般会計補正予算（第7号）（所管関係部分）
- 日程第 9 議案第55号 平成26年度栃木市一般会計補正予算（第8号）（所管関係部分）
- 日程第10 議案第17号 平成26年度栃木市千塚町上川原産業団地特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第 1号 平成27年度栃木市一般会計予算（所管関係部分）
- 日程第12 議案第 9号 平成27年度栃木市千塚町上川原産業団地特別会計予算

---

◎開会及び開議の宣告

○委員長（広瀬義明君） ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しております。

ただいまから産業教育常任委員会を開会いたします。

（午前 9時00分）

---

◎諸報告

○委員長（広瀬義明君） 当委員会に付託された案件は、各常任委員会議案等付託区分表のとおりであります。

---

◎議事日程の報告

○委員長（広瀬義明君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

◎議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（広瀬義明君） ただいまから議事に入ります。

日程第1、議案第23号 栃木市観光情報物産館条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

増山商工観光課長。

○商工観光課長（増山昌章君） おはようございます。本日もよろしく願いたします。

それでは、ただいまご上程をいただきました議案第23号 栃木市観光情報物産館条例の制定についてご説明を申し上げます。

議案書24ページ、議案説明書12ページでございます。まず、議案説明書の12ページをお開きいただきたいと思っております。提案理由でございますが、市の特産品の展示販売、それから観光情報の発信等を行い、観光の振興、地域産業の活性化を図る施設として栃木市観光情報物産館を設置するために栃木市観光情報物産館条例を制定することにつきまして議会の議決をいただきたいというものでございます。参照条文につきましては、議決事件についての自治法第96条でございます。

それでは、議案書25ページをお開きいただきたいと思っております。栃木市観光情報物産館条例の内容でございますが、第1条では当施設の設置について、第2条では名称及び位置について定めております。第3条では事業について定めさせていただいております。市の農産物、加工食品等の特産品の展示販売に関することや観光情報の収集、発信に関することとしております。第4条では開館時間、第5条では休館日について定めておまして、開館時間につきましては午前10時から午後6時、休館日は年末年始の12月29日から翌年1月3日としております。第6条では、入館の制限、第7条では損害賠償の義務について定めております。

なお、施行期日につきましては、議会の議決をいただいた後、平成27年4月1日から施行したいとするものであります。

以上で説明を終了いたします。よろしくお願いいたします。

○委員長（広瀬義明君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

針谷副委員長。

○副委員長（針谷正夫君） 第2条の名称のことについてお聞きをいたします。

栃木市観光情報物産館という大変かた苦しい名前がついていて、行政上の用語でして当然のこととは思いますが、例えばイメージは東京スカイツリー、タウンソラマチにある「とちまるショップ」のようなイメージをするのがいいのかなというふうに頭の中では描いています。その場合、名称はこうであるけれども、愛称をつけることは何ら大丈夫といたしますか、それは関係ないことだと、こういう認識でよろしいでしょうか。

○委員長（広瀬義明君） 増山商工観光課長。

○商工観光課長（増山昌章君） お答えをいたします。

委員ご指摘のとおりでありまして、まずは正式な名称として、栃木市観光情報物産館という名称をつけていきたいということで上程させていただいたものですが、別途愛称をこちらの店も委員おっしゃるように「とちまるショップ」同様の、「とちまるショップ」は県のアンテナショップでございますが、まちなかに置く市のアンテナショップというような位置づけをしておりますので、親しまれるような愛称をつけてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○副委員長（針谷正夫君） はい、了解です。

○委員長（広瀬義明君） ほかに質疑はございませんか。

大武委員。

○委員（大武真一君） これは、この場所は、倭町13番2号というのは、今回栃木市が購入した東武の跡地という、FMスタジオということに捉えてよろしいのでしょうか。

○委員長（広瀬義明君） 増山商工観光課長。

○商工観光課長（増山昌章君） お答えを申し上げます。

場所につきましては、旧東武ギフトショップの跡地でございます。ここについては、9月議会の際に補正予算をお認めいただきましたが、賃貸でございまして、所有者から借り受けてオープンしたいということでございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（広瀬義明君） 大武委員。

○委員（大武真一君） 第1条が設置目的ということで、市の物産品展示販売ということになると、山車会館の前に観光館がありますけれども、全くあれと同じ目的というか、目標というか、形なの

ですけれども、ここだけこういうふうな形で物産館ということでやったほうがいいのか、あそこも含めて、ここの住所ももう一つここ2番目に書いて、両方物産館というような形でやったほうがいいのか、その辺の考え方があればお伺いしたいと思います。

○委員長（広瀬義明君） 増山商工観光課長。

○商工観光課長（増山昌章君） お答えをいたします。

ご質問の蔵の街観光館、今ご説明差し上げています観光情報物産館の北側に位置する施設、平成8年にオープンした施設でございますが、こちらにつきましては、やはり市の観光案内ですとか、やっぱり物産の販売というのも、あの見世蔵の部分で行っております。委員ご指摘のように、今回オープンしますこのお店と重複する部分確かにございますが、見世蔵の部分については、かなり面積が限られておりまして、あそこで栃木市のとちぎ小江戸ブランドの全ての品物を展示販売するのはもう無理だという考えを持っておりまして、今回の施設につきましては、できるだけ全てのとちぎ小江戸ブランドの品物を展示販売していきたいということを考えておりまして、観光館につきましては、重複する部分も確かにあると思いますが、そのほかの細々としたお土産品、絵はがきですとか、手ぬぐいですとか、そういったものを中心に扱っていきたくと。さらに、細長い施設でございますので、そこへの施設の奥への誘導も図っていきたくというふうを考えております。引き続き観光館につきましては、その施設のあり方についてというのは以前にもご指摘をいただいておりますので、十分に検討してまいりたいというふうを考えております。

以上でございます。

○委員長（広瀬義明君） 大武委員。

○委員（大武真一君） ぜひ2階の会議室、大きな会議室ありますよね。ああいうところの活用とか含めて、お客も余り行っていないようなので、その辺も含めて検討をぜひお願いしたいなというのがあります。

続けていいですか。

○委員長（広瀬義明君） どうぞ。

○委員（大武真一君） 第4条の開館時間、閉館時間ですけれども、これちょっとあけるのが10時ですか、閉めるのが6時というのは、少し遅くて早いような気がするのですけれども、この時間帯はもう少しまちの活性化とか、いろんなことを含めると、もう少し早くあけて、6時はちょっと早過ぎるのではないかという気がするのですけれども、その辺の考え方は大丈夫ですか。

○委員長（広瀬義明君） 増山商工観光課長。

○商工観光課長（増山昌章君） お答えをいたします。

周りのこの開館時間につきましては、ほかの山車会館等の観光施設よりも、山車会館5時まででございますが、販売店ということもありまして、6時までというふうにさせていただいたのですが、原則こういった形で決めさせていただきまして、これからはもちろんイベント等の際には柔軟にオー

プンしている時間を広げる等の対応はさせていただきたいと思っておりますが、まずはこの時間で運営してまいりたいと、その上で検討を進めていきたいというふうに考えております。

○委員長（広瀬義明君） 大武委員。

○委員（大武真一君） ぜひあける時間は10時でもという気はするのですが、閉館時間が6時というのは少し早いのではないかという気はしますものですから、ぜひ検討をお願いしたいと思います。これは要望です。

続けていいですか。

○委員長（広瀬義明君） どうぞ。

○委員（大武真一君） 第6条なのですけれども、市長はということで始まっていますけれども、物産館内の秩序を乱すと、こういう措置のときに、市長は退館を命ずることができるということなのですけれども、市長だと、実際は市長はいませんので、運用上はここは館長はというふうにするのが正しいのではないかと思うのですけれども、館長はのほうがよろしいのではないですか。

○委員長（広瀬義明君） 増山商工観光課長。

○商工観光課長（増山昌章君） お答えを申し上げます。

建物設置、それから管理に関するいわゆる設置条例でございまして、この場合、この入館の制限をするというのよりどころをこの第6条に求めたいというものでございまして、実際に退館を命じるというのは我々職員になると思いますが、条例の規定上は他の施設も同様に、市長は退館を命ずることができるというのが一般的であると思いますので、ご理解をいただければと思います。

○委員長（広瀬義明君） 大武委員。

○委員（大武真一君） 一般的ということでしょうけれども、しかし本当はやはりこれは形だけのお話というか、になってしまうので、実際館長にしたら何か問題があるのかという気がするのですけれども、何か問題あるのでしょうか。

○委員長（広瀬義明君） 増山商工観光課長。

○商工観光課長（増山昌章君） あくまでも公の施設といいますか、市の施設でございまして、その退館を命令することができるというのは市長の権限でございまして、それを補助機関であります我々が執行するというふうに理解をしておりますので、条例の規定上はあくまでもこの設置者であります市長が命令をするというふうに私は理解をしております。よろしく申し上げます。

○委員長（広瀬義明君） ほかに質疑はございませんか。

小堀委員。

○委員（小堀良江君） ここには休憩スペースがあったりとか、あとFMスタジオが設置されるというお話を伺っていると思うのですが、そうすると開設時間もこれに合わせた形で6時までということになるのでしょうか。

○委員長（広瀬義明君） 増山商工観光課長。



○商工観光課長（増山昌章君） 申し上げます。

この施設におきまして、公の施設、市民の方が利用する施設としての条例が必要な内容は、この観光情報物産館、とちぎ小江戸ブランドの展示販売をする施設としての条例が必要であるというふうに考えまして、その開館と閉館の時間を定めさせていただくものでございますので、（仮称）わいわい工房、それからサテライトスタジオについては、また別途その時間というのは運営する運営事業者、それからわいわい工房の皆さんと相談してまいりたいと思います。

○委員長（広瀬義明君） よろしいですか。

○委員（小堀良江君） はい。

○委員長（広瀬義明君） ほかに質疑はございませんか。

どうぞ、梅澤委員。

○委員（梅澤米満君） 場所ですけれども、東武ギフトショップを借りるということなのですが、これは購入することはできなかったのですか。購入することができなかった理由、そして借地ですから、どのぐらいの金額でお借りしているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（広瀬義明君） 増山商工観光課長。

○商工観光課長（増山昌章君） まず、当該物件につきましては、所有者の住宅とつながっている建物、テナントでございまして、この部分を所有する建物、完全に分離するというのは難しいかというふうに、これは市として思っております。所有者の方からもその売却ですとか、市からも売ってくれというお話は、そういった建物の形態から特にお話はしておりませんし、協議も特に売却という方向では話は出ていなかったかと思えます。

賃料でございしますが、月30万円でございます。税抜きですが、月30万円でございます。

○委員長（広瀬義明君） よろしいですか。

梅澤委員。

○委員（梅澤米満君） 月30万円というのは高額かなと思うのですよね。年間360万円ということですから。そういうことで、ほかの場所を選定することはできなかったのかお聞きしたいのです。

○委員長（広瀬義明君） 増山商工観光課長。

○商工観光課長（増山昌章君） お答えをいたします。

まず、この施設につきましては、コミュニティFMのサテライトスタジオの場所をまず探しておりまして、同時にブランド品の展示販売場所もないかということは、この所管である私どもも摸索していたところでありますが、まずはサテライトスタジオの場所として、大通りに面した場所で最適であるというようなことが1つありまして、しかしながらサテライトスタジオで使う面積というのは限られたものでございまして、そのほかのところをぜひ私どもの所管の物産品のアンテナショップとして使わせていただきたいというようなところ、それともう一つは、やはりその大通りに面して中心市街地でこの部分が空きテナントになっているというようなことは何とかしなければなら

ないと、中心市街地の活性化のためにもここは活用していかなければならないというような思いもございました。

以上でございます。

○委員長（広瀬義明君） よろしいですか。

梅澤委員。

○委員（梅澤米満君） 栃木市の場合は、皆さんも知っているように、借地料、非常に多いのです。そういうことで議会としてもできるだけ購入して、借地は返還すべきだということを言われています。そういうことですから、できれば今あいているスペースとか、今後解体しなければならない場所があるとすれば、そういうところへ持っていくとか、いろいろ考えて、できるだけ自分のうちの土でということを進めていっていただきたいと、こういう要望をさせていただきたいと思います。お願いします。

○委員長（広瀬義明君） 要望でよろしいですか。

○委員（梅澤米満君） はい。

○委員長（広瀬義明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬義明君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬義明君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬義明君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第23号 栃木市観光情報物産館条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬義明君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第23号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

#### ◎議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（広瀬義明君） 次に、日程第2、議案第24号 栃木市教育支援委員会条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

沼尾学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（沼尾行夫君） ただいまご上程いただきました議案第24号 栃木市教育支援

委員会条例の制定についてご説明いたします。

議案書27ページ、議案説明書13ページをお開きください。まず、提案理由であります、障がいのある幼児、児童及び生徒が年齢、能力及び特性に応じた適切な教育を受けることができるよう支援を行うため、調査審議及び助言を行う附属機関として、栃木市教育支援委員会を設置するため、栃木市教育支援委員会条例を制定することについて議会の議決を求めるものであります。

現在、本市では就学指導委員会を附属機関として運用しているところであります。しかし、学校教育法施行令の一部改正に伴いまして、文部科学省から就学指導委員会について、就学先決定時のみならず、就学後の一貫した教育支援についても調査審議及び助言を行うという機能の拡充と名称の見直しに関する方針が示されたことを受けたものであります。

議案書28ページをお開きください。栃木市教育支援委員会条例の内容であります、本条例は全11条から成っており、第1条は設置について、第2条は所掌事務について規定をしております。第2条の所掌事務については、第1項、児童生徒等の適切な就学先について調査審議すること、第2項、就学義務の猶予又は免除について調査審議すること、第3項、一貫した教育的支援について助言すること、第4項、そのほか教育的支援に必要な事項について調査審議し、助言すること、第3項、第4項を規定することにより、現行の就学指導委員会の機能を拡充するものであります。第3条では組織について定めてあり、教育学、医学、保健、福祉等の見地から、総合的に調査審議及び助言を行うことができるよう委員を構成しております。第4条から7条については委員の任期や会議について、第8条は専門的事項を調査するための専門委員について、第9条から第11条は守秘義務、庶務、委任について定めております。

また、附則として、施行期日は、平成27年4月1日からの施行とするものとし、委員の任期については、現在の就学指導委員会委員の任期は2年間で、平成28年3月31日までの委嘱となっていることから、この条例の施行日以後最初に委嘱又は任命される委員の任期は、平成28年3月31日までとするものであります。専門委員の任期についても、委員と同様とするものであります。

議案書27ページをお開きください。栃木市教育支援委員会条例の制定について、ただいま説明いたしましたように制定することについて議会の議決を求めるものであります。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○委員長（広瀬義明君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

質疑はございませんか。

小堀委員。

○委員（小堀良江君） これまで就学指導委員会というものが設置されておりました、学力向上に向けてとか、さまざまなことについて議論されてきたわけですけれども、これによって、この条例が

できることによって大きく変わるということのは何かあるのでしょうか。

○委員長（広瀬義明君） 沼尾学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（沼尾行夫君） 特別大きく変わることはないかなと思うのです。現在の就学指導委員会でも十分やっているわけですが、就学指導委員会といいますと、その就学先というイメージが強くなるわけですので、それを一貫したということで教育支援委員会となるわけですが、大きく変わった点があるとすれば、今まで特別支援学級にいた子については、なかなか再度審議を行うということがなかったわけですが、そういう子も1度就学が決まった子をそのままということではなくて、再度審議できると、一貫した審議をするということが変わった大きな点かなと思いますが、現在就学指導委員会でもそういうことは実際にはやっている部分もありますので、大きく変わったといえば変わったのですが、現在も少しずつ進めているところであります。

以上です。

○委員長（広瀬義明君） 小堀委員。

○委員（小堀良江君） 就学後も手厚い支援ができるということでございますので、しっかりと進めていただければと思います。

○委員長（広瀬義明君） ほかに質疑はございませんか。

大武委員。

○委員（大武真一君） 第2条ですけれども、適切な就学先とここに書いてあるのですけれども、これは具体的に言いますと、栃木市の場合はどういうところがその就学先になるのでしょうか。

○委員長（広瀬義明君） 沼尾学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（沼尾行夫君） 栃木市で多くの場合は、まず障がいの重い子ですか、それは栃木市には養護学校がありますので、養護学校、その次が各学校の特別支援学級または通常学級と、そういうことになると思います。

以上です。

○委員長（広瀬義明君） 大武委員。

○委員（大武真一君） その第1項、第2項で、就学義務の猶予又は免除ということですが、どういう場合、済みません、基本的な話で、猶予して、どういう場合免除するかということについて少し説明をお願いします。

○委員長（広瀬義明君） 答弁を求めます。

沼尾学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（沼尾行夫君） 身体的に重度であり、学校へ通うことができないと、そういう者は免除、またその間を置いて治癒するというような場合には、猶予の期間で、それが完治したときには再度そこへ就学をするというような形でございます。

以上です。

○委員長（広瀬義明君） 大武委員。

○委員（大武真一君） ノーマライゼーションということの中で、通常学級になるべく通っていただいて、そういうふうな勉強をさせるというのが我が国の教育の方針だと私は思っているのですけれども、ノーマライゼーションということの中で、その辺はそういうことの中でいろいろやっておられるというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○委員長（広瀬義明君） 沼尾学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（沼尾行夫君） 今、委員のおっしゃったように、障がいのある子とない子が一緒に勉強する、ともに学ぶということは大事な視点でありますので、そのような形で進めております。ですが、その子供の状態によって、その年齢時に一番最適な学びの場というのもやっぱり探してあげるのも大事な視点かなというふうに思っております。

以上です。

○委員長（広瀬義明君） 大武委員。

○委員（大武真一君） 第3条の委員会、この組織ですけれども、この選定について、これ第2項ですけれども、(1)から(5)まであって、一定以上の公募者を入れるというのが自治基本条例第27条で定まっているのですけれども、この辺委員さんを公募をしないということについては問題ないのでしょうか。

○委員長（広瀬義明君） 沼尾学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（沼尾行夫君） 教育支援委員会の内容は、本人の障がいの状態や個人の教育的ニーズを把握する場面であること並びに教育学、医学、心理学の専門的な見地から意見をいただくというような場でありますので、栃木市自治基本条例の審議会条例の公募によらない審議会というものの中に、専ら高度な専門性を有する事案又は個人情報等を扱う場合には公募によらないという部分がありますので、これに基づいて判定したものであります。

以上です。

○委員長（広瀬義明君） ほかに質疑はございませんか。

大武委員。

○委員（大武真一君） それで、先ほどノーマライゼーションと申し上げたのは、そこも含むのですけれども、そんなふうな形で秘密主義的な形の中でやるということが果たしていかなものかという疑問を私は呈しているわけです。第7条の非公開にするとか、こういうところは公開にしてもいい。原則公開にすること、栃木市の会議は全て公開というのは原則ですけれども、ノーマライゼーション等関係の中ではあるのですけれども、このような形で一般的にオープンにするということが果たしていいことかどうなのかというのは十分論議をされていると思うのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○委員長（広瀬義明君） 沼尾学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（沼尾行夫君） 個人の障がい等のデリケートな部分がありますので、やはり公開はちょっと難しいのかなというふうに判断しておりまして、そこにありますように非公開というような形で進めたいなというふうに考えております。

以上です。

○委員長（広瀬義明君） 大武委員。

○委員（大武真一君） 1つは、これから男女間の比率というのも、委員のメンバーですが、女性も入れてというのが自治基本条例決まっていますよね。委員等の男女比は配慮して選出するということになっておるわけですし、そこはそのとおりにやっていただくということでもいいと思うのですけれども。

ちょっと次、もうちょっといいですか。

○委員長（広瀬義明君） ほかにご意見のある方がいれば、一時ほかの方のご意見も聞きたいと思えます。

針谷副委員長。

○副委員長（針谷正夫君） 委員会を招集するのは、委員長名で招集するということですが、先ほど本人の教育のニーズに基づいてという表現を使われましたけれども、学校を移りたいとか、あるいは委員会にのせてもらいたいとか、その判断というのはどなたがお決めになりますか、教員といいますか、その現場の先生方なのか、親なのか、子供なのかということでお聞きをします。

○委員長（広瀬義明君） 沼尾学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（沼尾行夫君） 第2条の2にもありますように、児童生徒等の、保護者等の意見を尊重するというのでありますので、今回保護者、本人の意見を重視するということが強く打ち出されているわけです。でも、ここに上がる前にも、学校のほうで各教育支援委員会的なものがありますので、そこで保護者との十分な共通理解を図りまして、それをもとに資料等を作成していただいて、市の教育支援委員会のほうに提出いただくということになっております。

○委員長（広瀬義明君） 針谷副委員長。

○副委員長（針谷正夫君） 大変大事なところですので、よくお願いをしたいと思います。

続けていいですね。

○委員長（広瀬義明君） はい。

○副委員長（針谷正夫君） それで、委員長が招集をして、会議が開かれるということなのですが、これはそうした事案が出た場合に招集をするということ、あるいは定例といいますか、月に1度とか、その点はどんなふうにしようと思っておりますか、あるいはなっておりますか。

○委員長（広瀬義明君） 沼尾学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（沼尾行夫君） 教育支援委員会の開催予定ということで、平成27年度は9回

予定しております。月だけでいきますと、5月、8月、10月、10月、11月、11月、12月、1月、1月というふうな形で9回予定しております。

○委員長（広瀬義明君） 針谷副委員長。

○副委員長（針谷正夫君） そうしますと、例えば6月にそうした案件とといいますか、事項が出てきた場合には、直近の次回の10月の委員会にかけると、こういうことの理解でよろしいのでしょうか。

○委員長（広瀬義明君） 沼尾学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（沼尾行夫君） 学校のほうからは出していただくような通知を出しまして、それをもとにしまして割り振りをして、割り振りというのは、この1回目にはこの人たちをやりますよというような形で割り振りをして、計画的に審議するようしております。それで、特別支援学校に行くことになった児童生徒につきましては、12月31日までに県のほうに報告することになりますので、それまでに計画的に進めていくということであります。

以上です。

○委員長（広瀬義明君） よろしいですか。

○副委員長（針谷正夫君） はい、結構です。

○委員長（広瀬義明君） ほかに質疑はございませんか。

青木委員。

○委員（青木一男君） この教育支援委員というのは、就学支援指導委員会ですか、その拡充した部分だというお話がありましたが、今これからの委員は20名ということなのですが、今までとそんなに変わらないのか、それともその20名の中で構成はどのような形になっているのか、ちょっとお聞きいたします。

○委員長（広瀬義明君） 沼尾学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（沼尾行夫君） 委員会の構成は20名でやっております。医者が2名、学識経験者、國學院大学の先生が1名、学校関係が9名、そしてあと福祉関係が8名であります。福祉関係におきましては、県南児童相談所、社会福祉協議会、社会福祉法人すぎのこ会、健康増進課、岩舟教育支所健康福祉課、都賀総合支所健康福祉課、こども課児童家庭チーム、社会福祉課こどもサポートセンターというような形で構成されております。

以上です。

○委員長（広瀬義明君） 青木委員。

○委員（青木一男君） 先ほど会議は非公開という形になっていますが、具体的にそういった事例はどのような形でそういった審議されるのか、ちょっと差し支えない程度に、例えば1つの事例があったときに、そのドクターがこれこれこういう症例を持っていますということで、皆さんいかがでしょうかとこの形になるかと思うのですが、その辺をどのような形で審議されているのでしょうか。

○委員長（広瀬義明君） 沼尾学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（沼尾行夫君） 学校から作成していただいた資料をもとにいたしまして、本人の障がいの状況、例えばそれが医者の方の見があるようでしたら、医者の所見も含め、また諸検査の結果も含め、あと各学校での学習、生活状況等について説明されて、それをもとにいたしまして審議をします。その場合は各学校から担任または特別支援コーディネーターが来て、その資料をもとにして説明をします、そういうものであります。

○委員長（広瀬義明君） よろしいですか。

青木委員。

○委員（青木一男君） スクールソーシャルワーカーが今現在1名ですか、その方との連携とか、そういうのは特には持たないのでしょうか。

○委員長（広瀬義明君） 答弁を求めます。

沼尾学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（沼尾行夫君） 就学指導委員会の特別委員ということではありませんが、その中で出た事例につきましては、事務局として入っておりますので、かかわれるものについては、学校教育課の指導チームの中で判断をしてかかわっていただけるものはかかわっております。直接的にはかかわってはおりません。

以上です。

○委員長（広瀬義明君） ほかに質疑はございませんか。

大武委員。

○委員（大武真一君） その組織のメンバー、この委員のメンバーですけれども、職員というのが、この福祉関係の例えば第3条第2項第3号ですか、福祉関係の職員あるいは4号の教育関係の職員というのは、これは今聞いておきますと、市職員かなと私はちょっと思っていたのですけれども、これに本当は市がつくのかなと思ったのですけれども、すぎのこ会とか、民間の方も入っていらっしゃるというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○委員長（広瀬義明君） 答弁を求めます。

沼尾学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（沼尾行夫君） 社会福祉法人すぎのこ会、ひまわり会主任という……申しわけありません。

○委員長（広瀬義明君） 答弁できますか。大丈夫ですか。

○委員（大武真一君） すぎのこ会とか何か今ちょっとおっしゃったではないですか。

〔「では、お答えいたします。市の職員ではなく、福祉」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬義明君） 済みません。

連絡員の方から沼尾学校教育課長のほうに資料の提出を願いたいと思います。



小林教育部長。

○教育部長（小林勝夫君） 先ほどご説明した福祉機関の中には、市の職員外のすぎのこ会ということで、社会福祉法人が入っています。これはそういう身体障がい者の方の就労支援とかやっていますので、その関係でご意見をもらうということで、判定の教育支援委員の委員として出席をいただいております。

以上でございます。

○委員長（広瀬義明君） 大武委員。

○委員（大武真一君） いや、ちょっとわからないのですけれども、その方は市の職員というのがもともとの身分の方が全てだというふうに捉えてよろしいのですか。

○委員長（広瀬義明君） 小林教育部長。

○教育部長（小林勝夫君） 全てが市の職員ということではなくて、民間のそういう福祉機関の方もこの委員の中には入っております。

以上でございます。

○委員長（広瀬義明君） 大武委員。

○委員（大武真一君） わかりました。職員というのは言葉がここに出てきているので、この言葉が適切なのかどうなのか、今のような誤解を招いたりするので、ちょっと変えたほうがいいのかなどという思いはあるのですけれども、それはちょっとでは置いておきまして、この専門委員の方もそのような形の中でということで、この第8条ですか、に職員の方を選ぶということですが、委員会委員のメンバーの方には報酬が出るということが後でちょっと出てくると思うのですけれども、あると思うのですけれども、この専門委員の方々についても会議を開いたりした場合は、報酬については出すというように捉えてよろしいのでしょうか。

○委員長（広瀬義明君） 沼尾学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（沼尾行夫君） 専門委員にはお二人いるわけですが、1回につき1万5,000円、その他学識経験者という方には5,000円という形で出しております。

以上です。

○委員長（広瀬義明君） 大武委員。

○委員（大武真一君） 1つは、そのように差をつけるということが果たしていいことかということで、最近フラットにされていると私は思うのですけれども、その辺は十分今後検討されたほうがいいのかという気はするのですけれども、市の職員さんがなっている場合は、ダブって支給するという、ダブってというのはいないですね。市の職員さんの場合の例えば委員さんあるいは専門委員さんには報酬を支払うということになるのでしょうか。

○委員長（広瀬義明君） 沼尾学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（沼尾行夫君） 専門委員、学識経験者のみに支払っております。

以上です。

○委員長（広瀬義明君） 大武委員。

○委員（大武真一君） 専門委員の中には、市の職員さんもいらっしゃるし、市の職員でない方もいらっしゃるのです。ですから、市の職員さんが専門委員になる場合もあるわけですね、さっきの回答では。そうすると市の職員さんにもその専門委員としての報酬を支払うのでしょうかと私は聞いております。

○委員長（広瀬義明君） 沼尾学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（沼尾行夫君） その場合には払わないということでございます。

○委員（大武真一君） 了解。

○委員長（広瀬義明君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬義明君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬義明君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬義明君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第24号 栃木市教育支援委員会条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬義明君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第24号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

#### ◎議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（広瀬義明君） 次に、日程第3、議案第36号 栃木市教育委員会委員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

中村教育総務課長。

○参事兼教育総務課長（中村光一君） ただいまご上程をいただきました議案第36号 栃木市教育委員会委員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。議案書は66ページ、議案説明書は89ページになります。お開き願います。議案書は66ページです。議案説明書89ページをそれぞれお開き願います。

まず、議案説明書89ページをごらん願います。提案理由であります、地方教育行政の組織及び

運営に関する法律の一部改正に伴い、教育長が教育委員会の構成委員であるが、委員でないものとして位置づけられるため、栃木市教育委員会委員の定数を定める条例の一部を改正することについて議会の議決を求めるものでございます。

改正の概要といたしましては、教育委員会委員の定数を改めることであります。参照条文は説明を省略させていただきます。

議案書67ページの改正の内容につきましては、新旧対照表で説明させていただきますので、議案説明書90、91ページをお開き願います。条例本文中に定められた委員の定数を「7人」から「6人」に改めるものでございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、教育委員長と教育長を一本化した新教育長が設置されることとなります。現行の法律では、首長が議会の同意を得て教育委員を任命し、教育委員会が教育委員の中から教育長を任命しているところですが、改正法では首長が直接教育長を任命することとなり、教育長が教育委員でなくなることから定数を改めるものでございます。なお、定数は減となりますが、改正法において教育委員会は、教育長及び教育委員をもって組織するとの改正規定により、教育長も教育委員会の構成員となりますので、教育委員会は現行の7名の構成人数に変わりはないところでございます。

議案書67ページをごらん願います。附則であります。施行期日は、平成27年4月1日から施行するというものでございます。

経過措置といたしまして、法律の施行の際、現に在職する教育長がある場合、その任期中は本改正条例の規定は適用せず、改正前の栃木市教育委員会委員の定数を定める条例の規定は、なおその効力を有するというものでございます。

議案書66ページをごらん願います。議案第36号 栃木市教育委員会委員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について、栃木市教育委員会委員の定数を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定することについて議会の議決を求めるものでございます。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

以上です。

○委員長（広瀬義明君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬義明君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬義明君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬義明君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第36号 栃木市教育委員会委員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬義明君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第36号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

◎議案第37号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（広瀬義明君） 次に、日程第4、議案第37号 栃木市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

中村教育総務課長。

○参事兼教育総務課長（中村光一君） ただいまご上程をいただきました議案第37号 栃木市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。議案書は68ページ、議案説明書は93ページからとなります。お聞き願います。

まず、議案説明書93ページをお聞き願います。提案理由を申し上げます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、教育委員会委員長と教育長が教育長に統合されること及び教育支援委員会の設置並びに学校生活支援員の名称の変更に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて議会の議決を求めるものであります。

改正の概要といたしましては、教育委員会の委員長を削ること、就学指導委員会委員を教育支援委員会委員に改めること、学校生活支援員の名称を学校支援員に改めることとあります。参照条文は説明を省略させていただきます。

議案書69ページからの改正の内容につきましては、新旧対照表で説明いたしますので、議案説明書94、95ページをお聞き願います。栃木市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例中、各種特別職の報酬を規定する別表の改正でございます。教育委員長と教育長合わせた新教育長ができることに伴い、委員長の規定を削除すること、就学指導委員会の名称を先ほど議案第24号においてご審議いただきましたとおり、栃木市教育支援委員会条例の制定に伴い、「就学指導委員会委員」を「教育支援委員会委員」に改めること、「学校生活支援員」をその実情に合わせ「学校支援員」に改め、報酬の額の表記に一部誤りがあったため、改めるものでございます。

議案書69ページをごらん願います。附則ではありますが、平成27年4月1日から施行するものであります。

70ページをお開き願います。経過措置でありますけれども、削除をいたしました教育委員長にかかわる規定については、先ほどの議案第36号同様、現教育長の在任期間中は、改正前の条例規定が従前のおりその効力を有するというものでございます。

議案書68ページをごらん願います。議案第37号 栃木市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、栃木市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することについて議会の議決を求めるものでございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

以上です。

○委員長（広瀬義明君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

大武委員。

○委員（大武真一君） 議案書のほうの69ページでありますけれども、ここには学校支援員を名称を変えたというようなことの中で、ここに同じような学校生活の「生活」をとって学校支援員というふうに決めたわけですね、名称を。教育支援委員のほうは、教育支援といいますか、先ほど議題になったのですけれども、のほうのその費用というのは、69ページには載っていないのですけれども、これは議案説明書のほうには載っているのですか。これちょっと私見ていないのですけれども。ああ、載っているのですね。これちょっと、これから決めるのだけれども、その教育支援委員は、就学指導から教育支援に決まったということで、95ページですが、95ページに1万5,000円、5,000円ということで決めたということですか。ちょっとそれ確認させてください。

○委員長（広瀬義明君） 当局の説明を求めます。

沼尾学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（沼尾行夫君） 特別支援員と、先ほどの……

○委員（大武真一君） 教育支援委員ね。

○参事兼学校教育課長（沼尾行夫君） 教育支援委員とはちょっと別物でありまして……

○委員（大武真一君） 別なのだ。

○参事兼学校教育課長（沼尾行夫君） 済みません。申しわけありません。就学支援委員会から教育支援委員会委員に改めというのはそうありますが、その下の学校生活支援員の中の特別支援員というのは、先ほどの委員とは別。

○委員（大武真一君） ですよ。

○参事兼学校教育課長（沼尾行夫君） はい、別です。

○委員（大武真一君） それはわかっているのだ。

○参事兼学校教育課長（沼尾行夫君） 通常の学級にいる障がいを持った子供たちを支援する支援員のことです。

以上です。

○委員（大武真一君） わかった。

○委員長（広瀬義明君） よろしいですか。

○委員（大武真一君） わかりました。

○委員長（広瀬義明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬義明君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

静粛にお願いいたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬義明君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬義明君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第37号 栃木市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬義明君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第37号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

#### ◎議案第42号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（広瀬義明君） 次に、日程第5、議案第42号 栃木市立幼稚園設置条例及び栃木市立幼稚園保育料条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

沼尾学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（沼尾行夫君） ただいまご上程いただきました議案第42号 栃木市立幼稚園設置条例及び栃木市立幼稚園保育料条例を廃止する条例の制定についてご説明いたします。

議案書80ページ、議案説明書114ページをお開きください。提案理由についてであります。就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴い、栃木市立幼稚園設置条例及び栃木市立幼稚園保育料条例を廃止することについて議会の議決を求めるものであります。

また、本件につきましては、栃木市認定西方なかよしこども園を幼保連携型認定こども園という幼稚園機能及び保育園機能を有する単一施設とするために、今回保育課から議案第29号として提出

されております栃木市認定西方なかよしこども園条例の一部を改正する条例の制定に伴い、教育委員会の所管の設置条例が不要となるため、廃止するものでございます。

議案書81ページをごらんください。栃木市立幼稚園設置条例及び栃木市立幼稚園保育料条例を廃止する条例、次に掲げる条例を廃止する。1、栃木市立幼稚園設置条例、2、栃木市立幼稚園保育料条例。

80ページをごらんください。栃木市立幼稚園設置条例及び栃木市立幼稚園保育料条例を廃止する条例をただいまご説明しましたように制定するものであります。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

以上です。

○委員長（広瀬義明君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬義明君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬義明君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬義明君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第42号 栃木市立幼稚園設置条例及び栃木市立幼稚園保育料条例を廃止する条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬義明君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第42号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで暫時休憩といたします。

（午前 9時59分）

---

○委員長（広瀬義明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時10分）

---

◎議案第47号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（広瀬義明君） 次に、日程第6、議案第47号 下都賀地区視聴覚ライブラリー協議会規約の一部変更についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

小林生涯学習課長。

○生涯学習課長（小林章二君） ただいまご上程いただきました議案第47号 下都賀地区視聴覚ライブラリー協議会規約の一部変更についてをご説明いたします。議案書は87、88ページになります。また、議案説明書は130、131ページであります。

恐れ入りますが、まず議案説明書130ページをごらんください。提案理由であります。地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、下都賀地区視聴覚ライブラリー協議会規約の一部を変更することにつきまして、関係地方公共団体と協議をしたいので、地方自治法第252条の6の規定により、議会の議決を求めるというものでございます。

改正の概要につきましては、引用する法律の条項を改めることとあります。参照条文につきましては、地方自治法の抜粋であります。131ページの第252条の6の中段以降になりますが、協議会の規約を変更し、又は協議会を廃止しようとするときは、第252条の2の2第1項から第3項までの例により、これを行わなければならないと規定されております。

また、戻りまして、130ページの第252条の2の2第1項、下段のほうになりますが、協議会の規約につきましては、協議により規約を定めとあり、また第3項には、第1項の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならないと規定されておまして、この協議会の規約の変更につきましては、関係地方公共団体の議会の議決を経て関係地方公共団体と協議をするというものでございます。

次に、変更分につきましてご説明いたします。恐れ入りますが、議案書のほうになります。議案書の88ページをごらんください。下都賀地区視聴覚ライブラリー協議会規約（昭和53年10月1日）の一部を次のように変更するというものであります。

第1条中、こちらは地方自治法の引用条項であります「第252条の2」を「第252条の2の2」に改めるというものでございます。

また、附則になりますが、この規約は、平成27年4月1日から施行するというものであります。

以上で説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長（広瀬義明君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

大武委員。

○委員（大武真一君） 確認ですけれども、この下都賀地区というのは、どういう市町村なのか、確認させてください。

小林生涯学習課長。

○生涯学習課長（小林章二君） 小山市、下野市、野木町、壬生町、そして栃木市ということでございます。



○委員長（広瀬義明君） 大武委員。

○委員（大武真一君） このライブラリーの目的をお伺いしたいと思います。

○委員長（広瀬義明君） 小林生涯学習課長。

○生涯学習課長（小林章二君） こちらのライブラリーにつきましては、社会教育法の第5条の17号になりますが、市町村の教育委員会が行う事務として、視聴覚教育に必要な設備教材及び資料の提供に関するということがうたわれております。その実施に当たりまして、自治法で規定します協議会を設立して、3市2町でその事務に当たるという目的でございます。

以上です。

○委員長（広瀬義明君） 大武委員。

○委員（大武真一君） このライブラリーの場所、どこ辺にあるのか、またそのたくさんの使われ方をしているのかどうなのか、ちょっとその辺のことをお伺いします。

○委員長（広瀬義明君） 小林生涯学習課長。

○生涯学習課長（小林章二君） 協議会の事務所の所在地としましては、こちらの市役所の生涯学習課が事務局をやっていますから、栃木市万町9番25号というところが一応事務所の所在地になりますが、資料等がかなりありますので、栃木図書館の中にそのものが置かれてあります。

そして、その使い勝手の関係でございますが、今年度、これは平成27年の1月末現在でございますが、合計で人数としまして1万8,946人、団体数にしますと333団体、あとフィルム、ビデオ、DVDの本数ですが、474本使われております。

以上でございます。

○委員長（広瀬義明君） 大武委員。

○委員（大武真一君） 確認ですけれども、栃木市図書館にたくさんのビデオが、それからいろんなテープがあるのですけれども、あれが図書館のものではなくて、下都賀地区視聴覚ライブラリーのものというふうに理解してよろしいのですか。

○委員長（広瀬義明君） 小林生涯学習課長。

○生涯学習課長（小林章二君） 図書館としてそろえているものとはまた別で、協議会として持っているもので、教育映画のフィルムとか、教育映画のビデオ、あとはDVDというような形でございます。

○委員長（広瀬義明君） 大武委員。

○委員（大武真一君） では、それはその事務所はこの市役所にあるのですけれども、市役所の事務所のほうにこういうのを見たいとか、借りたいとかいうのは個人でも申し入れて借りるということはあるのでしょうか。

○委員長（広瀬義明君） 小林生涯学習課長。

○生涯学習課長（小林章二君） 一応図書館のほうに協議会の職員としまして半日の勤務でございま

すが、そういった職員も雇ってございます。また、あと市のほうにそういうお話があっても、お話をつなぐということは可能でございます。

以上です。

○委員長（広瀬義明君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬義明君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬義明君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬義明君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第47号 下都賀地区視聴覚ライブラリー協議会規約の一部変更についてを採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬義明君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第47号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

#### ◎議案第48号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（広瀬義明君） 次に、日程第7、議案第48号 支払手段としての財産の使用についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

鶴飼文化課長。

○文化課長（鶴飼信行君） ただいまご上程いただきました議案第48号 支払手段としての財産の使用につきましてご説明申し上げます。議案書は89ページ、議案説明書は132ページでございます。

恐れ入りますが、議案説明書の132ページをお開き願います。提案理由でございますが、「深川の雪」高精細複製画制作許諾の対価として、完成した同高精細複製画1点を岡田美術館に引き渡すことについて議会の議決を求めるものでございます。これは岡田美術館のほうへ高精細複製画制作の許諾料をお金で支払うのではなく、栃木市が高精細複製画を2点制作しまして、許諾の対価としてその1点を岡田美術館に引き渡すことが岡田美術館側からの条件として示されたことによります。参照条文は地方自治法第96条第1項、「普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない」。同項第6号、「条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払い手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること」

というものであります。

次に、議案書の89ページをお開き願います。議案第48号 支払手段としての財産の使用について、次により財産を支払手段として使用することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1、目的であります。箱根町にあります岡田美術館が収蔵する喜多川歌麿の肉筆画大作「深川の雪」の高精細複製画を栃木市が制作することについて許諾を取得するためでございます。

2、使用する財産であります。 「深川の雪」高精細複製画1点であります。

3、相手方ではありますが、神奈川県足柄下郡箱根町小涌谷493番地1、岡田美術館館長、小林忠であります。

以上で議案第48号 支払手段としての財産の使用につきまして、説明を終了させていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（広瀬義明君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

針谷副委員長。

○副委員長（針谷正夫君） 予算書のほうでもまた出てくるのですが、こちらでまず聞きます。

900万円で2幅をつくって、1幅を財産の等価交換というのでしょうか、ここに出てくる条文に従って、そういう手段で対価を払うということなのですが、岡田美術館側のほうから出た話だということなのですが、その交渉の過程で出た話といいますか、そんなことを出せる範囲でお聞かせ願えればありがたいと思います。

○委員長（広瀬義明君） 鶉飼文化課長。

○文化課長（鶉飼信行君） まず、予算の900万円という話についてもちょっと説明をさせていただきたいと思うのですが、高精細複製画の制作費は750万円で一応計上してございます。

○副委員長（針谷正夫君） ああ、そうでしたね。

○文化課長（鶉飼信行君） はい。岡田美術館と協議をしている、まだ細かい点について協議をしているところもあるのですが、その中で2幅を制作するのに最大で750万円というふうなことでお互い確認をとってございます。交渉の中で、岡田美術館側のほうとすると、許諾料をいただくのではなく、岡田美術館としては複製画が欲しいというふうなことでございました。ということで、栃木市については2点を作成していただいて、1点を岡田美術館が欲しいというふうな条件が提示されたところでございます。

以上です。

○委員長（広瀬義明君） 針谷副委員長。

○副委員長（針谷正夫君） 私がこの質問をした真意といいますのは、向こうは実業家の方がたたき上げで美術品を収集して、あれだけの名画を手に入れたと、その本物を持っている方が複製画が欲

しいと、これはやはりただ何でもいいから複製画が欲しいということではなくて、そこにはやっぱり経営戦略とか、岡田美術館を広めていく上での何か目的といいますか、そういう狙いがあるのかなということでお聞きをしたのですが、そのことは何もなかったでしょうか。

○委員長（広瀬義明君） 鶉飼文化課長。

○文化課長（鶉飼信行君） これは推察になるので、余り記録として残していただきたくはないのですが、岡田美術館のほうとすれば、岡田美術館のオーナーの方は、もともと小山市で起業された方で、現在も小山市に本社のほうは工場がございます。そんなふうな関係もあって、栃木市との関係を気にしていただいた。栃木が歌麿を探していたというのを存じ上げていただいた。それで、栃木市のほうからの申し出で、いいですよというふうに今回快く許諾をしていただいたところでございます。

そういった中で、実際に歌麿の本物のほうは、去年は3カ月展示でございます。今年の予定は4月から8月末というふうなことでございます。実際、肉筆画の大作でございますので、本来そういった長期間の展示をしていくことは、作品を傷めることにもつながってまいりますので、通年として岡田美術館としても展示をしたくても、それはできないのが実情でございます。そういったこともあって、岡田美術館のほうはその展示されていない期間に、去年も栃木市のほうから市民の皆様が6月30日に終わってしまった後もごらんいただいて、「飾っていないの」というふうなことをよく聞かれたというふうに岡田美術館のほうからもお話ししておりますが、そういったこともあって、本物が飾れない期間にもその複製画なら飾れるというふうに思っていらっしゃるのではないかなというふうに思っております。

以上です。

○委員長（広瀬義明君） 針谷副委員長。

○副委員長（針谷正夫君） 今のは余談として聞きますが、私どもといいますか、栃木市では複製画を持っているわけでありまして、向こうの大の本物を持っている本家本元のほうでその複製画を利用して、そういう活用するのだということなのですが、私はほかにも何か使い道があるのかなという気がして質問をしたのですが、と申しますのは、こちらで複製画を3点そろえるということで、あれだけの起業家でありますので、栃木市さんのほうでもし高精細の複製画3点をお持ちであるならば、こういうふうな使い方がありますよというような話が出なかったでしょうかというか、逆にそういうことはお聞きしなかったでしょうかという、こういう質問なのですが。

○委員長（広瀬義明君） 鶉飼文化課長。

○文化課長（鶉飼信行君） ただいまのご質問であります。昨年小林忠館長様が栃木市にお見えになって講演をいたしました。小江戸のほうの関係で来たわけですが、その節に館長のほうからは岡田美術館としては、アメリカにある本物2点をぜひ日本に持ってきて展示したいというふうなことを考えているというふうなことをその中で披露されておりました。岡田美術館は複製画3点という

ことではなく、本物3点を飾るということで進めているというようなことで私はそこで理解したのですが、ですから岡田美術館は本物志向というふうなことでございます。

以上です。

○委員長（広瀬義明君） 針谷副委員長。

○副委員長（針谷正夫君） 現実を見据えたご答弁というか、ということだと思っております。やはり現実として、向こうは本物3点を狙っていると、私どもは複製画3点でいくと、こういう道筋までは間違いなく現実のスタートラインにいるわけですので、それを生かしてやっていきたいと、今回のこの条例については、もちろん賛成をさせていただきますが、ということでそれに絡めて複製画の利用ということまで入って、その小林さんとの関係で質問させていただきました。

以上です。

○委員長（広瀬義明君） ほかに質疑はありませんか。

大武委員。

○委員（大武真一君） ちょっと関連するのですけれども、「月」と「花」、「雪」、これで3つそろうということで意義のあることだと思っておりますけれども、本物が一番いいのですけれども、本物はちょっとできないということで、リノベーション事業で美術館等を近いうちにできるのかなという思いがあるのですけれども、そういうところに例えば新しい美術館ができたときに、そこに展示するとかいうことについてはお考えなのでしょうか。私複製画なので、いかがなものかなという気もないわけではないものですから、今、古久磯提灯店にちょっとあるのですか、ありますか、ああいうところに美術館とは別に飾るほうがいいのか、あるいはいや、もう立派な複製画だから美術館に飾って、今、針谷副委員長の話のように利用していくのか、その辺のお考えがあればお伺いしたいと思います。

○委員長（広瀬義明君） いや、恐れ入ります。現在の議題は財産の支払手段としての使用ということで、その点についてはまた別のときにお諮りいただければと思います。

大武委員。

○委員（大武真一君） 済みません。では、委員長の指導なものですから、それは撤回いたしまして、精密画はこれから予算が通ればメーカー、そういうことをやっているところに頼むことになると思うのですけれども、この「月」と「花」を頼んだメーカーというか、複製画屋さんと同じように頼むということになるのでしょうか。

○委員長（広瀬義明君） 鶴飼文化課長。

○文化課長（鶴飼信行君） 岡田美術館との協議の中では、複製画を制作する委託先につきましても、岡田美術館と協議をして進めるというふうなことになってございます。現在のところ、岡田美術館のほうでは、うちが2点制作しました京都文化協会にもお願いしたことがあって、実績は存じ上げているそうなので、実際協議をして決定する際には、岡田美術館と私どもで協議をした結果でお願い

いすることになるかと。実績があるところについては、ほかに同じような実績を持つところが少ないことでもありますので、今まで頼んできたところに頼むことが濃厚かなというふうには思っております。

○委員長（広瀬義明君） よろしいですか。

○委員（大武真一君） はい。

○委員長（広瀬義明君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬義明君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬義明君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬義明君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第48号 支払手段としての財産の使用についてを採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬義明君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第48号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

#### ◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（広瀬義明君） 次に、日程第8、議案第11号 平成26年度栃木市一般会計補正予算（第7号）の所管関係部分を議題といたします。

当局から説明を求めます。

増山商工観光課長。

○商工観光課長（増山昌章君） ただいまご上程をいただきました議案第11号 平成26年度栃木市一般会計補正予算（第7号）のうち所管部分につきましてご説明をさせていただきます。

まず、歳出からご説明いたします。恐れ入りますが、補正予算書62、63ページをお開きください。6款1項2目農業総務費についてご説明いたします。補正額は12万5,000円の増額でありまして、右の説明欄、農業事務費（岩舟）につきましては、経常的事業でありますので、説明は省略させていただきます。

続きまして、3目農業振興費につきましてご説明いたします。補正額33億5,047万1,000円の減額でありまして、中ほどの財源内訳欄の特定財源のその他につきましては、新規就農サポート事業に対する東日本大震災復興推進基金繰入金の減額であります。右の説明欄をごらんください。首都圏

農業確立対策補助事業費（栃木）につきましては、昨年2月の大雪による農業園芸施設復旧事業費補助金などで、当初の見込みを下回ったため減額するものであります。

次の農業振興地域整備計画改定事業費につきましては、関係機関との協議書作成などの業務委託が不要となったため、これに伴い減額するものであります。

次の農地利用集積確保事業費補助金につきましては、新規に農地の利用集積を行った認定農業者と農地所有者に対する補助金でありまして、本制度が関係者に広く浸透してきたことを受け、大幅に制度を活用する対象者が増加していることから、増額するものであります。

続きまして、5目農地費につきましてご説明いたします。補正額1億5,512万6,000円の減額でありまして、右の説明欄をごらんください。西前原地区県営かんがい排水事業負担金につきましては、本年度の県営事業費の減額に伴い、本市負担金が減少したことによるものであります。

次の県営基幹水利施設ストックマネジメント事業負担金（栃木）につきましては、大岩藤地区の県営ストックマネジメント事業において、本年度の県営事業費の減額に伴い、本市負担金が減少したことによるものであります。

次の農業水利施設保全合理化事業（大平）につきましては、大平地区内にある4カ所の河川用水堰のうち、今年度2カ所の堰の機能診断と保全計画を策定する予定でありましたが、国の予算配分が要求額に満たなかったことから、今年度は堰4カ所の機能診断のみ実施することとし、事業費を減額するものでございます。

続きまして、64、65ページをお開きください。2項2目林業振興費につきましてご説明をいたします。補正額417万6,000円の減額でありまして、右の説明欄をごらんください。治山林道管理費（栃木）につきましては、昨年2月の大雪による栃戸沢線のほかの林道災害復旧工事で、一部が県施行の工事に切りかわったことによる減額であります。治山林道管理費（西方）につきましては、昨年2月の大雪による林道真上男丸線の倒木除去が当初計画量を下回ったことによる減額であります。

続きまして、66、67ページをごらんください。7款1項2目商工業振興費につきましてご説明いたします。補正額4,351万8,000円の減額でありまして、中ほどの財源内訳欄の特定財源のその他につきましては、産業支援補助事業費に対する東日本大震災復興推進基金繰入金の減額であります。右の説明欄をごらんください。中小企業金融保証事業費（栃木）につきましては、市制度融資利用者が栃木県信用保証協会へ支払う保証料を補助する事業でありまして、市制度融資の利用が当初の想定より増加したために、中小企業向け資金融資保証料補助金を増額するものです。

次の企業立地促進事業費につきましては、立地奨励金の交付対象企業に設備投資計画の変更が生じたことから、奨励金を減額するものであります。

続きまして、3目工業開発費についてご説明いたします。補正額は1億4,032万1,000円の増額でありまして、中ほどの財源内訳欄の特定財源その他につきましては、宇都宮西中核工業団地一部事務組合からの負担金がなくなったことによる減額であります。右の説明欄をごらんください。千塚

町上川原産業団地特別会計繰出金につきましては、当初産業団地事業債の地方道路等整備事業債で予定しておりましたが、産業団地外のアクセス道路の市道整備であることから、一般財源で対応するために特別会計への繰出金を増額するものであります。

次の都賀インター周辺開発事業費につきましては、開発に当たっての具体的な課題の検討等の基本調査業務を実施した結果、委託業務が減額となったものです。

続きまして、4目観光費につきましてご説明いたします。補正額は125万9,000円の減額でありまして、中ほどの財源内訳欄の特定財源その他につきましては、観光情報物産館整備事業費に対する東日本大震災復興推進基金繰入金を増額であります。右の説明欄をごらんください。かかしの里施設整備事業費につきましては、かかしの里入り口に接する基幹道路の電柱移設を行った結果、入り口付近の見通しがより改善されたことから、隣接地の用地買収を見送ることとし、その委託料と公有財産購入費を減額するものであります。

○委員長（広瀬義明君） 中村教育総務課長。

○参事兼教育総務課長（中村光一君） 続きまして、10款教育費につきましてご説明いたしますので、恐れ入りますが、補正予算書の76、77ページをお開き願います。

1項3目教育振興費につきましてご説明いたします。補正額は865万6,000円を増額でありまして、中ほどの補正額の財源内訳欄のその他の特財につきましては、奨学基金などへの寄附金であります。右の説明欄をごらんください。奨学基金繰出金につきましては、経済的理由により就学することが困難な方に貸し付けを行う奨学基金に対し、個人から寄附及び教育に対するふるさと応援寄附があったものを奨学基金への繰出金として増額するものであります。

78、79ページをお開き願います。次に、2項3目学校建設費であります。補正額は2,929万1,000円の減額であります。右の説明欄をごらん願います。まず、初めの大平南小学校校舎整備事業費につきましては、仮設校舎の賃借料の執行残2,236万6,000円を減額するものであります。

次の小学校普通教室等エアコン設置事業費につきましては、設計業務委託料の執行残209万7,000円を減額するものであります。

次の小学校洋式トイレ改修事業費につきましては、設計業務委託料の執行残351万1,000円を減額するものでございます。

次の旧中央小学校施設解体事業費につきましては、工事監理業務委託料及び工事請負費の執行残131万7,000円を減額するものであります。

80、81ページをお開き願います。3項2目教育振興費であります。補正額は355万5,000円の減額でありまして、右の説明欄をごらん願います。中学校就学援助事業費につきましては、要保護、準要保護生徒に対する学用品等の援助するものであります。当初見込んでいた対象者が減少したため、減額するものであります。

次に、3目学校建設費であります。補正額は1億2,813万1,000円の減額であります。右の説明



欄をごらん願います。大平中学校校舎等整備事業費につきましては、仮設校舎の賃借料の執行残1億1,563万1,000円を減額するものであります。

東陽中学校敷地拡張整備事業費につきましては、今年度実施しました用地測量及び現地測量に引き続き、関係法令認可申請を行う予定でありましたが、開発面積確定に至らず、実施期間が確保できないことから、翌年度に実施することとしたための委託料を減額するものであります。

82、83ページをお開きください。5項2目公民館費でございます。補正額は258万1,000円の減額でありまして、右の説明欄をごらん願います。静和地区公民館管理運営費につきましては、昨年2月に開館した本施設の施設利用状況が当初の見込みを下回ったこと及び空調設備の利用を控えるなど省エネに努めたことによる光熱水費の減額と、当初予定していた夜間及び休日等の職員不在時における施設管理人の常駐配置から、利用がある場合のみ管理人を配置することとした結果による施設管理委託料の減額が主なものでございます。

3目図書館費であります。補正額は420万円の増額でありまして、中ほどの財源内訳欄の特定財源のその他につきましては、図書館振興基金寄附金であります。右の説明欄をごらん願います。図書館振興基金積立金につきましては、ふるさと応援寄附金のうち、図書館振興基金宛ての寄附が大幅に増えたため、寄附金を基金として積み立てるものであります。

4目文化財保護費であります。補正額は196万3,000円の減額でありまして、中ほどの補正額の財源内訳、国庫支出金につきましては、伝統的建造物群保存事業費の減に係る減額分265万円であり、その他につきましては、ふるさと文化振興基金寄附金と東日本大震災復興推進基金繰入金の増額、ふるさと文化振興基金利子と、とちぎ蔵の街美術館使用料の減額であり、総額で877万1,000円の増額となるものでございます。右の説明欄をごらんください。まず、ふるさと文化振興基金積立金につきましては、ふるさと文化振興基金利子の利率が低かったことによる基金利子積み立ての減額分と、ふるさと文化振興基金寄附金として、ふるさと文化振興基金に主に栃木市ふるさと応援寄附へ寄附をいただいた個人167名と7団体から寄附があったこと等による寄附金積み立ての増額分を相殺し、ふるさと文化振興基金として積み立てるものであります。

次のとちぎ蔵の街美術館特別企画展等開催事業費につきましては、とちぎ蔵の街美術館で開催する展覧会のポスター、チラシ等の宣伝物の印刷について見積もり合わせの結果、印刷製本費が当初の見込みを下回ったことによる補正減であります。

次の伝統的建造物群保存事業費についてであります。小山高専と共同で実施している伝統地区における総合防災事業の研究が平成27年度にまとまるため、その成果を有効に活用すべく防災計画策定事業委託を延期し、また伝建地区説明板業務委託につきましては、予定していた設置場所の調整が必要となったことから、平成27年度以降に整備を延期するため、減額するものであります。

さらに、伝統的建造物の修理等の補助対象経費の減額に係る伝統的建造物群保存事業費補助金を減額するものであります。

84、85ページをお開き願います。6項1目保健体育総務費であります。補正額は515万9,000円の増額でありまして、中ほどの財源内訳欄、特定財源のその他につきましては、スポーツ振興寄附金の増額分であります。右の説明欄をごらん願います。スポーツ振興基金積立金につきましては、ふるさと応援寄附金を基金に積み立てるものであります。

以上で10款教育費の歳出に関する説明を終了いたします。

○委員長（広瀬義明君） 出井伝建推進室長。

○伝建推進室長（出井章則君） 続きまして、歳入について説明いたします。

恐れ入りますが、第7次補正予算書38、39ページをお開きください。13款1項9目2節小学校使用料2万9,000円の増額につきましては、右の説明欄をごらんください。説明欄の吹上小学校太陽光発電施設屋根貸出使用料につきましては、吹上小学校の屋根を貸し出し、太陽光発電施設が設置されたことに伴い発生する使用料であります。

次に、3節中学校使用料26万円につきましては、右の説明欄をごらんください。1項目め、栃木東中学校太陽光発電施設屋根貸出使用料から5項目め、寺尾中学校太陽光発電施設屋根貸出使用料につきましては、2節と同様に、栃木東中学校、吹上中学校、皆川中学校、栃木南中学校及び寺尾中学校の屋根貸し出しの使用料であります。

次に、6節社会教育使用料200万円の減額につきましては、右の説明欄をごらんください。とちぎ蔵の街美術館使用料につきましては、とちぎ蔵の街美術館の管理運営が今年度より市の直営になり、館内整備のため1カ月間休館したこと、また展覧会が年6回から年4回に減ったことにより、入館料が当初の見込みを下回ったため、減額するものでございます。

続きまして、40、41ページをお開きください。14款2項5目3節中学校費補助金5,062万1,000円の増額につきましては、右の説明欄をごらんください。学校施設環境改善交付金につきましては、大平中学校校舎解体工事に対する国からの交付金でありまして、補助事業のメニューなどを精査したことにより、増額となるものであります。

次に、4節社会教育費補助金265万円の減額につきましては、右の説明欄をごらんください。説明欄の重要伝統的建造物群保存地区保存事業費補助金でありまして、先ほど歳出のところでご説明いたしました伝統的建造物群保存事業補助金の減額に係る国庫補助金を減額するものであります。

続きまして、42、43ページをお開きください。15款2項4目1節農業費補助金25億5,436万3,000円の減額につきましては、右の説明欄をごらんください。まず、土地改良事業費補助金につきましては、大平地区における農業水利施設保全合理化事業の事業費が入札により金額が確定したため、減額するものであります。

次の首都圏農業確立対策事業費補助金につきましては、強い農業づくりの交付金の事業費が入札により金額が確定したため、減額するものであります。

次の被災農業者向け経営体育成支援事業費補助金につきましては、昨年2月の大雪による園芸施

設被害の撤去、復旧に係る県補助金で当初の見込みを下回ったため、減額するものであります。

次の栃木県農漁業災害対策特別措置条例補助金につきましては、昨年2月の大雪により、園芸作物での病虫害防除などの支援に係る県補助金で、当初の見込みを下回ったため、減額するものであります。

次に、7目1節農林水産施設災害復旧費補助金265万5,000円の減額につきましては、右の説明欄をごらんください。林業施設災害復旧事業費補助金につきましては、昨年2月の大雪による林道災害復旧工事の一部が県施行の工事に切り替わったことから、補助金額が当初の見込みを下回ったため、減額するものであります。

続きまして、16款1項2目1節利子及び配当金の所管部分につきましては、右の説明欄をごらんください。説明欄、上から4項目目のふるさと文化振興基金利子につきましては、基金利子の利率が低かったことにより、減額するものであります。

続きまして、44、45ページをお開きください。17款1項6目1節教育総務費寄附金865万6,000円につきましては、右の説明欄をごらんください。教育総務費寄附金につきましては、個人3名の方から寄附及び教育に対するふるさと応援寄附があったことにより、増額となるものであります。

次に、2節社会教育費寄附金1,117万8,000円につきましては、右の説明欄をごらんください。図書館振興基金寄附金につきましては、ふるさと応援寄附金による図書館振興基金に寄附が大幅に増えたため、増額するものであります。

次のふるさと文化振興基金寄附金につきましては、個人167名と7団体からの寄附があったこと等による増額であります。

次に、3節保健体育費寄附金515万9,000円につきましては、右の説明欄をごらんください。スポーツ振興寄附金でありまして、ふるさと応援寄附金があったための増額であります。

続きまして、46、47ページをお開きください。20款5項5目2節雑入の所管部分につきましては、右の説明欄をごらんください。説明欄5項目目、宇都宮西中核工業団地事務組合負担金等（産業建設課）（西方）につきましては、派遣職員の負担金の受け入れが職員課に統一されたことに伴い、減額を行うものであります。

以上をもちまして、所管関係部分の歳入の説明を終わらせていただきます。

○委員長（広瀬義明君） 田中農林課長。

○農林課長（田中良一君） 続きまして、繰越明許費につきましてご説明いたします。

恐れ入りますが、3ページをお開きください。第2条の繰越明許費であります。これは地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越しして使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」によるというものであります。

続きまして、6ページをお開きください。第2表、繰越明許費のうち所管部分につきましてご説明いたします。上から4事業目の6款1項農業費、首都圏農業確立対策補助事業につきましては、

昨年2月の大雪による農業園芸施設復旧事業費などで、現地確認など実施した結果、施設の復旧が年度内に完了できないと判断したため、繰り越しをするものであります。

続きまして、7ページをごらんください。上から3事業目の10款3項中学校費につきましてご説明いたします。大平中学校校舎等整備事業につきましては、大平中学校の校舎等解体工事において、学校行事等の影響により、必要な工期が確保できず、年度内に工事が完了しないおそれがあることから、繰り越しをするものであります。

次の5項社会教育費につきましてご説明いたします。栃木市史料調査研究事業につきましては、新史料の発見により、調査研究、原稿執筆に時間が必要となり、委託期間を延長するため、繰り越しするものであります。

続きまして、第3表、債務負担行為補正（追加）についてご説明いたします。平成26年度大平学校給食センター配送業務民間委託につきましては、より円滑な学校給食の配送を行うため、現在2台の配送車で行っている業務を1台追加して実施するため、起債の期間までの増額分の限度額を追加設定するものであります。

次の平成26年度図書館管理運営委託（指定管理者制度）につきましては、市内の図書館の開館時間及び閉館時間を統一したことにより、平成26年度から市内で指定管理者制度を導入している図書館のうち、大平館、藤岡館、都賀館及び西方館の4館の開館時間を延長したため、延長分の人件費及び光熱水費について起債の期間までの増額分の限度額を追加設定するものであります。

以上で議案第11号 平成26年度栃木市一般会計補正予算（第7号）の所管関係部分の説明を終わります。ご審議のほどよろしく願います。

○委員長（広瀬義明君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案につきましては、歳入歳出等を一括して審査いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬義明君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出等を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しては、ページ数もお知らせ願います。

針谷副委員長。

○副委員長（針谷正夫君） それでは、楽しい話になるのか、悲しい話になるのか、ちょっと楽しみなのですが、7ページの10款の教育費で、栃木市史料調査研究事業の400万円が繰越明許ということですが、新史料が発見されたためという説明でしたが、どのような新しい史料が出てきたのかお尋ねをします。

○委員長（広瀬義明君） 答弁を求めます。

鵜飼文化課長。

○文化課長（鶴飼信行君） こちらの史料についてなのですが、こちらは岡田家伝来の日記について、専門家の先生に史料調査と執筆の委託を行っているものでございまして、ただいま第2巻まで出てるところでございまして。第3巻の執筆というふうなことで今年度國學院大學の田中先生のほうにお願いしてあるところではございますが、田中先生のほうで岡田家のほうに実際に参りまして、史料を調査いただいているものですから、具体的に新しい史料がどういうふうな内容のものが発見されたことについては、申しわけございません。手元に史料がないものですから、お答えすることがちょっとできないので、申しわけないのですが、よろしくお願ひします。

○委員長（広瀬義明君） 針谷副委員長。

○副委員長（針谷正夫君） いや、歌麿がいたという事実でも出たかと思ひまして、質問いたしました。いや、昨年もこの事業について説明をして、いたかないか、戦略が変わってくるので、十分この新史料については事業を進めてくれというふうな質問した手前、新史料出たという話なのでした。もし歌麿でも出たときは大々的に記者会見でもやっていただきたいと思ひます。

以上です。

○委員長（広瀬義明君） ほかに質疑はございせんか。

大武委員。

○委員（大武真一君） 63ページの首都圏農業確立対策補助事業費が雪害によるもののようですが、33億円も大きく減額されておりますけれども、この辺についてもうちょっと詳しい話をお聞かせ願ひすればと思うのですけれども。

○委員長（広瀬義明君） 答弁を求めます。

田中農林課長。

○農林課長（田中良一君） ただいまのご質問にお答ひ申し上げます。

まず、今回の補正減につきましては、まず33億円という大きな金額になりましたが、当初この雪害対策につきましては、平成26年度の第1次補正予算ということで52億6,000万円ほどの大規模な補正予算を計上させていただいたところではございます。これにつきましては、旧岩舟町と栃木市の合わせた被害金額が約53億円ということで、それに相当するような補正予算で、速やかな農業経営の再開を支援したいということで補正を計上させていただいたものでございまして。その後、国、県の補助制度が生まれて、各被害者にいろいろ説明を申し上げまして、最終的に補助要望がありましたのが、299戸の方から補助の要望がありました。その後、いろいろ申請手続をしましたのが286戸の方から申請をしたいということで、最終的に286戸の農家さんが申請の手続に乗ったということで、それについては予算額が約18億円になります。ですから、その差額が今回補正で不用になるということでございまして。

以上でございまして。

○委員長（広瀬義明君） 大武委員。

○委員（大武真一君） そうしますと、34億円くらいの被害が補助出なかったのですけれども、その辺は泣き寝入りという言い方はおかしいのですけれども、個人で消化されたということになるのでしょうか。

○委員長（広瀬義明君） 田中農林課長。

○農林課長（田中良一君） ただいまのご質問ですけれども、今回のこの補助事業につきましては、いろいろ撤去に関するもの、復旧に関するもの、再建とか、いろいろそういう補助の要件がありまして、少なくとも営農を継続されるという方に対しての支援ということでありますので、個々の農家さんによっては、高齢で今後営農を続けるのがちょっと難しいという方も中にはいらっしゃいます。そのようなことから、個々の事情があります。

しかしながら、実はそういう方もいる一方で、グレードアップをしていくという方も、例えばハウスでいえばパイプハウスだったものを今回のを契機にして鉄骨ハウスにして、本格的にやっていきたいという方も一方ではいらっしゃいます。ですから、その辺も含めた中での最終的な金額ということで約18億円の予算額になったということでございます。

○委員長（広瀬義明君） 大武委員。

○委員（大武真一君） そのそういう形がある。例えばブドウ畑だったのを、もうブドウ畑はやめて、例えばナシ畑にするとか、そういうもうブドウはやめたとか、そういう雪害のあり方もいらっしゃると思うのですけれども、そういう方々については、その補助はもう一切ないということは、ちょっとないのでしょうか。

○委員長（広瀬義明君） 田中農林課長。

○農林課長（田中良一君） ブドウをほかの作物にということであれば、営農、農業は継続されますので、撤去の費用等については支援がされますが、その再建に当たっては、別な、それはこの補助では対応できないというものでございます。

以上でございます。

○委員長（広瀬義明君） 大武委員。

○委員（大武真一君） その辺については、幾らかの、全部はなくても補助は出してもいいかなという気はするのですけれども、それはもう出ないと、別のものへの切り替えについては出ないということはいかながなものかという気もしないわけではないのですけれども、その辺の補助もしながら育成するということだと思っておりますけれども、その辺のお考えがあればお伺いします。

○委員長（広瀬義明君） 田中農林課長。

○農林課長（田中良一君） ただいまのご質問にお答えします。

委員さんおっしゃるとおり、今回雪害でそういう作物転換をするという方も中にいらっしゃるといふ中では、この支援事業ではない別なメニューの補助事業とか、市単独の支援というようなことは今後考えていかななくてはならないかなというふうに考えておりまして、その辺については、いろ

いろ既存のメニュー等をまずは使えないかというような、その辺の案内もしながら、いろいろ丁寧な支援をしていきたいというふうに考えております。

○委員長（広瀬義明君） ほかに質疑はございませんか。

大武委員。

○委員（大武真一君） 39ページの屋根貸しについてですけれども、新しく屋根貸しで、こんな形で6校ですか、始まったということなのですから、これは何カ月分のその収入なのでしょうか。

○委員長（広瀬義明君） 中村教育総務課長。

○参事兼教育総務課長（中村光一君） 使用許可が12月1日からということで、12、1、2、3、4カ月の使用料でございます。

○委員長（広瀬義明君） 大武委員。

○委員（大武真一君） この屋根貸しですけれども、貸し出し使用料の料金、料金はどのような計算根拠に基づいて使用料を算出しているのかお伺いします。

○委員長（広瀬義明君） 中村教育総務課長。

○参事兼教育総務課長（中村光一君） 担当が新エネルギー対策室のほうから示されている部分なものですから、細かいことはよくわからないのですが、一応計算式は調達価格掛ける電池容量の合計キロワット数掛ける1,000時間に公募提示係数という数字を掛けたものだというふうに聞いております。

○委員長（広瀬義明君） 大武委員。

○委員（大武真一君） ちょっとよくわからないのですけれども、それが適切かどうかという判断をやはり市としては、徴収する側としてはしないといけないと思うのですけれども、これが適切な料金なのかという確認はされているのでしょうか。

○委員長（広瀬義明君） 中村教育総務課長。

○参事兼教育総務課長（中村光一君） 申しわけございません。私どものほうからはしてございません。

○委員（大武真一君） していないということですか。

○参事兼教育総務課長（中村光一君） 所管が違うものですから、そちらからこういう数字で歳入を計上してくださいというような数字でございますので、申しわけございません。

以上でございます。

○委員長（広瀬義明君） 大武委員。

○委員（大武真一君） そういことなわけですけれども、それを適切かどうかというのは、やはり1回は検証しないと、ほかにもいっぱい出てくるのですけれども、これは追加分ですけれども、1度きちっと貸すほうとしては一応検証して、これは適切だよとか、少ないとか、多いとかあると思うのですけれども、その辺をぜひこれは要望ですけれども、やっていただいた上での使用料金徴収

ということにさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○委員長（広瀬義明君） ほかに質疑はございませんか。

大武委員。

○委員（大武真一君） 81ページの東陽中学校敷地拡張整備事業費が、これは延びているわけですね。これは非常に東陽中は多分栃木市一の一番大きい学校だと思えるのですが、グラウンドも狭くて非常に危険だということで、ようやくグラウンドの拡張するというようなことが動き出したのですが、これはぜひスピーディーな形でやっていただかないといけないと思うのですが、このまずどのくらい拡張するのか、ちょっとお伺いしたいと思いますけれども。

○委員長（広瀬義明君） 中村教育総務課長。

○参事兼教育総務課長（中村光一君） 拡張面積については、現時点でまだ確定してございません。私どものほうでは、スピーディーに拡張してあげたいというようなこともございまして、農地転用の許可期間等を考慮して、できれば2ヘクタール以内でおさめたいというようなことを考えておったところなのですが、以前に地域、学校関係者から要望書が出てございます。その中の要望がたしか3.6ヘクタールぐらいあったと思うのです。でも、今、農地転用の許可基準が県知事どうのこうのということもございまして、現時点ではやはり2ヘクタール以上の許可については農林大臣との協議も必要ということで、学校のその辺の要望と私どものほうで、できれば要望に近い形で、場合によっては2ヘクタールを超えての転用もしてあげたいというようなことで、現在県のほうと調整を進めて、国の関東農政局の意向も確認中であるというようなことで、ただ少なくともこの拡張整備事業の期間に関しては延びることのないように、当初の計画である平成28年の造成を目指して現在鋭意努力中でございますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（広瀬義明君） 大武委員。

○委員（大武真一君） ぜひ中途半端な拡張ではなくて、また問題になるので、ここは私も地元の議員として少し言わせていただくと、体育館も狭くて、卓球場も剣道場もバラックの小屋を建てて、運動場の隅に建てて、あちこちでは立派な武道場を、剣道場とか持っているところあるのですが、この東陽中に限っては、もうほとんどバラックの中でやっているという状況は皆さんご存じだと思うのですが、そういうことの一つとして、運動場自体がまたこれ芋洗い式になってしまうので、危険なのだと思いますと出てきていると思うのですが、しっかりその辺は、2.3ヘクタールですか、今、2.3ヘクタールではちょっと狭いのかなという感じするのですが、拡張が、しっかりその辺の作業は見直しながらやっていただきたいと思いますけれども、どうでしょうか。ちょっとお伺いします。

○委員長（広瀬義明君） 中村教育総務課長。

○参事兼教育総務課長（中村光一君） 委員さんがおっしゃるように、東陽中にはあれだけの人数もいながら、武道場も満足にないというようなことでありまして、この拡張整備事業の中で、武道場



敷地等も含めて敷地の選定等を考えておりますので、十分配慮していきたいと考えております。

以上です。

○委員長（広瀬義明君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬義明君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬義明君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬義明君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第11号 平成26年度栃木市一般会計補正予算（第7号）の所管関係部分を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬義明君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第11号の所管関係部分は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで暫時休憩に入ります。

（午前11時14分）

---

○委員長（広瀬義明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時25分）

---

◎議案第55号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（広瀬義明君） 次に、日程第9、議案第55号 平成26年度栃木市一般会計補正予算（第8号）の所管関係部分を議題といたします。

当局から説明を求めます。

増山商工観光課長。

○商工観光課長（増山昌章君） ただいまご上程をいただきました議案第55号 平成26年度栃木市一般会計補正予算（第8号）のうち所管部分につきましてご説明をさせていただきます。

まず、歳出からご説明をいたします。恐れ入りますが、補正予算書16、17ページをお開きください。7款1項2目商工業振興費につきましてご説明いたします。補正額は1億1,410万1,000円の増額でありまして、右の説明欄をごらんください。プレミアム付き商品券事業補助金につきましては、国の平成26年度補正による地域住民生活等緊急支援のための交付金事業（地域消費喚起・生活支援

型)を活用いたしまして、プレミアム付き商品券を発行するため、事業主体となります栃木市商工経済団体連絡協議会に支出する事業補助金であります。

続きまして、4目観光費につきましてご説明いたします。補正額は1,060万円の増額でありまして、右の説明欄をごらんください。国際観光まちづくり事業費につきましては、外国人観光客の誘致及び受け入れ環境を整備する事業でありまして、国の平成26年度補正による地域住民生活等緊急支援のための交付金事業(地方創生先行型)を活用いたしまして、外国人観光客向けの誘客事業を行うものであります。

次の着地型旅行商品事業費につきましては、市と鉄道事業者で企画する着地型旅行商品を活用いたしまして、本市ブランド品等の広告宣伝をする事業でありまして、同じく国の地方創生先行型交付金事業を活用いたしまして、着地型旅行商品に買い物券等を補助するものであります。

○委員長(広瀬義明君) 中村教育総務課長。

○参事兼教育総務課長(中村光一君) 続きまして、10款教育費につきましてご説明いたします。

恐れ入れますが、補正予算書22、23ページをごらん願います。1項3目教育振興費につきましてご説明いたします。補正額は118万8,000円の増額でありまして、中ほどの財源内訳欄の特定財源につきましては、地域住民生活等緊急支援のための交付金であります。右の説明欄をごらんください。新奨学金制度PR事業費につきましては、経済的理由で就学が困難な学生に奨学金を給付し、人材育成と栃木市への定住化等を図るため、現在新たな奨学金制度の設計に着手し、検討を進めているところであります。市内全高校生にこの奨学金制度をPRするためのパンフレットの印刷代であります。

24、25ページをお開きください。6項3目学校給食費につきましてご説明いたします。補正額は1,223万円でありまして、中ほどの財源内訳欄の特定財源につきましては、地域住民生活等緊急支援のための交付金であります。右の説明欄をごらん願います。地域特産品学習事業費につきましては、児童生徒が授業を通して調べた地域の特産品等を学校給食で提供することで、地域から市全体に周知し、郷土愛を深めることを目的に実施する事業でありまして、特産品等の給食提供用賄材料費1,166万9,000円が主なものであります。

以上で歳出の説明を終わります。

○委員長(広瀬義明君) 増山商工観光課長。

○商工観光課長(増山昌章君) 続きまして、繰越明許費についてご説明をいたします。

恐れ入りますが、資料1ページをごらんください。第2条の繰越明許費の補正であります。繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」によるというものでございます。

4ページをごらんください。第2表、繰越明許費補正(追加)の所管関係部分につきましてご説明いたします。第2表の下から6事業目、7款1項商工費のプレミアム付き商品券事業補助金から着地型旅行商品事業までの3事業と、1事業飛びまして、10款1項教育総務費の新奨学金制度PR

事業及び6項保健体育費の地域特産品学習事業を合わせました5事業につきましては、国による地域住民生活等緊急支援のための交付金が国の補正予算として決定したことに伴い、今年度予算を計上する必要が生じましたが、年度内の予算執行は困難なため、翌年度に繰り越しをするものでございます。

以上をもちまして、議案第55号 平成26年度栃木市一般会計補正予算（第8号）所管関係部分の説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（広瀬義明君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案につきましては、歳出等を一括して審査いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬義明君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳出等を一括した質疑に入ります。

小堀委員。

○委員（小堀良江君） 17ページですけれども、プレミアム付き商品券事業補助金については、一般質問なんかでもあったのですけれども、確認の意味も込めてちょっと質問させていただきたいと思っておりますが、参加店舗については、これから協議していくのかなというふうに思いますが、どのようにお考えになっておられるのかお尋ねしたいと思います。

○委員長（広瀬義明君） 増山商工観光課長。

○商工観光課長（増山昌章君） お答えを申し上げます。

現在、今、委員おっしゃいましたように、商工団体連絡協議会、各商工会、それから商工会議所で組織しておりますこの協議会の事務局の会議におきましてプレミアム商品券の詳細につきましては協議をしているところでございますが、販売、取り扱い店舗についての現時点での基本的な考え方をお示しいたしますと、参加申し込みをいただくことになっておりまして、若干の負担の参加料を納めていただいて、申請をいただいて、登録をしていただくというふうに考えております。市といたしましては、広く市内の商工業者、事業者の方に手を挙げていただきたいというふうに考えてございますが、1つ会議所、それから商工会としての考え方といたしますと、やはり会員の方に限定したいというご意見をいただいております。しかし、市といたしましては、やはり大半が市の補助金、実際には国のお金でございますが、これでやらせていただく以上、今回の交付金の事業については、広く希望される方が、事業者の方が取り扱いできるようにご意見申し上げて話し合いを進めているところでございます。

現状は以上でございます。

○委員長（広瀬義明君） 小堀委員。

○委員（小堀良江君） 商工会のほうの加盟店に加入しておられる店舗の方と加盟店に入っていない

商工業者の方がおられると思うのですが、その割合というのは大体どのくらいになるのでしょうか。

○委員長（広瀬義明君） 増山商工観光課長。

○商工観光課長（増山昌章君） お答えを申し上げます。

済みません。ちょっと承知している範囲でなのですが、商工会議所につきましては、加盟している商工事業者は約50%というふうにお聞きしております。各商工会については、申しわけありません。詳細には何割というのは承知しておりませんが、7割、8割ということで、かなり高い割合だということはお聞きしております。済みません。今、ペーパーが参りました。お話ししたとおりでございます。商工会議所は約50%、商工会につきましては、5商工会で違いはございますけれども、70%から80%の商工事業者が加盟されていると、会員として加盟されているということでございます。

○委員長（広瀬義明君） 小堀委員。

○委員（小堀良江君） 加盟していない店舗の方もたくさんおられるということで、これは税金を使うわけですから、どんな小さなお店でも参加される希望があるのであれば、きちんと参加ができるように、その辺はきちっと対応していただきたいというふうに思います。

それと、続けてよろしいでしょうか。

○委員長（広瀬義明君） どうぞ。

○委員（小堀良江君） どのぐらいの、5億円分という説明はいただいているのですけれども、どのぐらいのセット数というのでしょうか、をお考えになっておられるのでしょうか。

○委員長（広瀬義明君） 増山商工観光課長。

○商工観光課長（増山昌章君） お答えをいたします。

委員おっしゃるとおり、発売額が総額5億円でございます。プレミアム率20%で考えておりまして、セット数にしますと、発売額が1万円で、実際に1万2,000円分をお使いいただけるというシートを5万シートご用意する予定でございます。

○委員長（広瀬義明君） 小堀委員。

○委員（小堀良江君） 恐らく20%の還元というふうになると、かなりの競争率が予想されるわけですが、そういった1人割り当て分とか、そこまでの協議というのは、まだこれからということでしょうか。

○委員長（広瀬義明君） 増山商工観光課長。

○商工観光課長（増山昌章君） 確定している内容ではございませんが、現在お一人5セットということを検討しております。これは他市の今までの事例等からもおおよそそれくらいの上限を設けているということをご参考させていただいて、お一人5セットぐらいでいかがかということで協議している段階でございます。

○委員長（広瀬義明君） 小堀委員。

○委員（小堀良江君） 購入方法については、どのように購入をするのでしょうか。

○委員長（広瀬義明君） 増山商工観光課長。

○商工観光課長（増山昌章君） お答えをいたします。

直接窓口での販売を予定しております。窓口といたしましては、各商工会、それから商工会議所の窓口、ただそれだけですと、少し少のうございますので、市の窓口でも販売するということは検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

○委員長（広瀬義明君） よろしいですか。

○委員（小堀良江君） はい。

○委員長（広瀬義明君） 大武委員。

○委員（大武真一君） 今ちょっと気になる発言があって、今、小堀委員さんのほうからおっしゃったように、全ての小規模事業者もこれ参加できるようにということの中で、若干のお金をいただいてもらって申請していただくということですが、それは若干というのはいろいろあるのですけれども、お金を取る必要があるのかというのがまた1つあるのですけれども、税金であるし、商工会あるいは商工会議所にも税金を使って委託をするわけだから、本来ならば市でやってもいいくらいの仕事なのですけれども、それをやって、その収入はまた商工会議所、商工会の収入としていくのか、手間暇はかかっても、それは市が税金出してやっているわけだから、お金は本来ならば取るべきではないと思うのですけれども、その辺はいかがなものでしょうか。

○委員長（広瀬義明君） 増山商工観光課長。

○商工観光課長（増山昌章君） この件につきましても、実際今まさに協議をさせていただいているところですが、今までの他市の事例等を見まして、若干ではありますけれども、のぼり旗ですとか、個別の商業事業者の方にお配りするパンフレットですとか、そういったものは一部負担していただいてもよろしいのではないかなというような考えを持っております。それから、今後実はこのプレミアム商品券につきましては、そもそもこの商工経済団体連絡会から11月に要望がありまして、ぜひ実施したいと、市のほうに助成を頼みたいというような話がありまして、その後国の交付金という話で規模が非常に大きくなったわけですが、商工団体の方といたしますと、やはり今後の展開ということも考えていらっしゃると思いますので、ここは今回は大半が市のお金、国の交付金でございますが、一部必要な部分は事業者の方にも負担していただけないかなというようなことで、これは商工会、それから商工会議所の事務方の皆さんもおおよそそのような方向で、金額はどの辺にするかというのは、実際きちんと裏づけのある負担金をお出ししなければなりませんので、十分に詰めていきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（広瀬義明君） 大武委員。

○委員（大武真一君） のぼり旗とか、いろんなことに宣伝、PRについても税金を使ってもいいかと思うのですよね、それについても。委託料の中で。要望でありますけれども、1,000円とか、それ以下で登録するような形をやっぱり考えないと、余り何千円も取るようだと、やっぱり問題になるかなという気はしますけれども、要望です。よろしくお願いします。

○委員長（広瀬義明君） ほかに質疑はありませんか。

針谷副委員長。

○副委員長（針谷正夫君） 25ページをお願いしたいのですが、学校給食費のところでは地域特産品の学習事業費ということになります。それで、地産地消といいますか、地元でつくったものを地元の給食で出すということですが、これはどこの学校でもということですか。

○委員長（広瀬義明君） 阿部学校教育課主幹。

○学校教育課主幹（阿部正志君） お答えいたします。

現在大平地域では、例えばカボチャ、あとは黒大豆とか、その地域地域には確かにございます。大平カボチャについては全域に今給食で出しております。ですから、そのほかにも各地域の特産品がありますので、今回はこれを学習事業として取り上げまして、例えば藤岡のものも西方のほうで食べてもらえるような、そんな形では考えておりますが、学習の全て結果になってくるかとは思いますが。

○委員長（広瀬義明君） 針谷副委員長。

○副委員長（針谷正夫君） では、確認しますが、小さな地域の中で回すのではなくて、同じ栃木市の中で回すということですか。

○委員長（広瀬義明君） 阿部学校教育課主幹。

○学校教育課主幹（阿部正志君） はい、委員がおっしゃるとおり、そのように市内全域にということであればいいなとは考えております。

○委員長（広瀬義明君） 針谷副委員長。

○副委員長（針谷正夫君） 年に何日といいますか、何食と言ったらいいのでしょうか、考えていらっしゃるでしょうか。

○委員長（広瀬義明君） 阿部学校教育課主幹。

○学校教育課主幹（阿部正志君） これは農産物でいいますと、そのまま食材を使うこともできます。ただ、今回来年度考えていくのは、その食材を使った加工品も考えておりますので、加工品に至るまでには相当な時間もかかってくるということで、総額では抑えてあるのですが、決まって何回、数多く出したいとは思ってやっていきたいと思うのですが、確定した回数は今のところございません。

○委員長（広瀬義明君） 針谷副委員長。

○副委員長（針谷正夫君） 周知方法についてお尋ねをします。

先ほど地元といいますか、栃木市全域の中でやるということなので、我が栃木市でつくられた農産物であるということを市民にも、それからいろんな地域の人という表現をされたかと思いますが、実は農家に携わっている方がやっぱり地産地消でなければだめだと、地元のは地元で食べてもらいたいというお話を伺ったことがあります。とすれば市民という言葉はちょっといけません。いけませんというか、ちょっとそぐわないのですが、市民全体にと言うよりは、市民全体に例えば広報みたいなもので出すほかに、農業団体に限って、お宅様のところでとれた例えば黒大豆は、こういうふうな使われ方をしていますよというターゲットを絞った、そういうセグメントというのですか、そういうふうな形で広報というのをすると、農家の人と急速な、急速というか、子供が結びつくという、農家の人に知ってもらえるということで、こんなふうにも考えるのですけれども、いかがでしょうか。

○委員長（広瀬義明君） 阿部学校教育課主幹。

○学校教育課主幹（阿部正志君） 地域の特産品のこの学習事業の取り組みにつきまして、どんなふうに考えているかということをお伝えしたいと思うのですが、これにつきましては、まず食育、地産地消については、現状でも栄養教諭を中心としていろいろ研究を重ねて実践もしております。この人の創生ということに着眼しまして、来年度はとりあえず入り方としましては、ふるさと学習というのを小中学校でやっております。ふるさと学習とのタイアップによりまして、子供たちにも積極的に参加してもらいます。そして、まずは地元の特産品を調べるところから入りたいと思います。それで、子供たちに調べてもらって、ではそれをどんなふうに料理したらおいしいものができるかなというようなところもいければいいと思うのです。そういうのを学習の中に取り入れていきまして、その学習の成果として、いわゆるレシピと言ったらいいのでしょうか、レシピのようなものが仮にできたら、その学習の効果、成果を給食に取り入れて、子供たちが例えば考えたメニュー、こういうものをでは給食に入れていこうというようなところで、その例えばレシピだとか、子供たちがつくったものについて学習した成果については、当然地域にも保護者が中心になっていきますが、お知らせしていくつもりではございます。

○委員長（広瀬義明君） 針谷副委員長。

○副委員長（針谷正夫君） 大変夢のある事業だと思いました。それで、ここでまたよく政策の中で出てくるのは、連携という言葉がはやり言葉のようにもう各事業で出てきますが、例えばレシピができたときに、農林課のほうに私どもではこういう農林課主管の農業者の人たちの作物でこういうものをつくりましたという情報だけでも流すようにしていただきたいというふうに考えますが、要望で結構です。

○委員長（広瀬義明君） ほかに質疑はございませんか。

大武委員。

○委員（大武真一君） 23ページの新型奨学金制度なのですけれども、これPRということで何部ぐ

らい印刷される予定なのでしょうか。配布先も含めまして。

○委員長（広瀬義明君） 中村教育総務課長。

○参事兼教育総務課長（中村光一君） 部数は今のところ2万2,000枚を考えております。それから、配布先でございますけれども、市内高校全部、全生徒数ということで考えております。

○委員長（広瀬義明君） 大武委員。

○委員（大武真一君） 申しわけないのですけれども、新型のこの奨学金制度、PR紙を読めばわかるのでしょうかけれども、概略どんな奨学金制度なのか、新しい奨学金制度のようですから、よろしくをお願いします。

○委員長（広瀬義明君） 中村教育総務課長。

○参事兼教育総務課長（中村光一君） 予算のほうがちよっと先走っている感もあるのですが、現状において考えられている説明できるところまでということでご了承いただきたいと思います。

まず、目的につきましては、当然経済的理由で就学が困難な学生に奨学金を給付すると、人材育成と栃木市への定住化を図ることを目的としております。対象者につきましては、専修学校、高等専門学校、短大、大学生、入学予定の者あるいは在学中の者で経済的な理由により就学が困難と認められ、かつ卒業時に本市に居住予定の者というようなことで現状では考えているところでございます。資格あるいは給付額、募集人員、どの程度にするかというのは、まだ現在検討中でありませうか、一応卒業後1年以内に栃木市内に居住し、継続して5年以上居住すれば、貸し付けた奨学金については返還を求めない。給付するというような形を基本路線として現在検討中でございます。

以上です。

○委員長（広瀬義明君） 大武委員。

○委員（大武真一君） 5年くらいいらっしゃれば、もう返さなくていいということですよ、今おっしゃったのは。最近そういうのはやっていると思うのですけれども、ぜひ余りその辺こだわると、定住促進にこだわると、本当に勉強して何か使いづらいということになっては困るので、その辺は十分これは要望ですけれども、検討していただいて、使いやすいこともまた必要なので、よろしくおっしゃりたいと思います。これは要望です。

○委員長（広瀬義明君） ほかに質疑はございませんか。

青木委員。

○委員（青木一男君） 17ページなのですが、国際観光まちづくり事業なのですが、というのは私申しわけないのですが、議員研究会でやったのかという記憶にはないのですが、具体的にこの内容をちょっともう一度おっしゃりたいなと思ひまして。

○委員長（広瀬義明君） 増山商工観光課長。

○商工観光課長（増山昌章君） それでは、国際観光まちづくり事業費の概要につきまして簡単に説明をさせていただきますと思います。



外国人の観光客を誘致していくための施策、それから施設の整備等を進めてまいりたいということで、今回の交付金を使ってやる事業でございますが、まず1項目めの外国人観光客一日パスポート事業と申しますのは、これはある外国人の観光業者の方からご提案をいただいた、アイデアをいただいたものでございまして、外国人の旅行者の方がいらっしゃった際に、一日市民パスポートというのを無料でお渡しをいたしまして、観光施設ですとか、飲食店にご協力をいただいてサービスをさせていただくというようなことですが、さらに一日市民という名称にもありますように、この方だけに特別に何か市民の暮らしをごらんいただけるとか、特別なご案内、市役所を見学いただくというのは一般的かもしれませんが、何かその辺は済みません。まだ詰め切れていない部分でありますけれども、来た方に栃木市民として外国人の方をおもてなししたい、そういったネームをつけた方がいたら積極的に外国語でご案内もしたいというようなところがまず栃木市一日市民パスポート事業ということでございます。

もう一つ、2つ目の多言語案内看板作成委託料と申しますのは、主な観光案内看板につきまして、多言語表示にしていきたいということでございます。

もう一点、Wi-Fiの環境整備につきましては、公衆無線LANも3カ所ほど山車会館ですとか、栃木駅、それから観光協会、市の観光協会の案内所を今のところ想定しておりますが、この予算の範囲内でインターネットが利用できる、外国人の方が利用できる環境を整備していきたいということでございます。

このほか、もう一つここに書いてございませぬが、予算は少額でございますが、小江戸というふうなPRをさせていただいております本市におきまして、江戸料理というジャンルがございまして、昔からの東京の郷土料理ということでございますが、その開発PRというのでも取り組んでまいりたいというふうに考えております。

主にはこの4項目でございます。

○委員長（広瀬義明君） 青木委員。

○委員（青木一男君） こういった事業というのは、多くの外国の方が来られたときに、やはりすばらしいのかなと思うのですが、多くの国の方が来たときに、そういった通訳、そういった方も必要かと思うのですが、その辺の対策というのですか、その辺はどのように考えていますか。

○委員長（広瀬義明君） 増山商工観光課長。

○商工観光課長（増山昌章君） まず、現状と課題、今後の展開に分けてご説明をさせていただきたいと思いますが、現状では英語が話せる観光ボランティアの方、それから私どもの臨時職員にも英語が堪能な職員がおりまして、そういった者が対応させていただいたり、国際交流協会の方に協力を仰いでいるというのが現状でございます。今後につきましては、では先ほどちょっと説明が漏れてしまいましたが、その一日市民パスポート事業に関連して、英会話、これは英語ということに限定はしているのですけれども、英会話の講習会を商店街、希望なされる商店主の方、それから観光ボ

ランティアの方、関係事業者の方に積極的に参加を募りまして、今年度も一、二回実施いたしました。継続して、やはり1回、2回やってどうなるというものではございませんので、英語に関しては、講習会を積極的に開催していきたいと思っております。まずはその辺に取り組みさせていただいて、中国語、韓国語等の多言語の対応はございますが、その辺はまた今後検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（広瀬義明君） 青木委員。

○委員（青木一男君） 外国人、日本への観光客ですか、本当に非常に多い。今までにない観光客数ということで、やはりどの地域もいかに外国人を誘致するか、誘致というかを、呼ぶかということを考えておまして、やはり栃木市としても本当に他地域に負けないように、自治体に負けないような施策をとっていただきたいと思います。やはり外国人が日本に来るには、リピーターが多いということを知っておりますので、ぜひ栃木市へ来て、ああ、もう一度行きたいなというような施策をとっていただければありがたいと思います。

以上です。

○委員長（広瀬義明君） 要望でよろしいですね。

○委員（青木一男君） はい。

○委員長（広瀬義明君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬義明君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬義明君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬義明君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第55号 平成26年度栃木市一般会計補正予算（第8号）の所管関係部分を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬義明君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第55号の所管関係部分は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

（午前11時56分）

○委員長（広瀬義明君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

（午後 1時00分）

---

◎発言の訂正

○委員長（広瀬義明君） 沼尾学校教育課長から発言の申し出がありますので、これを許します。

沼尾学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（沼尾行夫君） 委員長の許可をいただきましたので、発言をさせていただきます。

午前中の議案第24号 栃木市教育支援委員会条例の制定につきまして、大武委員からの質問につきまして、私の答弁の中で2点誤りがありましたので、おわび申し上げ、ご訂正をお願いいたします。

1点目は、就学先のご質問について、養護学校、特別支援学級、通常の学級とお答えしましたが、養護学校は以前の名称でありまして、現在は特別支援学校であります。

また、専門委員の報酬のご質問につきまして、医師が1万5,000円、その他5,000円とお答えしましたが、専門委員は専門的な事項を調査するためのものであり、小中学校の教員や健康福祉課の保健師などの職員を考えておりますので、報酬の支払いも予定はしておりません。おわび申し上げ、ご訂正をお願いいたしますと思います。大変申しわけありませんでした。

---

◎議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（広瀬義明君） 次に、日程第10、議案第17号 平成26年度栃木市千塚町上川原産業団地特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

江連産業基盤整備課長。

○産業基盤整備課長（江連敏夫君） ただいまご上程いただきました議案第17号 平成26年度千塚町上川原産業団地特別会計補正予算（第2号）についてご説明させていただきます。

まず、補正予算書の27ページをお開きください。平成26年度栃木市の千塚町上川原産業団地特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによるというものであります。

第1条は、歳入歳出予算の補正でありまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,547万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億98万2,000円とするというものであり、第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるというものであります。

第2条、繰越明許費は、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」によるというものであります。

第3条は、地方債の補正でありまして、地方債の変更は、「第3表 地方債補正」によるというものであります。

まず、歳入歳出予算の補正でございますが、歳出からご説明いたしますので、190、191ページをお開きください。1款1項1目産業団地造成事業費につきましてご説明申し上げます。補正額は4,400万円の減額でありまして、右の説明欄をごらんください。千塚町上川原産業団地造成事業費であります。その内容につきましては、まず委託料については1,400万円の減額でございます、実施設計や換地設計等の執行残などです。工事請負費につきましては、1,000万円の減額でございます、橋りょう下部工や団地の造成工事等における執行残であります。残りの2,000万円につきましては、補償金の減額でありまして、主要地方道栃木粕尾線の交差点改良に伴います移転補償費でありまして、次年度以降に実施するための減額となるものでございます。

次に、192、193ページをお開きください。2款1項2目利子につきましてご説明いたします。補正額は147万9,000円の減額でありまして、右の説明欄をごらんください。一時借入金利子につきましては、一時借り入れを行わなかったことから、利子を減額するものでございます。

以上をもちまして歳出の説明を終わらせていただきます。

続きまして、歳入についてご説明いたします。恐れ入りますが、188、189ページをお開きください。1款1項1目1節一般会計繰入金、補正額1億4,132万1,000円の増額であります。右の説明欄をごらんください。一般会計繰入金につきましては、産業団地外のアクセス道路の市道整備分について、産業団地造成事業債でなく、一般財源で対応するため、一般会計からの繰入金を増額するものでございます。

次の3款1項1目1節産業団地造成事業債、補正額1億8,680万円の減額であります。右の説明欄をごらんください。産業団地造成事業債につきましては、産業団地外の市道整備について一般会計繰入金で対応することとしたため、減額するものであります。

以上をもちまして所管関係部分の歳入の説明を終わらせていただきます。

続きまして、繰越明許費についてご説明いたします。先ほどご説明いたしましたとおり、繰越明許費により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表繰越明許費によるとなっておりますことから、恐れ入りますが、30ページをごらん願います。第2表、繰越明許費により説明いたします。1款1項産業団地造成事業費につきましては、一級河川永野川にかかる河川内の工事が、渇水期である11月から5月までの期間しか工事ができないことや、土地区画整理事業の事業認可が昨年11月となったことにより、工事の発注に工期不足を生じたことから、年度内の完了が見込めないための繰り越しにするものでございます。

以上で平成26年度千塚町上川原産業団地特別会計補正予算（第2号）についての説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（広瀬義明君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案につきましては、歳入歳出等を一括して審査いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬義明君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出等を一括した質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬義明君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬義明君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬義明君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第17号 平成26年度栃木市千塚町上川原産業団地特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬義明君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

#### ◎議案第1号の質疑、討論、採決

○委員長（広瀬義明君） 次に、日程第11、議案第1号 平成27年度栃木市一般会計予算の所管関係部分を議題といたします。

なお、2月5日開催の議員全員協議会及び3月3日開催の産業教育常任委員会において、既に本予算に対する説明は済んでおりますので、本委員会での説明は省略いたします。

これより審査に入ります。

お諮りいたします。審査の順序につきましては、まず歳出各款ごとの質疑、次に歳入を一括した質疑、次に継続費及び債務負担行為を一括した質疑、最後に討論、表決の順序により進めたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬義明君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

まず、歳出各款ごとの質疑に入ります。

5款労働費中、所管関係部分の質疑に入ります。予算書は246ページ及び247ページであります。

なお、質疑に際しては、予算書のページ数もお知らせ願います。246ページ、247ページでございます。

針谷副委員長。

○副委員長（針谷正夫君） 勤労青少年ホーム管理運営委託事業費ということについてお尋ねをいたします。

それでは、まず昨年の利用した人数と、今年の見込みとといいますか、それがわかりましたらまず教えていただきたいと思います。

○委員長（広瀬義明君） 増山商工観光課長。

○商工観光課長（増山昌章君） 青少年ホームの利用状況につきまして申し上げます。

栃木勤労者青少年ホームにつきましては、平成25年度の利用実績が1万7,900人でございます。今年度につきましては、12月末で1万人の利用がございましたが、昨年の同時期と比べますと、若干減っているような状況がございます。

次に、大平青少年ホームの実績でございます。平成25年度利用者数7,000人ございまして、やはり今年度12月末の実績は約6,200人ございまして、こちらは200人ほどでございますが、昨年より増えている状況でございます。

以上でございます。

○委員長（広瀬義明君） 針谷副委員長。

○副委員長（針谷正夫君） 2年間にわたっての利用実績を今答弁をいただきました。その中で両方合わせて約1万六、七千人の人が利用しているということなのですが、この建物自体がこの間のカルテのここに大武議員いらっしゃるけれども、激賞していたあのカルテです。カルテの中で当然まだ耐震の調査等していませんが、49年になるかと思うのです、建てて。それで、そこへ持ってきて、今度は今泉、それから泉川線の道路がそこにかかる予定になっていまして、説明会も地元説明会は終わっていると、こういうふうな状況のようであります。その中で、その道路の完成といたしますか、その工事が始まると、その勤労青少年ホームが1万五、六千人が使っているという実績はあるにしろ、もう当然その母体がなくなると。そうしますと、このそういった青少年の事業等について今後どうしていくのかということ視野に入れながらの今年度の計画といたしますか、そういうことなのか、あるいは命ある限り淡々と事業を打っていくのだということなのか、その辺のところをまずお聞きしたいと思います。

○委員長（広瀬義明君） 増山商工観光課長。

○商工観光課長（増山昌章君） ご質問のとおり、都市計画道路の線が入っているところでございまして、市民会館の一部、それから青少年ホームの利用しておりますテニスコート等がこの道路敷地にかかるというふうに承知しております。現時点で先ほど委員からご指摘ありましたように、かなり建物も老朽化しているところでございますが、当面この道路工事の進捗をよく確認していきまし

て、その道路工事の時期が明確になった場合に、利用者への説明を行うのは当然でございますが、市としてこの施設のあり方そのものを、あの大平もやはり昭和49年築でございますので、かなり年数はたっておりますが、利用者もお話ししましたように、たくさん利用していただいておりますので、どのような建物、施設のあり方というのをこれは今後この道路整備を見据えながら検討してまいりたいというふうな状況でございます。

○委員長（広瀬義明君） 針谷副委員長。

○副委員長（針谷正夫君） 当然のことながら、総合政策あたりのところも絡んでくる話になるのかと思いますが、今、課長がお話しされたように、そういうことを念頭に置きながら、自分のところの課だけではどうにもなりません、所管課としてはこんなふうな構想を持つというか、この青少年育成に対してどんなふうだというふうなことを、要するに今おっしゃったようなことを念頭に置きながら、これから進めていっていただきたいと、こんなふうに思います。要望です。

○委員長（広瀬義明君） 要望ということで。

ほかに質疑はございませんか。

梅澤委員。

○委員（梅澤米満君） 247ページの共同高等産業技術学校の補助金というのがあるのですが、この学校の内容をちょっとわからないので教えてください。

○委員長（広瀬義明君） 増山商工観光課長。

○商工観光課長（増山昌章君） それでは、ご質問の共同高等産業技術学校の学校の内容についてご説明をいたします。

商業能力開発促進法の規定に基づきまして、県知事の認可を受けております産業技術学校でございまして、補助金をお出ししている施設は2つございまして、市内日ノ出町にございます栃木共同高等産業技術学校に補助金を出しているとともに、鹿沼市の鹿沼共同高等産業技術学校、こちらにも補助金をお出ししているところです。栃木の高等産業技術学校につきましては、木造建築科という学科がございまして、土曜日に技能労働者の養成、それから技能水準の向上を図ることを目的に開設している学校でございます。

以上でございます。

○委員長（広瀬義明君） 梅澤委員。

○委員（梅澤米満君） そうしますと、この年齢制限というのはないのでしょうか。

○委員長（広瀬義明君） 答弁できますか。

増山商工観光課長。

○商工観光課長（増山昌章君） 済みません。ちょっと確認してみますが、今年度入学された方は、定年退職なさった方が入学されているような例もございまして、若い方だけでなく、幅広く受け入れていると思います。その年齢の制限については、済みません。ちょっと急ぎ確認したいと思

ます。

○委員長（広瀬義明君） 梅澤委員。

○委員（梅澤米満君） 1年間なのか、2年間なのかわかりませんが、年間に何人ぐらいがここで勉強しているのでしょうか。

○委員長（広瀬義明君） 増山商工観光課長。

○商工観光課長（増山昌章君） 現状を申し上げます。

栃木共同高等産業技術学校につきましては、全体7名でございます。市内在住の生徒さんは合計で4名でございます。鹿沼の共同高等産業技術学校にお世話になっております市内の生徒さんは4名でございます。

以上でございます。

○委員長（広瀬義明君） 梅澤委員。

○委員（梅澤米満君） できれば建築だけではなくて、ほかのもの、ほかの例えば電気だとか、設備だとか、そういうふうに取り入れるということは考えていないのですか。ちょっと済みませんが。

○委員長（広瀬義明君） 増山商工観光課長。

○商工観光課長（増山昌章君） 現状、ここについては、この学校で主体的に運営をしているところでございます。栃木は木造建築科だけでございます。鹿沼の場合には木造建築科と建築板金、建築設計、土木施工科というような科目がございますが、現状では市でどうするという事はちょっとできません、関係者の方にこのような要望もあるというようなことでお伝えしたいと思います。

以上です。

○委員長（広瀬義明君） 梅澤委員。

○委員（梅澤米満君） 知らない方もいると思いますので、周知に徹底をしてもらって、多くの人が利用してもらえるように努力していただければありがたいなと思っています。要望です。

○委員長（広瀬義明君） 要望ということで。

増山商工観光課長。

○商工観光課長（増山昌章君） 済みません。発言をお許しいただきたいと思います。

先ほどのご質問の年齢制限についてですけれども、担当に今確認をさせました。年齢制限は特にございませんでした。申しわけありませんでした。

○委員長（広瀬義明君） ほかに質疑はございますか。

大武委員。

○委員（大武真一君） 247ページの勤労者体育センターですけれども、これは結構新しいつくりだと思っておりますけれども、これは先ほどの針谷委員の話もあった泉川今泉線ですか、の犠牲にはならないというか、ちょっと離れていますので、これはもうこのまま運営していくというふうに考えて



よろしいのでしょうか。

○委員長（広瀬義明君） 増山商工観光課長。

○商工観光課長（増山昌章君） お答えをいたします。

道路敷地に当たるのは、私が承知しておりますのは、その市民会館の講堂の部分とテニスコートの一部というふうに把握しておりまして、現状で影響がないとはちょっと言い切れませんが、建物そのものは直接の影響はないと考えますが、全体の市民会館、それから産業技能センター、体育センター、隣接しておりますので、その辺につきましては、今後よく配置について、配置といたしますか、利用方法等については検討していく必要はあるかと思っております。

○委員長（広瀬義明君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬義明君） ないようですので、次に移ります。

6款農林水産業費中、所管関係部分の質疑に入ります。予算書は248ページから267ページであります。

質疑はありませんか。

青木委員。

○委員（青木一男君） 249ページなのですが、栃木県南公設地方卸売市場事務組合負担なのですが、平成23年度、平成24年度、平成25年度の売り上げ、その3年間の推移と利用者数を教えていただきたいのですが、これはわかれば業者と一般のお客さんもいたかと思うのですが、その数がわかればお願いしたいと思います。

○委員長（広瀬義明君） 答弁を求めます。

田中農林課長。

○農林課長（田中良一君） ただいまのご質問にお答え申し上げたいと思います。

済みません。手元に平成24年度と平成25年度の実績しか手元に持っていないものですから、その辺申し上げたいと思います。

まず、その市場の入場者という中で、まず卸業者、仲卸業者、関連事業者、買受人という、そういう一応区分けで整理をしておりますけれども、まず卸業者につきましては、平成24年度が2社で、これは平成25年度も同じ2社でございます。仲卸業者、これは平成24年度が19社、平成25年度が18社でございます。次に、関連事業者につきましては、平成24年度が16社、それが平成25年度が17社でございます。買受人という方が平成24年度が319人だったものが、平成25年度では301人ということで減少しております。それと、あと買出人という方がいらっしゃいます。その買出人という方が平成24年度では560人だったものが、542人に減っております。これはその内訳、栃木市という内訳で見ますと、平成24年度は178人で、平成25年度は175人ということで、ほぼ横ばいでございます。

それと、今度は金額的な取扱高ということで申し上げますと、平成24年度が金額総額でいいます

と約51億円の取扱高になっておりました。それが平成25年度では約47億円の取扱高となっております。

以上でございます。

○委員長（広瀬義明君） 青木委員。

○委員（青木一男君） 今の買出人というのは、一般のお客さんという形でよろしいのでしょうか、解釈で。

○委員長（広瀬義明君） 答弁を求めます。

田中農林課長。

○農林課長（田中良一君） 基本的には出入りできる許可を得た方という方が買出人と言われている方でございます。

○委員長（広瀬義明君） 青木委員。

○委員（青木一男君） 2年間の推移を見ますと、ちょっと売り上げもかなり下がっているという、4億円ですか、という中で一応この負担金なのですが、平成27年度は1億1,208万9,000円ですか、それで平成26年度は栃木市と旧岩舟町を合算しますと1億1,054万2,000円ということになっておりまして、154万円の負担金が増えているわけですね。この要因を教えてくださいなのですが。

○委員長（広瀬義明君） 田中農林課長。

○農林課長（田中良一君） 負担金の内訳、内訳というか、その割合でございますけれども、まず平成26年度は、これ岩舟町と合併しましたので、現在の栃木市という負担でございます、これは市場のその事務組合を構成している3市2町の中での負担割合は29.09%ということでありまして、それ以前の、合併前の旧栃木、旧岩舟という形でいきますと、栃木市が27.82%、岩舟町が1.27%でございますので、平成26年度については増えているということになります。

○委員長（広瀬義明君） 青木委員。

○委員（青木一男君） でも、現に負担増えているわけですね。

○委員長（広瀬義明君） 田中農林課長。

○農林課長（田中良一君） これにつきましては、事務組合からのほうの負担、先ほど言いました3市2町の中での負担割合なのですけれども、全部の経費が増えているということで、詳細に何が増えているか、その辺は手元にはないものですから、その辺についてはちょっと確認させていただきたいと思います。

○委員長（広瀬義明君） 青木委員。

○委員（青木一男君） 事務組合の担当の議員さんに聞けばわかるかと思うのですが、今まで売り上げ等もやっぱり減ってきているわけですね。市側では今後こういった卸売市場の状況をどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

○委員長（広瀬義明君） 青木委員、質問内容は明確にお願いしたいと思います。

○委員（青木一男君） 経営内容的に今後どのように考えているのでしょうか。

○委員長（広瀬義明君） 田中農林課長。

○農林課長（田中良一君） こちらの市場の経営についてでございますけれども、まず市場みずから事務組合の中で、内部で市場のいろいろ具体的にいいますと民営化の検討というような作業もしてございます。今後この市場の活性化を図りたいという中で、民営化も1つ視野に入れまして検討しているという状況であります。

○委員長（広瀬義明君） よろしいですか。

○委員（青木一男君） はい。

○委員長（広瀬義明君） ほかに質疑はございませんか。

古沢委員。

○委員（古沢ちい子君） 259ページ、ふるさと田園風景百選魅力向上支援事業なのですけれども、県からの補助で40万円、これは都賀という地域限定なののでしょうか。都賀だけで。

○委員長（広瀬義明君） 山崎都賀産業振興課長。

○都賀総合支所産業振興課長（山崎昇一君） ただいまのふるさと田園風景百選魅力向上支援事業、これにつきましては、都賀地域のみということでございます。

○委員長（広瀬義明君） 古沢委員。

○委員（古沢ちい子君） その都賀を選ばれた根拠を教えてくださいませんか。

○委員長（広瀬義明君） 山崎都賀産業振興課長。

○都賀総合支所産業振興課長（山崎昇一君） この事業につきましては、本年の4月から導入になった事業でありまして、都賀地域にはこのふるさと田園風景百選に選ばれた地区が2カ所ほどございます。1つは、大柿地区というところでございます。それから、つがの里の里桜が選ばれてございます。その2カ所の中で、活動ができる組織に対しての補助というようなことで、大柿地区のグリーン・ツーリズム推進事業のところのほうに補助をされるということになってございます。

以上です。

○委員長（広瀬義明君） よろしいですか。

ほかに質疑は。

大武委員。

○委員（大武真一君） 255ページでいいと思うのです。多面的機能事業というのがあるのですけれども、この多面的機能事業というのを少し概要をちょっとお伺いしたい。13地区で栃木をやっているということなのですけれども、どういう事業をやっているのかお伺いします。

○委員長（広瀬義明君） これは栃木に限らず、この事業の内容ということでよろしいですか。

○委員（大武真一君） そうですね。

○委員長（広瀬義明君） 田中農林課長。

○農林課長（田中良一君） ご質問にお答えします。

まず、多面的機能事業につきましては、従来、農地・水・環境保全対策というような事業が平成25年度まではあったのですけれども、これの後継事業でありまして、内容は農業の多面的機能の維持発揮のために地域の活動や営農活動に対して支援するという目的がありまして、具体的に言いますと、農地の維持に対する支援、あとは農業用水等の資源とか、農村環境などの資源向上対策に対する支援というような国、県、市で支援していくという事業でございます。

以上です。

○委員長（広瀬義明君） 大武委員。

○委員（大武真一君） これは次のページ等々を見ると、大平、それから藤岡あるのですけれども、岩舟もあるのですけれども、西方さんがどこを見てもないような感じなのですけれども、西方さんは多面的なその農地・水の、農地・水と昔言っていましたよね。それはないのでしょくか。そういう活動というのは、西方さんは。

○委員長（広瀬義明君） 大塚西方産業建設課長。

○西方総合支所産業建設課長（大塚孝一君） 西方地域につきましては、やはり多面的機能の新たな事業が導入されるときに、各団体等を集めまして、説明会等を開いたのですけれども、現行の昨年度の段階ではそういったことに興味を示していただけなかったもので、実施は今回予算的には上がっておりませんけれども、今現在そういったことを検討してみたいという地区が出てまいりましたので、今後それらについては支援をしていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（広瀬義明君） よろしいですか。

○委員（大武真一君） はい。

○委員長（広瀬義明君） 針谷副委員長。

○副委員長（針谷正夫君） 249ページの下から3つ目の事業になるのでしょうか、農林課の一般経常事務費ということで、農政協力員謝礼ということなのですが、全市で何人ぐらいいらっしゃるって、またその内容についてちょっとお教えをいただきたいと思います。

○委員長（広瀬義明君） 答弁を求めます。

田中農林課長。

○農林課長（田中良一君） ご質問にお答えします。

申しわけありませんが、各地域でそれぞれ申し上げたいと思います。私のほうからは栃木地域におきましては、103名の方に農政協力員ということになっていただいております。

以上でございます。

○委員長（広瀬義明君） 茂呂大平産業振興課長。

○大平総合支所産業振興課長（茂呂浩司君） 大平地域につきましては、農政協力員の方は35名でござ

ざいます。

○委員長（広瀬義明君） 石川藤岡産業振興課長。

○藤岡総合支所産業振興課長（石川利方君） 同じく藤岡地域につきましては、104人ほどございます。

○委員長（広瀬義明君） 富山岩舟産業振興課長。

○岩舟総合支所産業振興課長（富山 淳君） 岩舟地域においては、76名になっております。

○委員長（広瀬義明君） 山崎都賀産業振興課長。

○都賀総合支所産業振興課長（山崎昇一君） 都賀地域におきましては、44名ということになっております。

○委員長（広瀬義明君） 大塚西方産業建設課長。

○西方総合支所産業建設課長（大塚孝一君） 西方地域におきましては、33名となっております。

○委員長（広瀬義明君） 針谷副委員長。

○副委員長（針谷正夫君） そうしますと、この人数の根拠というのは、殊さらにはないわけでしょうか。何かに基づいてその人数が出してあるのでしょうか、自治会に1名であるとか。その人数の根拠といえますか。

○委員長（広瀬義明君） 田中農林課長。

○農林課長（田中良一君） お答え申し上げます。

人数の根拠につきましては、農業の集落に1名という形です。その集落が必ずしも自治会イコールではない部分というのはございますので、その辺は若干の変動がございまして、栃木地域は103名ということでございます。

以上でございます。

○委員長（広瀬義明君） 針谷副委員長。

○副委員長（針谷正夫君） そうしますと、それは各地区に通じることでしょうか。

○委員長（広瀬義明君） 石川藤岡産業振興課長。

○藤岡総合支所産業振興課長（石川利方君） 藤岡につきましては、自治会の数なのですけれども、自治会の中に農家がない世帯がありますので、農家の所属している自治会ということになります。

○委員長（広瀬義明君） 針谷副委員長。

○副委員長（針谷正夫君） 実は私のところの自治会には4名いらっしゃって、4年に1度ずつ回ってくるということになっているのです。私思いますのは、この質問大丈夫だと思うのですけれども、農家と自治会がイコールでないというところがちょっと問題があるかなと思うのですけれども、せっかくそういうふう集落で選ばれていて、だとすればその農業の実態といえますか、そんな細かなことでなくていいから、今課題はどうなのだとすることを例えばその自治会から選ばれているという仕組みをとっているところであれば、自治会で簡単なメモを事務局で用意をして、こういうこ

とで農業では困っております。こういうことが今問題になっておりますということで、市全体にその農業と商業者あるいは一般のお勤めの方との理解が深まるということで、その選出母体のところに農業の情報を流していただくような仕組みをつくるというのはだめですか、これ質問。

○委員長（広瀬義明君） 農政協力員の……

○副委員長（針谷正夫君） そうです。農政協力員ということで……

○委員長（広瀬義明君） 事業に加えてくれということですか。

○副委員長（針谷正夫君） そうです、そうです。そういうことなのですが。

○委員長（広瀬義明君） 田中農林課長。

○農林課長（田中良一君） ご質問にお答えします。

委員おっしゃるとおり、現在も実はその辺の協力員さんの方にも農政情報とか、米政策の改革とか、種々の情報をその地域の農家の方に周知していただくような活動をお願いしているということなのですが、それにつきましては、今後その地区地区でいろいろ事情というか、その辺のいろいろ集まりの仕方とか、周知の仕方等々いろいろ違いがあるのかなと思いますので、その辺は今後地域によってばらつきがないようにとか、その辺は配慮しながら対応してまいりたいと思っております。

○委員長（広瀬義明君） 針谷副委員長。

○副委員長（針谷正夫君） やっぱり農業に味方をつけるということで農政が強くなると思いますので、ぜひそんなふうに要望して終わります。

○委員長（広瀬義明君） 要望ということで。

梅澤委員。

○委員（梅澤米満君） 251ページの下から5、新規就農支援事業費ということで2,000万円以上とっているのですが、今は何人が対象になっていますか。

○委員長（広瀬義明君） 新規就農支援事業費ですね。

田中農林課長。

○農林課長（田中良一君） ただいまのご質問ですが、予算上は、来年度は13名の方の予算を一応計上させていただいております。今年の実績見込みをいいますと、今年度は6名の見込みがありますけれども、来年度は一応13名が見込まれるということで予算は計上させていただきました。

以上でございます。

○委員長（広瀬義明君） 梅澤委員。

○委員（梅澤米満君） この新規就農者は5年間いただけるということだったのでしょうか。

○委員長（広瀬義明君） 補助金の交付年数ということですか。

田中農林課長。

○農林課長（田中良一君） ただいまのご質問ですが、期間については最長5年ということ、

最長でございます。

○委員長（広瀬義明君） 梅澤委員。

○委員（梅澤米満君） この事業費について、県からの助成金を100%使っているのか、市独自の補助金というのは出しているのですか。済みません。お願いします。

○委員長（広瀬義明君） 田中農林課長。

○農林課長（田中良一君） ご質問にお答えします。

ただいまの青年就農補助金のほかに、市単独の補助としまして、新規就農サポート事業補助金ということで、これは1名30万円の就農資金の補助をしております。これは市単独の支援でございます。これはあくまでも単年度1回限りでございます。

○委員（梅澤米満君） ありがとうございます。

○委員長（広瀬義明君） 梅澤委員。

○委員（梅澤米満君） ちょっと聞き漏らしてしまったのだけれども、30万円というのは1回限りで、1人30万円。それでいいですか。

○委員長（広瀬義明君） 田中農林課長。

○農林課長（田中良一君） はい、そうでございます。

○委員（梅澤米満君） ありがとうございます。新規就農者は非常に少ないので、30万円と言わず、市からも100万円ぐらい出したらいいなと思っているのですけれども、できるだけ多くお願いします。

以上です。

○委員長（広瀬義明君） 針谷副委員長。

○副委員長（針谷正夫君） 今、梅澤委員の関連なのですけれども、新規就農サポート事業というのは、去年の予算書には載っていますが、それは市単独の事業でこの今話題に上がっている青年就農補助金というのは、市単独ではない。だから、2本立てでもらえるということなのでしょうか。

○委員長（広瀬義明君） 田中農林課長。

○農林課長（田中良一君） お答え申し上げます。

これ事業が今年度新規就農支援事業費補助金という新たな名称に組み替えておりますが、内訳としましては、先ほどの青年就農補助金というのが、これ国の給付金でございます。国、国の補助金です。その後に申し上げた1回30万円と申し上げたのは、市の単独の新規就農サポート事業費ということでの補助金でございます。ですから、2本立て、国の制度と市の制度もあります。ただ、市の制度については、国の制度に乗った方については補助しないという決めでやっております。ですから、国と市を両方ということにはならないように支援はしております。

以上でございます。

○委員長（広瀬義明君） ほかに質疑はございませんか。

古沢委員。

○委員（古沢ちい子君） 253ページ、上から4事業目の農村女性活動活性化事業費（栃木）とありますが、これはオール栃木ということよろしいのでしょうか。

○委員長（広瀬義明君） 田中農林課長。

○農林課長（田中良一君） はい、そのとおりでございます。

○委員長（広瀬義明君） 古沢委員。

○委員（古沢ちい子君） そのオール栃木で22万6,000円という金額なのですが、先日議員研究会で発表していただきました農業委員会の女性の活躍の皆さん方に対する事業費なののでしょうか。

○委員長（広瀬義明君） 田中農林課長。

○農林課長（田中良一君） ただいまのご質問ですけれども、この事業費につきましては、農業委員会の活動とはまた別に、具体的に言いますと、栃木市に農村生活研究グループというグループがまずあります。そこに対する補助と、栃木市の農村女性会議という団体がございます。そこに対する補助というのがまずメインでございます。そのほかにこの事業の中では、昨年度策定しました栃木市農業農村男女共同参画ビジョンという、そういうビジョンを策定しました。その推進費というような項目の支出を予定しております。

以上でございます。

○委員長（広瀬義明君） 古沢委員。

○委員（古沢ちい子君） 今伺った中の女性会議というこの構成メンバーを教えてくださいませんか。

○委員長（広瀬義明君） 田中農林課長。

○農林課長（田中良一君） この女性会議につきましては、市内で活動しております女性の農業者の団体が構成メンバーになっておりますが、具体的に言いますと、農協の女性会であるとか、生産部会の女性農業者のグループ、それと先ほどの農村生活研究グループであるとか、あとは女性農業士会の会員さんというような方がメンバーになっております。

以上でございます。

○委員長（広瀬義明君） 古沢委員。

○委員（古沢ちい子君） 具体的には活動の一端、教えてくださいませんか、一例でも。

○委員長（広瀬義明君） 田中農林課長。

○農林課長（田中良一君） 具体的な活動で言いますと、農村女性セミナーという、そういうセミナーを開催しております。先進事例の視察なんかを兼ねまして、その優良な事例を視察しながら、その活躍されている女性農業士さんから講演をいただくなどの活動しております。

以上でございます。

○委員（古沢ちい子君） 了解しました。

○委員長（広瀬義明君） よろしいですか。



○委員（古沢ちい子君） はい。

○委員長（広瀬義明君） 青木委員。

○委員（青木一男君） 263ページと265ページなのですが、松くい虫防除委託事業費なのですが、この事業は栃木、大平、岩舟と3地区で実施されております。それで、平成26年度と平成27年度の予算が比較しますと、栃木が約5万円、大平で71万円、岩舟で45万円という形で減額されているのです。減ってはいるのですが、この要因というのは、被害がそれだけ減っているから、この予算が少なくなったという解釈でよろしいのでしょうか。

○委員長（広瀬義明君） 答弁を求めます。

田中農林課長。

○農林課長（田中良一君） この事業費につきましては、実はこれ国の補助金を原資でやっている事業でございまして、国の補助金の範囲内というような形で例年来ておりまして、栃木地域については、昨年度は約5ヘクタールの区域をやっております。今年度につきましても、予算的にはほぼ同額というような形で、約6ヘクタールの面積が対象にできるかなというふうに考えておりまして、そういう予算の範囲内で行っているというのは現状でございます。

以上でございます。

○委員長（広瀬義明君） 青木委員。

○委員（青木一男君） 予算内ということで、何かちょっと被害状況は増えているのではないかなという素人判断ではあるのですが、その辺がちょっと寂しいかなというふうには感じました。

それと、ちょっとこれ変な質問になってしまうかもしれませんが、県有地がありますよね。太平山、三轟山ありますが、その市でのこの伐倒駆除とかやっていると思うのですが、その辺は当然県の県有地にはこれは入っていないわけですよ。ちょっと変な質問なのですが、お聞きします。

○委員長（広瀬義明君） 田中農林課長。

○農林課長（田中良一君） お答え申し上げます。

基本的には県有地は入ってございません。栃木地域でいいますと、太平山周辺の北側の山林を対象にしております。そういうことで、松林でも要は保全すべき松林というようなことで、栃木地域については太平山の北側のところを集中的に防除しているという状況でございます。

○委員長（広瀬義明君） よろしいですか。

○委員（青木一男君） はい。

○委員長（広瀬義明君） 梅澤委員。

○委員（梅澤米満君） 松くい虫の防除のことですけれども、藤岡はこれ予算化されていないのですよね。これ私前回も前々回もこの話をしました。できるだけ予算をとってくださいよと。見ればわかるように、本当に真っ赤っかになって、危ないところがいっぱいあって、いわゆる切っているのですけれども、個人的にも。でも、あれは切り切れないですよ。その予算をどのように考えている

のだけ、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○委員長（広瀬義明君） 石川藤岡産業振興課長。

○藤岡総合支所産業振興課長（石川利方君） 藤岡地域におきましても、以前は三轟山の部分につきましては、松くい伐倒駆除を行っていたのですけれども、三轟山公園、大規模公園化になった関係で、その駆除につきましては一切全部県のほうで今行っております。それ以外については、今現在松の木の生えているところが非常に少ないということで、今のところ予算計上については考えておりません。

○委員長（広瀬義明君） 梅澤委員。

○委員（梅澤米満君） 実は私公園事務所へ行ったのですよ。来週所長と次長と課長が来ます。私と会うのですが、そのこともあるので、いろいろあるのですけれども、公園に行くと、公園は委託されているので、できないのだと言われたのですよ。だから、公園の中はやりますよと、しかしその地域外はできないのだと言うのです。今、公園でやりますよと言ったから、正直言ってきょう電話もらって、公園の所長から行くからねという話をもらって話はするのですけれども、いろんな点があるので。そういうことで、本当に公園でやってくれるように頼みますけれども、あのような状況では環境的にも悪いので、できるだけ対処してもらいたいと思っています。だから、これは国の全部の予算でやっているものですから、わずかでもいいから予算とってもらって、例えば岩舟からこっちへ持ってくるということもなかなかできないので、予算化はしてもらいたいのですよ。三轟山だけが山ではないので、お願いします。要望です。

○委員長（広瀬義明君） 要望ということで。

大武委員。

○委員（大武真一君） 251ページの農業事務費なのですけれども、農業事務費、251。この農業事務費というのは、いろんな大平さん、藤岡さん、いろいろ額は違うのですけれども、何でこういうふうに違うのかということもあるのですけれども、どういう仕事なのかお教え願います。

○委員長（広瀬義明君） 答弁は。

茂呂大平産業振興課長。

○大平総合支所産業振興課長（茂呂浩司君） お答え申し上げます。

大平の農業事務費の内容でございますが、先ほどもちょっとお話出ました農政協力員さんへの報償費がメインでございます。そのほかは日本農業の新聞代とか、消耗品、それと旅費程度でございます。

○委員長（広瀬義明君） 大武委員。

○委員（大武真一君） 249ページの栃木のほうはここに197万1,000円というのがあって、これが同じ農業事務費なのだろうとは思いますが、わかりました。しかし、表現の仕方とか、ちょっとこれ同じようなので、統一するようことをしていただけるとありがたいのですけれども、いか

がでしょうか。

○委員長（広瀬義明君） 田中農林課長。

○農林課長（田中良一君） その辺については、今後財政当局のほうと事業名についてはちょっと調整を図ってみたいと思います。

○委員長（広瀬義明君） 大武委員。

○委員（大武真一君） では、同じような考えなのですけれども、例えば263ページの林業総務費なのです。これが栃木、大平、都賀あるのですけれども、西方、岩舟、藤岡はないような感じなのです。なくていいのかという感じが、山はたくさんありますよね、西方さんとか藤岡さんも。藤岡さんは余りないか。そういう中において林業総務費というのは、ほかの町はないのだけれども、なくていいのでしょうかということです。

○委員長（広瀬義明君） 答弁できますか。

大武委員、これについては項目名称ということで、今ここでなかなかお答えできかねるところもあるのではないかと思うのですが。

○委員（大武真一君） はい、わかりました。

○委員長（広瀬義明君） よろしいでしょうか。

大武委員、どうぞ。

○委員（大武真一君） ですから、そういう表現の仕方もあるのですけれども、農業委員会との仕事の、これは農業委員会ではありませんので、農業委員会とは別な仕事なわけですよ。そういう意味では、この辺の仕事のあり方も含めて、表現のあり方も含めてもう少し整理されたらどうかという要望です。

以上です。

○委員長（広瀬義明君） という要望でよろしいですね。

○委員（大武真一君） はい。

○委員長（広瀬義明君） 青木委員。

○委員（青木一男君） 265ページなのですが、有害鳥獣対策事業費なのですが、これはもう以前視察に行きまして、かなり被害はもう増えていると、本当にもうかなりの勢いで増えているというのは理解できたのですが、この予算も当然増えているわけでありまして、現在猟師に対して捕獲が私の知り得るところなのですが、1時間3,000円、1頭が6,000円という捕獲料が出ていると思うのですが、これちょっと確認と、それで果たしてこれで足りていると思うのかどうか、お聞かせ願いたいと思います。

○委員長（広瀬義明君） 田中農林課長。

○農林課長（田中良一君） お答え申し上げます。

捕獲の委託料の中に、1頭当たりの捕獲経費ということで、頭数に応じた経費というのがござい

ます。委員さんおっしゃられたのは、まず1頭6,000円というのが県から来るお金でございまして、そういう1頭当たり6,000円というお金がございまして。それと市のほうで市独自の1頭当たりの経費という委託で5,000円というのを計上してございまして。そういうところで1頭当たりの経費は支出をさせていただいております。

○委員長（広瀬義明君） 青木委員。

○委員（青木一男君） 1時間当たりというのは、これはまた出ているのでしょうか。

○委員長（広瀬義明君） 田中農林課長。

○農林課長（田中良一君） 1時間当たりという形では計上はしてございません。

○委員長（広瀬義明君） 青木委員。

○委員（青木一男君） はい、理解できました。

それと、ちょっと本当に初歩的な質問なのですが、岩舟地域で去年ですか、4月から12月まで204頭というイノシシの数だったかと思うのですが、その最終的な処分というのですか、私が知っている方は、もう刺身にしたり、レバーにしたりとか、食べている方もいらっしゃるのですが、全ての頭数がそういったことはできないと思うので、最終処分というのは、どのような形をとっているのでしょうか。

○委員長（広瀬義明君） 田中農林課長。

○農林課長（田中良一君） 私ども市のほうで有害駆除を委託しているその猟友会さんには、捕獲したのについては、焼却処分ということで市のクリーンプラザのほうに搬入していただくということでお願いしております。搬入については無料で受け入れていただいているという状況でございます。

以上です。

○委員長（広瀬義明君） 針谷副委員長。

○副委員長（針谷正夫君） 265ページ、今、イノシシの個体数調整の話が出てきましたので、イノシシの今度は里山整備のことでちょっと聞きたいと思うのですが、265ページに3つ、4つ散見されます。明るく安全な里山整備事業費というのは、これは700円のもの元気な森づくり事業のことでよろしいのでしょうか。まず、そういうことをお聞きします。

○委員長（広瀬義明君） 田中農林課長。

○農林課長（田中良一君） はい、そのとおりでございます。

○委員長（広瀬義明君） 針谷副委員長。

○副委員長（針谷正夫君） そうしますと、これも県からの補助枠が決まっています、その枠の中でやっていくということなのではないでしょうか。要望すればするほど出てくるというものでは当然ないと思うのですが。

○委員長（広瀬義明君） 田中農林課長。

○農林課長（田中良一君） ただいまのご質問にお答えします。

この明るく安全な里山林整備事業につきましては、この制度が平成20年度からできている制度でございまして、ご存じのように地域の活動団体が主体となって、里山林を管理していくということで、市と管理団体と山林所有者が協定を結びまして、10年間管理をするという事業でございまして、これについては、そういう活動をしたいという申し出があってスタートした事業でございまして、現在のところはその申し込みについてはちょっと受け付けていない状態でございます。

以上です。

○委員長（広瀬義明君） 針谷副委員長。

○副委員長（針谷正夫君） 今、10年間整備をしていくということなのですが、最初の5年間は県のほうで地元のほうに手を出さずにとっては大げさですが、そういう整備の仕方と違うのですか。

5年過ぎたところから10年目までがほぼ自分たちで整備をしていくという考え方では違いますか。

○委員長（広瀬義明君） 田中農林課長。

○農林課長（田中良一君） その内容は、済みません。一応10年間の管理協定は結ぶのですけれども、その中で最初の4年間だけが交付金の対象になるという事業でございまして、ですからその後の5年間は交付金は出ないという事業でございまして。

以上でございます。

○委員長（広瀬義明君） 針谷副委員長。

○副委員長（針谷正夫君） 最近といいますか、去年から今年あたりにかけて、また何か県のほうでもよく県民税を生かした里山林整備というような言葉が新聞紙上に時折出てまいります。ですから、県のほうでもやはりこの里山林整備、県民税の継続の方向に行くのかなという予兆というふうに私は見ているのですが、この制度大変喜ばれていますので、問題はその後を自分たちでしなければならぬというところがなかなか難しいところなのですが、県民税そのものはやはり続けてもらうべきだと思いますので、これまでもたびたびお話ししてきたのですが、そんなことで県のほうにぜひとも県民税の継続、そしてこうした事業ができるようにぜひお願いをしていただきたい。要望して終わります。

○委員長（広瀬義明君） ほかに質疑はございませんか。

針谷副委員長。

○副委員長（針谷正夫君） 253ページのちょうど真ん中辺に都市農村交流事業費というものがあります。予算額が128万9,000円ということで、そのうち都市交流に115万円というふうな説明だったかと思いますが、その内容について教えをいただきたいと、こんなふうに思います。

○委員長（広瀬義明君） 田中農林課長。

○農林課長（田中良一君） お答え申し上げます。

この事業につきましては、主な内容としましては、現在各地域で活動しております団体に対しま

して、補助金を交付していくというのが主な事業でございまして、具体的に言いますと、大柿地区の農業体験交流事業であるとか、寺尾の米づくり体験教室、皆川地区のふれあい農業体験、西方地域のいちご摘み事業、その他都市農村子ども交流支援事業というようなことで想定をしておりますが、既存のそういう活動団体に対する補助がメインでございます。

○副委員長（針谷正夫君） 了解です。

○委員長（広瀬義明君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬義明君） ないようでございますので、ここで暫時休憩といたします。

（午後 2時05分）

---

○委員長（広瀬義明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時20分）

---

○委員長（広瀬義明君） 先ほど青木委員の質疑に対して答弁が保留されましたので、ここで田中農林課長に答弁を求めます。

田中農林課長。

○農林課長（田中良一君） 先ほど249ページの栃木県南公設地方卸売市場の負担金の件でございます。平成26年度から平成27年度にかけて増えている理由でございますけれども、今確認しましたところ、支出の中で総務費の中に公課費という税金、消費税の関係の支出項目ありまして、5%から8%に変わったということで支出が増えたということで、これは約420万円の負担増になりまして、それを負担割合、先ほどの栃木市29.09%の負担割合にしますと約122万円相当になります。それが主な増えた理由でございます。

以上でございます。

○委員長（広瀬義明君） 青木委員、よろしいですか。

○委員（青木一男君） はい。

○委員長（広瀬義明君） 続きまして、7款商工費中、所管関係部分の質疑に入ります。

予算書は268ページから277ページであります。

質疑はございませんか。

坂東委員。

○委員（坂東一敏君） 275ページなのですが、横山郷土館管理運営費とありますが、まず栃木市へ譲渡された経緯をお伺いしたいのですが、お願いいたします。

○委員長（広瀬義明君） 増山商工観光課長。

○商工観光課長（増山昌章君） 横山郷土館の経緯について申し上げます。

昨年8月ごろ公益財団法人横山郷土館様から財団の解散を考えているというようにお話をいただきました。県と協議をしているというようにところだったのですが、公益財団法人の場合には、清算に当たっては、国もしくは地方公共団体、同種の公益法人等に贈与するというような法律がございまして、それに基づいて横山郷土館様の定款も同じような規定がございまして、その段階では清算する場合に市で受け入れてもらえるかというようにお話がありまして、横山さんのほうも慎重に検討をこれからしていくということだったのですが、市としては当初から万が一そのような場合には受け入れさせていただきますというような意向を示させていただいておりました。時間経過いたしました、1月の末に横山郷土館さんのその評議員会が開かれまして、2月末をもって解散すると。それから、定款の変更がございまして、残余財産については市に贈与する。無償譲渡するというようなことをお決めいただいたということでございまして、市としては、実は手続これからでございまして、今月中に寄附の申し入れを正式に書面でいただきまして、受け入れをさせていただきます、予算については今回計上させていただきましたが、市で管理運営するに当たっての設置条例につきましては、6月の議会にご提案をしたいというふうに考えているところでございます。

簡単ですが、経緯は以上のようなところでございます。

○委員長（広瀬義明君） 坂東委員。

○委員（坂東一敏君） ありがとうございます。また、では今までの年間来場者数と入場者数はどれくらいあったのかおわかりになりますか。

○委員長（広瀬義明君） 増山商工観光課長。

○商工観光課長（増山昌章君） 年間約5,000人で推移しているということをお聞きしておりますが、昨年度は4,500人に減ってきたということでございますが、データ見せていただきますと、約5,000人で推移していたということでございます。

○委員長（広瀬義明君） 坂東委員。

○委員（坂東一敏君） また、臨時職員賃金として490万4,000円とありますが、この人数と勤務予定、何時から何時までなのか、それとまたお休みはいつなのかおわかりならば教えていただきたいのですが。

○委員長（広瀬義明君） 増山商工観光課長。

○商工観光課長（増山昌章君） 臨時職員について予算の計上時点での内容をご説明いたします。

3人でございます。臨時職員3人での賃金と通勤手当でございまして、時間については、済みません。現在の開館時間4時までというのを延ばすということを考えておりますが、その辺とあわせて検討していきたいというふうに思っております。現在で何時から何時までということは考えておりませんが、少なくとも通常の市の臨時職員と同じ処遇で対応してまいりたい。休みは現在これも6月に提案させていただきますが、現時点では2月までは週2日間お休みだったのですが、新しく市営の施設として開館するに当たっては、月曜日を休館ということで考えております。

以上でございます。

○委員長（広瀬義明君） 坂東委員。

○委員（坂東一敏君） ありがとうございます。そうですね。時間もなるべく長く、入館の時間は早くても、終わりはなるべく6時とか7時とか、ちょっと遅く見ていただければと私は思うのですが、また栃木市でこの運営するに当たって、この入館料、多分今は500円だったかな、市はではそれに関してこれからこの入館料はどのような考えでおられるのか。下げるのか、上げるのか、聞きたいのですが。

○委員長（広瀬義明君） 増山商工観光課長。

○商工観光課長（増山昌章君） では、開館時間と入館料の2つのご質問でよろしいでしょうか。

○委員（坂東一敏君） はい。

○商工観光課長（増山昌章君） 開館時間につきましては、実はほかの観光施設と合わせて、9時から5時というのを現在考えているところでございますが、ご提案の6時とか7時というのは、ちょっと建物をごらんいただくような施設でございますので、その辺は少し検討させていただきたいと思えます。

入館料につきましても、6月にご提案をさせていただきたいというふうに考えておりますが、予算で歳入で計上してございますので、その根拠をお示しいたしますと、財団で運営されていた現状どおり500円という入館料を現在のところ想定しております。

以上でございます。

○委員長（広瀬義明君） 坂東委員。

○委員（坂東一敏君） 私の考えなのですが、その500円という金額が安いか高いかと、私は正直言って高いと思います。ましてまた小学生、中学生とか、また授業関係とかで利用される場合とかは、ちょっともう少し格安でやってやるとか、リピーターの方がまた来ていただけるような、そういう中を見たら、ちょっともう壊れているところとか、そういう修繕をしたりとか、来ていただいて、ちょっときれいにさせていただいて、リピーターも呼んでいただく、またあと何かアピールをしていただいで、皆さんが見ようと、また県外からも来る人がちょっと寄って見てみたいというような環境づくりもつくっていただければありがたいと思います。これ一応要望ということで。

○委員長（広瀬義明君） 要望でよろしいですか。

○委員（坂東一敏君） はい。

○委員長（広瀬義明君） ほかに。

古沢委員。

○委員（古沢ちい子君） 271ページお願いいたします。下から5事業目ですか、買い物代行サービス委託費ということで、これはどのような買い物代行サービスをしているのかを教えてください。

○委員長（広瀬義明君） 茂呂大平産業振興課長。



○大平総合支所産業振興課長（茂呂浩司君） では、お答え申し上げます。

買い物代行サービスでございますが、このスタートにつきましては、緊急雇用創出事業、国の国庫補助ありましてスタートしてございますが、いわゆるまちなかの高齢者の方、また独居老人等が買い物に大変不便を来しているということで、うちのほうのプラッツおおひらのほうに委託をしているのですが、そちらのほうで町内の商店から商品を購入いたしまして、それを宅配サービスという形で行っていることと、あわせましてやはり独居老人等の安否確認、場合によってはごみ出しとか、蛍光灯のつけかえなどを行う事業ということで委託している事業でございます。

○委員長（広瀬義明君） 古沢委員。

○委員（古沢ちい子君） これは大平に限ってやっているということの認識でよろしいのですか。

○委員長（広瀬義明君） 茂呂大平産業振興課長。

○大平総合支所産業振興課長（茂呂浩司君） 今の現段階では、大平地域と一部藤岡の部屋地区のほうで、うちの業者が行っているところでございます。市としましては、これを栃木市全体の中で事業展開をしていくようなことで、少しずつ検討させていただいているところでございます。

○委員長（広瀬義明君） 古沢委員。

○委員（古沢ちい子君） 今回のこのプラッツおおひらにということと、あと部屋地区の一部にこの事業があるということなのですが、全体の地域にということは何年か前からお話は伺っているのですが、なかなか進まない理由を教えてくださいいただけますか。

○委員長（広瀬義明君） 茂呂大平産業振興課長。

○大平総合支所産業振興課長（茂呂浩司君） なかなか進まない理由ということだと、ちょっと難しいという答弁になってしまうのですが、1度保健福祉部の社会福祉課のほうで以前松本議員さんのほうからそういったご質問ございまして、やはり市の考えとしますと、市単独で行っていくという方法もあるのですが、ご存じかと思うのですが、今、郵便局のほうで過疎地域におきまして、ひまわりサービスという形で、同じようなサービス事業を行っております。できればそういった郵便局が一番各個人のお宅へ回る状況になっておりますので、そういった郵便局と連携したシステムを検討したいということで今考えてございますので、ちょっとお時間がかかっているという状況でございます。

○委員長（広瀬義明君） 古沢委員。

○委員（古沢ちい子君） ぜひオール栃木として考えていただいて、1回フラットにしていただき、また社協と関係所管の方といろいろ協議をいたしまして、いろんな格差がございますので、大平地域ということ限定、またプラッツおおひらということ限定ではなく、1度じっくりと協議をしていただきたいと思います。要望として。

○委員長（広瀬義明君） 小堀委員。

○委員（小堀良江君） 273ページなのですが、栃木インター周辺開発事業費、ご説明では排水計画

等の委託料ということでお聞きしていると思うのですが、毎年予算が計上されているのですが、ちょっと内容が違うのかな、いつもの年より内容が違って一歩進んだのかなというような感じを持っているのですが、その点についてご説明をお願いしたいと思います。

○委員長（広瀬義明君） 江連産業基盤整備課長。

○産業基盤整備課長（江連敏夫君） 栃木インターにつきましては、一応区域面積が80ヘクタール、地権者が230人ということで、かなり広いエリアということですので、いろいろ合意形成を図る上で、非常に難しい面があるということがございます。一応今までもいろんな調査とか、そういうものは進めてきたところではございますが、今後におきましても、その今までの調査が積み上がっていくような、もとに戻るようなことのないような調査ということで、平成27年度からは特にそういう積み上げでやっていきたいということで考えております。今回実態調査ということで委託料を計上しておりますが、これをもとに再度地元の地権者に諮りまして、地権者の意向を再確認しまして、今後の整備について80ヘクタール、230人ということでこだわることでなく進むことができるかどうか、そういったことまで踏み込んでちょっと検討していきたいというふうに考えているところでございます。

○委員長（広瀬義明君） 小堀委員。

○委員（小堀良江君） 80ヘクタール、230人ということで本当に合意形成に当たっては大変だと思うのですが、これまで予算計上をしてきた中で相当な金額にもなっておると思いますし、千塚町の上川原の産業団地のほうも本格的に造成が始まるということで、やはりこういうこの栃木インター周辺においては、何としても開発を進めていかなければならないのかなというふうに思いますので、積極的に今後も進めていただければと思います。

○委員長（広瀬義明君） ほかに質疑はございますか。

梅澤委員。

○委員（梅澤米満君） 同じページの佐野藤岡インター周辺の開発事業費ということで、98万円とっているのです。前年度が50万円とっていただきまして、その前年度の内容と今回の内容はどう違うのか、またどのように今後進めていくのか、わかれば教えてください。お願いします。

○委員長（広瀬義明君） 江連産業基盤整備課長。

○産業基盤整備課長（江連敏夫君） お答え申し上げます。

平成26年度につきましては、今までの計画というのが全然ございませんでしたので、一応現況調査ということで、現場のほうの状況、地形、地物、そしていろんな排水状況とか、そういった面を調査させていただきました。その中でどの辺が開発する上で可能性の高いエリアというようなことで調査をかけているところでございます。今後におきましては、そういった調査をもとに、これはどこの地区もそうなのですが、地権者全員の合意形成が図れないと、法律のいろんな規制、そういったものに対応していくためには、地権者全員の合意形成が図られて、区域が決まって初めて進む

ものですから、そういったことに取り組んで、今年度は開発エリアの検討から地権者調査、そして最終的には意向調査とか、そういうことで地権者の皆さんと合意形成を図りながら進めるということと考えております。

○委員長（広瀬義明君） 梅澤委員。

○委員（梅澤米満君） 前向きなお答えをいただきまして、ありがとうございました。ただ、私が心配しているのは、あのエリアでは山林が非常に多かったのです。今、太陽光発電で大分下がりました。そういうことでおくれればおくれるほど、そのエリアが狭まってしまふのかなと思っています。そういうことで何か私に聞きたいことがいろいろあれば、私も頑張りますので、そういった点ではよろしくをお願いします。

○委員長（広瀬義明君） 答弁求めますか。どうですか。

○委員（梅澤米満君） では、要望ということでお願いします。ありがとうございました。

○委員長（広瀬義明君） 青木委員。

○委員（青木一男君） 275ページ、276、277ページですか、観光行事負担金なのですが、大平、藤岡、都賀、西方、岩舟という1市5町の、旧5町のこの負担金なのですが、大平の主に「なつこい」ですか、それが平成26年度より平成27年度が110万円の減額、藤岡が同額です。都賀、「まるまるまるごとつがまつり」、それも190万円の減額と、「にしかたふるさとまつり」は昨年同額と、また岩舟が250万円で100万円の減額という形になっておりますが、この要因をどういった要因なのかお願いいたします。

○委員長（広瀬義明君） 茂呂大平産業振興課長。

○大平総合支所産業振興課長（茂呂浩司君） 大平の観光行事負担金でございますが、昨年度は1,100万円ということで計上させていただきました。平成27年度については約1割減の990万円となっております。この要因でございますが、やはりこれは予算内におさめるということで調整させていただいた結果でございます。

○委員長（広瀬義明君） 石川藤岡産業振興課長。

○藤岡総合支所産業振興課長（石川利方君） 藤岡につきましては、渡良瀬バルーンレースということで、これはホンダグランプリの日本のグランプリの第1戦が行われるということで、全国大会ですので、予算的には非常に切れないということで、ほかの予算を圧縮してこの予算に計上してございます。

以上です。

○委員長（広瀬義明君） 山崎都賀産業振興課長。

○都賀総合支所産業振興課長（山崎昇一君） 観光行事負担金、都賀につきましても、その予算の範囲内というようなことで調整をさせていただきまして、減額になっているというような状況でございます。

以上です。

○委員長（広瀬義明君） 富山岩舟産業振興課長。

○岩舟総合支所産業振興課長（富山 淳君） 岩舟においても、大平、都賀と同様な考えで予算の範囲内で調整したということになっております。

以上です。

○委員長（広瀬義明君） 大塚西方産業建設課長。

○西方総合支所産業建設課長（大塚孝一君） 西方地域におきましても、同額ではございますけれども、予算の枠内で、ほかを削減しまして、お祭りについては同額という形にさせていただきました。

以上です。

○委員長（広瀬義明君） 青木委員。

○委員（青木一男君） 大平、都賀、岩舟、3地域は減額になったわけですが、これは実行に対して影響は出るということは考えられないのでしょうか。

○委員長（広瀬義明君） 茂呂大平産業振興課長。

○大平総合支所産業振興課長（茂呂浩司君） でき得れば実行委員さんには前年と同額ということでご協力をいただきたかったところでございますが、やはり予算内で調整したということもございまずので、今現在「なつこい」におきましては、実行委員会を開催いたしまして、この予算の中でどういった事業をしていくのが一番効率的で効果的かということを検討させていただいております。

○委員長（広瀬義明君） 山崎都賀産業振興課長。

○都賀総合支所産業振興課長（山崎昇一君） 都賀地域におきましても、「まるまるまるごとつがまつり」につきましては、300万円から225万円というような減額となっているわけでございますけれども、この辺につきましても、中身を精査しまして、ご協力いただけるものはカットをしながらというふうなことで調整をさせていただいております。それから、花まつりにつきましても、450万円から335万円ということでございますが、この辺につきましても、シルバーのほうへの駐車場の管理とか、その辺の委託につきましても、できる範囲内で少し人数を減らすというような操作をしまして、若干減らさせていただいております。

以上でございます。

○委員長（広瀬義明君） 富山岩舟産業振興課長。

○岩舟総合支所産業振興課長（富山 淳君） 岩舟においても、決められた予算の範囲内で精いっぱい皆さん、町民のほうに楽しんでいただくような企画をするということで、実行委員会はこれからですが、そういう調整は最終的なものを皆さんと協力しながら図っていきたいというふうに思っております。

以上です。

○委員長（広瀬義明君） 青木委員。

○委員（青木一男君） 財政逼迫の折、こういった行事の減額というのはやむを得ないというふうには考えられますが、どうしても影響は出ないということはないと思うのです。その上、やはり頑張っていて、概算要求で前年度お願いするとかしていただいて、ぜひこれから下がらないようにお願いしたいなと思っております。

それで、私岩舟地域なのですが、やはり前から盆踊り大会の延長で、サマーフェスタというのをやっております、やはり高校生、大学生、また社会人になって、年に1度会えるということで一大イベントになっておまして、この行事がもしなくなってしまった場合は、この岩舟地域の一大イベントがなくなるということで、寂しくなって寂れるような、本当にそういう地域になってしまうかなというふうに感じておりますので、今後こういうことがないようにお願いしたいのですが、今後の見通しというのをちょっとお願いしたいのですが。

○委員長（広瀬義明君） 青木委員、これは誰か代表の方お一人に、それとも3町それぞれに。

○委員（青木一男君） では、1人の方で。

○委員長（広瀬義明君） 1人でよろしいですか。

○委員（青木一男君） はい。

○委員長（広瀬義明君） では、代表して1人の方にご答弁お願いします。

茂呂大平産業振興課長。

○大平総合支所産業振興課長（茂呂浩司君） 担当部署としますと、この予算につきましては、前年同様の金額を委託したいという強い思いあるところでございます。しかしながら、これは今回の議会で一般質問ございましたとおり、やはり市の統一感とか、全体感を醸成していくという意味で、機構改革を含めまして、その専門チーム等で検討を重ねながら、ある程度のイベントの集約は図っていく必要はあるかと考えているところでございます。

○委員長（広瀬義明君） 青木委員。

○委員（青木一男君） 要望になりますが、やっぱり一体感の醸成というのはわかります、確かに。それはコンパクトシティというのが本当に大きなこの栃木市の中で1つだけ大きなイベントというよりも、その地方地方にやはり特色を出したイベントを持てるようにしていただきたいと思います。以上です。

○委員長（広瀬義明君） 針谷副委員長。

○副委員長（針谷正夫君） では、簡潔に申し上げます。271ページです。下から4つ目の事業の大平の企業立地奨励金というものについて詳しく教えていただきたいと思います。

○委員長（広瀬義明君） 茂呂大平産業振興課長。

○大平総合支所産業振興課長（茂呂浩司君） その企業立地奨励金につきましては、現在産業基盤整備課さんで行って、企業立地のほうの事業と別なものでございまして、これらの……

○委員長（広瀬義明君） 茂呂課長、マイクが入っていません。

○大平総合支所産業振興課長（茂呂浩司君） 大平時代にスタートした事業を今現在、市の産業基盤整備課さんで引き継いで継承していただくような流れでございます。うちの大平地域につきましては、栃木藤岡バイパス沿線の区画整理を行った場所の5社に対して、この企業立地奨励金を支給していたところでございますが、現在はカワチ薬品さん1社が残っているという状況でございます、平成28年でこの企業立地奨励金につきましては、大平地域は完了という形でございます。

○委員長（広瀬義明君） 針谷副委員長。

○副委員長（針谷正夫君） そうしますと、平成28年で完了して、その後はその2つ上の企業立地促進事業費というものの1本で前進をやっていくという形になるわけですか。

○委員長（広瀬義明君） 茂呂課長。

○大平総合支所産業振興課長（茂呂浩司君） はい、そのとおりでございます。

○副委員長（針谷正夫君） はい、了解。

○委員長（広瀬義明君） ほかに質疑はありませんか。

古沢委員。

○委員（古沢ちい子君） 273ページお願いいたします。下から5事業目でしょうか、観光資源開発活動補助金（栃木）、栃木市観光協会事業補助金とございますが、具体的に内容を教えてください。

○委員長（広瀬義明君） 増山商工観光課長。

○商工観光課長（増山昌章君） お答えをいたします。

主なものが栃木市観光協会への補助金と、もう一つ、フィルムコミッション事業の補助金のこの2本でございます、観光協会の補助金につきましては、キャンペーンの実施についての補助、それから旅行商品の開発、具体的には鉄道事業者と実施しております散策クーポンの負担金等でございます、ただし大部分は人件費でございます、誘客担当のマネジャー1名、それから臨時職員と3名分の人件費がこの補助金の主なものでございます。フィルムコミッションの補助金につきましては、フィルムコミッション事業を市会議所、観光協会と連携して行っております市民の団体でございますえ〜ぞ〜支援隊に対して補助金を支出しているものでございます。

以上でございます。

○委員長（広瀬義明君） 古沢委員。

○委員（古沢ちい子君） その次の275ページにも関連がございますが、全てこの大平、藤岡、ほかも同じということでしょうか。

○委員長（広瀬義明君） 石川藤岡産業振興課長。

○藤岡総合支所産業振興課長（石川利方君） 藤岡ですけれども、藤岡は観光協会の補助金で観光協会主催でくら祭りを行っております。その費用が大部分でございます、それとあわせて、共催とか、後援事業を行っております。共催事業については、とちぎの観光四季写真コンテストとか、あとは後援としてはバルーンレッスン実行委員会とか、そういう後援事業を主に行っております。

す。

以上でございます。

○委員長（広瀬義明君） よろしいですか。

古沢委員。

○委員（古沢ちい子君） 今の答弁わかりました。

先ほどの済みません。273ページに戻ってしまいますが、増山課長から答弁いただいた内容で、平成25年度の決算のときに、緊急地域雇用創出事業ということで、蔵の街観光魅力アップ事業ということで、女子のカメラツアーのお話をいただきました。それはホームページにまだ載っていませんので、最近載せていただきまして、検索いたしましたところ、大変好評だというお話もありますので、今回のこの事業の中にはそういったことも含めて、またこの女子に限定して今のフィルムコミッションというのでしょうか、その辺とあわせながら、この観光プロモーション事業をもう一度継続という形とか、事業、ここに載っているのか、また別なことで進めていくのか、その辺を教えてください。

○委員長（広瀬義明君） 増山商工観光課長。

○商工観光課長（増山昌章君） ご質問いただきました今年の蔵の街観光魅力アップ事業の委託費につきましては、緊急雇用を活用した事業でございますので、昨年限りの事業でございます。商工会議所に委託して実施した事業でございますので、今年度は特に計上してございません。ただし、その結果を踏まえて、観光協会で行いますキャンペーンですとか、観光資源の開発促進等につきましては、女性の視点というものを特に重要視いたしまして取り組んでまいりたいと思います。具体的には事業としては入れてございません。

以上でございます。

○委員長（広瀬義明君） 古沢委員。

○委員（古沢ちい子君） はい、わかりました。本当にこの昨年行われた事業が好評で、また女子に限定されたそのカメラマンが集うということは、大変発信力があると思いますので、またご検討いただければと思います。要望として。

○委員長（広瀬義明君） ほかに質疑はありませんか。

針谷副委員長。

○副委員長（針谷正夫君） では、最後に1つやります。

271ページの一番上の事業です。産業支援補助事業費の中に空き店舗活用促進事業補助金という374万円が計上されていますが、これの実績、そして今年度どんなふうに見込んでいるのかお聞かせを願いたいと思います。

○委員長（広瀬義明君） 増山商工観光課長。

○商工観光課長（増山昌章君） 産業支援補助事業費についてお答えをいたします。済みません。少

しお待ちください。

申しわけありませんでした。お待たせをいたしました。予算書につきましては、新製品開発支援事業、それから空き店舗補助事業が掲載してございますが、事業としましては、4つございまして、新製品等の開発支援、それから経営支援事業、コンサルタント等の派遣に対する補助でございます。それから、産業財産権の取得補助金、それから空き店舗活用促進の事業費でございます。特に空き店舗の補助金の活用実績でございますが、平成26年度、今年度申請いただきまして、ご利用いただきました件数が4件でございます。来年度も引き続きこの事業を活用いたしまして、この4事業を活用いたしまして、支援に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（広瀬義明君） 針谷副委員長。

○副委員長（針谷正夫君） そうしますと、今年度も同じ数ぐらい来てほしいという前提での見込みということになっていきますでしょうか。

○委員長（広瀬義明君） 増山商工観光課長。

○商工観光課長（増山昌章君） 今年度はちょっと細かくなりますが、空き店舗活用につきましては、店舗の改修、それから家賃の補助、専門家の相談という3つに分かれておりまして、改修については2件、家賃補助については3件、専門家の相談についても3件ということで、若干控え目な予算になってはおりますが、これについては今までもそうですが、必要な場合には補正等もご提案いたしまして、ご希望いただきまして、基準にかなう事業者の方、新規の開業をなさる方については、支援ができるような取り組みをしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○副委員長（針谷正夫君） 了解。

○委員長（広瀬義明君） ほかに質疑はございませんか。

大武委員。

○委員（大武真一君） 271ページあたり、下のほうなのですけれども、各商工会議所事業補助金なのですけれども、これ全地域にあるのですけれども、非常にばらつきがあって、これまでの経過があって、そのままやっておられるのだらうと思いますけれども、少し気になるのが273ページの岩舟さんの補助金が結構807万5,000円ですか、ほかの町に比べてもちょっと高いのかなと、栃木の場合は600万円ということなのですけれども、いろいろあるとは思いますが、1つお聞きしたいのは、この岩舟さんの807万5,000円の内訳をちょっとお伺いしたいと思います。

○委員長（広瀬義明君） 富山岩舟産業振興課長。

○岩舟総合支所産業振興課長（富山 淳君） 済みません。内訳ということになると、どういうことをちょっと申し上げたらいいのかわかりませんが、補助金の金額は今現在807万5,000円ということで、非常に多くなっておりますが、ちょっとこちらで持っております資料ということになりますと、



平成25年度の各商工会の決算、支出済額ということで、その率を補助金と比較したものを持っております。それで見ますと、15.5%ということで、ほかの地域ですか、で比較しますと、大平で18.5%、藤岡で12.0%、都賀11.3%、西方で15.8%ということで、それだけ見ればさほど大きく、特別金額ではここでは突出しているような感じを受けますが、率というものに換算しますと、さほど比較的にはちょっと多いぐらいになるのではないかというふうに思っております。

また、800万円の経過については、当時商工会の振興ということで、岩舟町の商工会館というものを今、商工会のほうで建てました。そのときの補助金を支出したという経過がありまして、それがその以降、町の商工会に対する支援振興策ということで町が継続した中でずっとこの金額は維持されてきたということになっております。

先ほどのご質問については、ちょっとどういう答えをしたらいいかわかりませんが、今の800万円については、そのような経過になっております。

以上です。

○委員長（広瀬義明君） 大武委員。

○委員（大武真一君） わかりました。いずれにしても、もう1つのまち、市になったわけですから、公平公正な運営ということで、その補助金のあり方も合わせていくというか、統一的にやっていくということが私は大事なことではないかと思っておりますので、その辺も精査していただいて、どこの地域もこういう形で補助は出すよというようなやり方を早いうちに、これは要望ですけれども、決めていただければいいのかなというふうに思いました。要望です。

○委員長（広瀬義明君） ほかに質疑は。

古沢委員。

○委員（古沢ちい子君） 277ページお願いいたします。上から5事業目、さくら基金積立金とございます。今回は1万円なのですが、昨年も、平成26年度の予算も1万円、平成25年度の決算ではもっと多かったように思うのですが、この基金の使い方について教えていただければと思います。

○委員長（広瀬義明君） 大塚西方産業建設課長。

○西方総合支所産業建設課長（大塚孝一君） これは旧西方町時代から金崎の桜堤にある桜を保存するために積み立ててまいりました。一時一般の方からの寄附、そういったものもいただいて積み立ててきたものでございます。現在はこのさくら基金積立金につきましては、その基金の利子相当分を積み立てているわけでございますけれども、活用方法といたしましては、今年度から桜堤の植栽管理、そういったものへの一部充当という形で活用させていただくことにしております。

以上です。

○委員長（広瀬義明君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

---

◎発言の訂正

○委員長（広瀬義明君） ないようですので、次に移りますが、先ほど農林課のほうから発言の訂正をしたいという申し出をいただいております。この際、発言を許可いたします。

田中農林課長。

○農林課長（田中良一君） 申しわけありませんが、発言の訂正をお許し願いたいと思います。

先ほど265ページの明るく安全な里山林整備事業につきまして、針谷委員さんのほうからご質問に対する答弁の中で、この事業は県民税の事業で、現在県は受け付けをしていないと私答弁で申し上げましたが、この事業は県では平成29年度までの事業でありますので、現在要望は受け付けはしているということでございますので、訂正をお願いいたします。おわび申し上げます。

○委員長（広瀬義明君） よろしいですか。

○副委員長（針谷正夫君） はい。

---

○委員長（広瀬義明君） 次に移ります。8款土木費中、所管関係部分の質疑に入ります。

8款は287ページのD311号線ほか道路新設改良事業費のみであります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬義明君） ないようですので、次に移ります。

10款教育費中、所管関係部分の質疑に入ります。予算書は322ページから367ページであります。

質疑はございませんか。10款教育費です。

大武委員。

○委員（大武真一君） 323ページの学校適正配置事業費ということで、71万4,000円が予算計上されておりますけれども、この予算の内容というか、お教えてください。

○委員長（広瀬義明君） 中村教育総務課長。

○参事兼教育総務課長（中村光一君） 内訳を申し上げます。

学区審議会委員の報酬が28万円でございます。それから、学校適正配置、適正規模に関する基本方針等の印刷製本費43万2,000円、若干の事務用品費でございます。

以上です。

○委員長（広瀬義明君） 大武委員。

○委員（大武真一君） 市町合併の中で、いろんな学校適正配置ということで、通勤、通学範囲の変更も含めていろいろあるかと思うのですけれども、この事業が完了するというのはいつなのでしょう。

○委員長（広瀬義明君） 中村教育総務課長。

○参事兼教育総務課長（中村光一君） 事業完了については、何をもって事業完了するかというのが非常に難しい部分かと思うのですが、とりあえず学校の適正配置事業についてのスケジュールというか、考えについて述べさせていただきます。

本年の2月9日に学区審議会に栃木市立小中学校の適正配置の基本方針について諮問をさせていただいたところでございます。平成28年度の2月にかけて審議会より答申をいただくことを目標にしております。その後、その答申に基づきまして、教育委員会において適正配置あるいは適正規模に関する基本方針を策定いたしまして、それから地域住民への説明会を実施し、適正配置について、あるいは適正規模に関して住民説明会の上、随時整ったところからその適正配置に向けた事業を進めていくと、そんな考えでございます。

以上です。

○委員長（広瀬義明君） 大武委員。

○委員（大武真一君） 適正配置については、私も一般質問でこれ取り上げておりますけれども、通学範囲だったのですけれども、住民の皆さんの意見を聞いて、よく来年の2月には大体まとめて答申を受けるといふことへの回答でしたけれども、それには十分に市民の皆さんのご意見を聞きながらまとめられていくと思うのですけれども、それでよろしいのでしょうか。

○委員長（広瀬義明君） 中村教育総務課長。

○参事兼教育総務課長（中村光一君） この適正配置につきましては、平成25年度、平成26年度というような形で事業を進めてまいりました。そのような中で十分地域に入り、地域の方からもご意見はお伺いしたところではありますけれども、今回の学区審議会の委員の中にも地域代表であったり、保護者代表あるいは学校代表含めて公募委員もおりますので、それらの意見を十分諮問に反映していただけることかと思っております。

以上です。

○委員長（広瀬義明君） ほかに質疑はございませんか。

針谷副委員長。

○副委員長（針谷正夫君） 今、学校適正配置の話が出まして、その上に小規模特認校ということで、片や特例といいますか、小規模のほうの話ということになるのですが、一応一般質問でも多くの議員が質問されまして、大宮南小では13人ぐらいの入校があったというふうに承知をしていますが、正確な各学校の実績と今年度、平成27年度何人を予定しているのか、あるいは平成28年度にあっても、そのような予定があるのか、そんなふうにお聞きします。

○委員長（広瀬義明君） 中村教育総務課長。

○参事兼教育総務課長（中村光一君） それでは、今までの小規模特認校の実績というか、成果をご説明いたします。

大宮南小学校においては、平成25年4月から受け入れ開始をしまして、2年経過しております。

全校児童66名中、制度を利用している方が17名でございます。国府南におきましては、平成26年4月から受け入れを開始しまして1年経過ということで、残念ながら現状はゼロでございます。真名子小学校につきましては、国府南同様、平成26年4月から受け入れを開始しまして、制度利用者が3名でございます。小野寺北小につきましては、平成27年4月からの受け入れを予定しているところでございます。

以上です。

○委員長（広瀬義明君） よろしいですか。

○副委員長（針谷正夫君） はい。

○委員長（広瀬義明君） ほかに質疑はありませんか。

古沢委員。

○委員（古沢ちい子君） 329ページお願いいたします。スクールソーシャルワーカーの報酬なのですが、平成27年度の主要事業説明もいただきましたが、このスクールソーシャルワーカーを2名配置していく。福祉機関など関係機関をつなぎということで、この2名というのは各学校に2名、それとも全体で2名、どちらでしょうか。

○委員長（広瀬義明君） 沼尾学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（沼尾行夫君） 学校教育課所属ということで全体で2名ということです。

以上です。

○委員長（広瀬義明君） 古沢委員。

○委員（古沢ちい子君） 皆様ご承知のとおり、神奈川県でも悲惨な事件もございまして、ソーシャルワーカー2名で全体を見ていくというのは大変厳しい状況だと思いますが、現状はどのような、今回2名にするということだと思のですけれども、今までは1名だったのでしょうか。

○委員長（広瀬義明君） 沼尾学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（沼尾行夫君） 平成26年度は1名であります。

○委員長（広瀬義明君） 古沢委員。

○委員（古沢ちい子君） その1名で大変な状況の中をいろいろ橋渡し、つなぎをしていると思いますが、大変だと思いますが、その辺はこの2名よりは増やせないのかどうなのか、その辺をもうちょっと教えていただければと思います。

○委員長（広瀬義明君） 沼尾学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（沼尾行夫君） 2名より多ければ多いほどいいのかもしれませんが、現状では来年度は2名にしたいなというふうに考えております。

○委員長（広瀬義明君） 古沢委員。

○委員（古沢ちい子君） 関連で済みません。そのソーシャルワーカーの方の資格と伺いますか、社会福祉士という形があると思いますが、具体的にそういう資格をお持ちの方がなっているというこ

とでよろしいのでしょうか。

○委員長（広瀬義明君） 沼尾学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（沼尾行夫君） 現状の今1名雇っているスクールソーシャルワーカーですが、社会福祉士の免許は持っておりませんが、児童福祉士の免許を持っておりまして、来年度ですか、それを修得見込みであるということ、それとあとそのスクールソーシャルワーカーにとりましては、もうそういう教育的な経験と福祉的な面の経験、両方持ち合わせているということでありまして、来年度のスクールソーシャルワーカーの募集においては、やはり社会福祉士の試験を受けて、3月に結果が出るというような方を採用の予定であります。

○委員長（広瀬義明君） よろしいですか。

○委員（古沢ちい子君） はい。

○委員長（広瀬義明君） ほかに質疑はございませんか。

青木委員。

○委員（青木一男君） 関連になるのですが、スクールソーシャルワーカーの件なのですが、やはりこの需要というか、スクールソーシャルワーカーの方は、多分児童福祉士、社会福祉士だけを持っているだけでは、もう問題が多様化し過ぎて、なかなか難しいのではないのかなというふうに思っております。それで、やはり心理学というか、いろんなカウンセラーとか、カウンセリングですか、そういったいろんな需要があると思うのですが、そういった仕事をされるというのは、本当にかなり大変な労力だと思います。

それで、この金額が247万2,000円ですか、年間。といいますと月20万円という形になりますよね。その金額で果たしてその人がちょっと適正なのか、その金額が。その辺はどのようにお考えでしょうか。

○委員長（広瀬義明君） 沼尾学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（沼尾行夫君） 今年度も20万8,600円ということで、少しは値上げをしたという形なのですが、本当に激務ですので、今後その給与面については検討していきたいなというふうには考えております。

○委員長（広瀬義明君） 青木委員。

○委員（青木一男君） これは要望になりますが、本当にこの16万人の中で、子供さんはもっと当然少ないのですが、そういった中で2人というのは、古沢委員も言うておりましたが、私はもう少ないと思っております。逆に旧町に1人とか、逆に学校単位で1人とか、これからはもうどんどん、どんどん増やしていただければと思っております。

続いて、よろしいですか。

○委員長（広瀬義明君） はい、どうぞ。

○委員（青木一男君） 327ページなのですが、適応指導教室運営事業費なのですが、現状ですと以

前15名ということをお聞きしましたが、これはここ数年減る傾向なのでしょうか、増える傾向なの  
でしょうか。

○委員長（広瀬義明君） 沼尾学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（沼尾行夫君） 昨年と同様であります、指導員につきましては。

○委員長（広瀬義明君） 青木委員。

○委員（青木一男君） 済みません。生徒の数です。

○委員長（広瀬義明君） 沼尾学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（沼尾行夫君） 平成26年度ですと、適応教室に通級している児童生徒は、小  
学校の児童は5名、中学校が35名ということであります。合計が出ていないので申しわけありませ  
ん。平成25年度は、小学校が7名、中学校が22名ということであります。

以上です。

○委員長（広瀬義明君） 青木委員。

○委員（青木一男君） 私失礼いたしました。15名というのは先生の数ですね。

○参事兼学校教育課長（沼尾行夫君） はい。

○委員（青木一男君） はい、わかりました。

よろしいですか。

○委員長（広瀬義明君） どうぞ。

○委員（青木一男君） やはり同じく327ページなのですが、下から2つ目の事業なのですが、外国  
人児童生徒指導事業なのですが、これは今現在、栃木市内で外国人の生徒さんというのは何名ぐら  
いいらっしゃるのでしょうか。

○委員長（広瀬義明君） 沼尾学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（沼尾行夫君） 現在この外国語の指導教室に通っている子供の数ということ  
でよろしいでしょうか。

○委員（青木一男君） はい。

○参事兼学校教育課長（沼尾行夫君） 26名ということ。

○委員長（広瀬義明君） 青木委員。

○委員（青木一男君） その指導内容ですか、どういった形でやられているのか。学校に集めてやる  
のか、それともある場所を確保して教えているのか、どういった状況なのかお願いいたします。

○委員長（広瀬義明君） 沼尾学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（沼尾行夫君） 拠点校としまして、栃木の中央小学校と大平中央小学校が拠  
点でありますので、外国人のお子さんが見えたときには、そちらに通っていただくというような形  
になります。

○委員長（広瀬義明君） 青木委員。

○委員（青木一男君） わかりました。

それと、もう一点だけよろしいですか。

○委員長（広瀬義明君） はい。

○委員（青木一男君） 353ページなのですが、ちょうど真ん中ぐらいにあるのですが、下野国庁跡管理運営費が462万8,000円という形になっております。何かあさって国庁まつりですか、が多分行われると思うのですが、この管理員賃金、樹木維持管理等委託料ということになってはおりますが、具体的に私が見たところ、ちょっと何か管理されていないような状況に、行ったものですから、どのような管理をされているのか、具体的にお願いいたします。

○委員長（広瀬義明君） 鶺鴒文化課長。

○文化課長（鶺鴒信行君） 下野国庁跡の管理運営費ということの内容ということでございますが、委託料といたしましては、火災報知機の保守点検、建物警備、合併浄化槽保守点検、浄化槽トイレ清掃委託、樹木等管理委託、植栽業務委託、受変電清掃保守委託というふうなことでございます。外観的に見える部分としては、樹木等管理のほうが34万円ほど、植栽業務の委託についても34万円ほどでございます。受変電の清掃保守委託については26万4,000円ほどでございます。

以上でございます。

○委員長（広瀬義明君） 青木委員。

○委員（青木一男君） この下野国庁跡は、国の指定文化財に当然なっているわけでありまして、私も初めてこの間訪れたときに、ちょっと正直がっかりしたのです。看板を見て、ああ、ここだなというふうにわかったのですが、本当に現地に着いたときに、ああ、これが本当に国の指定されているものなのかというふうにちょっとがっかりしたものですから、これ要望なのですが、しっかりとした名に恥じないような管理をしていただければありがたいと思っております。

以上です。

○委員長（広瀬義明君） ほかに質疑はございませんか。

大武委員。

○委員（大武真一君） 先ほどの青木委員の追加質問なのですけれども、327ページなのですけれども、外国人児童生徒の今26名が勉強されているということなのですけれども、そのほかに栃木市に在住されている小中学生くらいのその外国人者というのは何名ぐらいおられるのか、把握はされているのでしょうか。

○委員長（広瀬義明君） 沼尾学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（沼尾行夫君） 申しわけございません。今ちょっとその数字持っていませんので、即答できませんので、調べさせていただいてお答えしたいと思います。

○委員長（広瀬義明君） 大武委員。

○委員（大武真一君） 要望ですけれども、そういう恐らく外国からお見えになって、ただうちに小

学生くらいの義務教育がどうなっているかわかりませんが、外国は。そういう方々が家におられるだけというのが果たしていいものなのか、どういものなのかもちょっとお考えが教育委員会のほうにあればお伺いしたいと思います。

○委員長（広瀬義明君） 沼尾学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（沼尾行夫君） 外国人の児童生徒には就学の義務はないかもしれませんが、できる限り教育を受ける機会があればいいなというふうに考えております。

○委員長（広瀬義明君） 大武委員。

○委員（大武真一君） 引き続きちょっとお伺いしたいのですが、337ページの学校運営費、これは小学校も中学校もあるので、337ページは中学校がざっと書いてありまして、331ページが小学校で、331ページで申し上げますと、小学校運営費というのが上から4行目あたりにあって、3億3,000万円ぐらいのこんな形、それからコンピュータ関係がこういう形であると、そのほか学校運営費というのが、学校別にずっとこれは学校規模に応じてあると思うのですが、この学校運営費はそれぞれどういう使い方になっているのかお伺いします。

○委員長（広瀬義明君） 中村教育総務課長。

○参事兼教育総務課長（中村光一君） お答え申し上げます。

まず、上の段のといいますか、小学校運営費でございますが、各学校それぞれが支払うべきものではなく、教育委員会として一括して支払うべきような経費については、こちらの運営費ということで一括して管理しているものでございます。それから、各小学校の運営費につきましては、それぞれの学校において当然学校によっていろいろ内容等も違うと思いますので、自由に使えるというか、枠につきましては、均等割であったり、クラス割であったり、生徒数割で、できるだけ小規模校に不利にならないように配分をいたしまして、その配分の中で、各学校が自由な裁量で使える費用として学校の自由な自由選択制というのでしょうか、それで配分をしている経費でございます。一応各学校と総括して教育委員会で持っている費用というふうに区分して予算立てしております。以上です。

○委員長（広瀬義明君） 大武委員。

○委員（大武真一君） わかりました。下のほうの学校運営費ということで、栃木第三小でしたら、これ幾らですか、399万9,000円というのがあって、これ恐らく紙代とか、それから例えば水道代とか、水道代は違うかな。紙代とか、灯油代とか、いろいろそんな需用費というのでしょうか、そういうのが恐らく積み重ねがあると思うのですが、それを管理する、総合的にこれを管理していくセクションというのは、学校教育課なのでしょうか。

○委員長（広瀬義明君） 中村教育総務課長。

○参事兼教育総務課長（中村光一君） 総合的には教育総務課の学校管理のほうでやってございます。

○委員長（広瀬義明君） 大武委員。



○委員（大武真一君） 教育総務課長さんは、ではこのお金はこのように割りつけたとして、その適切に管理されて使われているのか、余ったのか、どのような管理をされているのかお伺いしたいと思います。

○委員長（広瀬義明君） 中村教育総務課長。

○参事兼教育総務課長（中村光一君） 配分につきましては、先ほど申し上げましたように、ある程度規模であるとかということで区分をさせていただいています。支出の内容につきましては、基本的には学校一任でございますが、大武委員さんが過去に監査委員をなされて、学校監査をしていただいたときにも十分わかりだと思いますが、学校では十分にフルに活用していただいているというふうに私は考えております。

以上です。

○委員長（広瀬義明君） 大武委員。

○委員（大武真一君） これぜひ中村教育総務課長のほうでやはりきちっと適切に使われているのかとか、余ったのではないとか、足りなかったのではないとか、そういうのを私は管理すべきだと思うのです。これは学校はあるだけ使うというような感じになりかねないので、その辺は要望ですけれども、十分な管理をやっぱりすべきだと思いますけれども、これは要望です。ぜひお願いしたいと思います。これは中学校のほうも同様なのです。中学校もありますけれども、与えるだけ与えておいて、もう勝手に使っていていいですよということではなくて、きちっとその使い方については、やはり管理していくということが正しいやり方ではないかと思しますので、よろしくお願いします。要望です。

○委員長（広瀬義明君） 針谷副委員長。

○副委員長（針谷正夫君） 今の問題に関連してなのですが、そうしたこちらの本庁のほうと学校のほうとの二元的なその運営費の出し方というのは、もともと栃木市というか、合併する前からあった制度なのでしょうか。

○委員長（広瀬義明君） 中村教育総務課長。

○参事兼教育総務課長（中村光一君） 大変申しわけございません。私もつい最近入ってきました旧西方の職員なものですから、ちょっと調べて後ほど回答させていただきます。

○委員長（広瀬義明君） 針谷副委員長。

○副委員長（針谷正夫君） 先ほど大武委員は、それを管理する側というか、教育委員会側の立場とは申しませんが、学校への十分信じてはいるけれども、きちんと職務上の管理をしろと、こういうご意見だったかと思いますが、むしろ学校側にとってみると、この制度がいつから始まったかは知りませんが、もともと例えば合併する前の小さな町であるとか、旧町ではどうであったか、恐らくこういう仕方ではなくて、学校ごとに電話代も何も一括して自分のところで支払っていたという運営方法なのかなというふうに思うのです。それが仮にこういう新しい仕組みになったがために、現

場サイドでは、学校運営費が少なくなったのではないかというふうな、きちんと学校の先生は頭いいというか、非常に物事の知識を分析する能力はあるので、調べてみればわかることとはいいながらも、そうしたものが抜けた。その残りを自分たちのところへ回ってくるので、少なくなったのではないかという、そういう声は聞かれませんか。

○委員長（広瀬義明君） 中村教育総務課長。

○参事兼教育総務課長（中村光一君） 私のほうも旧西方町の話でしかちょっと答弁できないのですが、旧の西方町では例えば学校の電気料とか、水道料であったりとかという、あるいは不動産の賃借料なんかも書いてありますけれども、そのようなものは全くこちらと同じような形で運営をしておりました。金額的に少なくなったかどうかというものにつきましては、あるところでは少なくなったというような話も聞いておりますが、現実的に比較したことがございませんので、申しわけございません。

以上でございます。

○委員長（広瀬義明君） 針谷副委員長。

○副委員長（針谷正夫君） 当然のことながら、象の耳をつかまえて判断する人と、しっぽつかまえて判断する人いるようでございますので、それは一概にどうした声があったからというふうにして判断することは危険ですが、意見はやめます。必要最小限な予算を出して自由に使っていただいて、また管理も十分すると、こういうふうな予算の出し方でお願いをしたいと、こんなふうに思います。

以上です。

○委員長（広瀬義明君） 梅澤委員。

○委員（梅澤米満君） 349ページになるのですが、不動産の賃借料のことでちょっとお尋ねしますけれども、大宮公民館、それから吹上公民館、それから藤岡公民館もありますけれども、この公民館の賃借料というのは一定ではないのだと思うのですけれども、どのように査定をしているのかちょっと聞きます。

○委員長（広瀬義明君） 岸生涯学習課主幹。

○生涯学習課主幹（岸 千賀子君） 大宮の公民館の土地借上料につきましては、平成8年から30年間ということで賃借契約をしております、3年ごとに契約の借上料の交渉を行って減額に努めているところでございます。

○委員長（広瀬義明君） よろしいですか。

梅澤委員。

○委員（梅澤米満君） 3年ごとに更新をしていますよということなのですが、その基準となるものは、その当地の土地の評価額かなと思うのですけれども、それはどのようにやっているのか、ちょっとお尋ねします。

○委員長（広瀬義明君） 岸生涯学習課主幹。

○生涯学習課主幹（岸 千賀子君） 基準額は固定資産の評価額を参考にしておりますけれども、なかなかその額よりも少し高い額になっております。

○委員長（広瀬義明君） 梅澤委員。

○委員（梅澤米満君） 恐らく評価額の2%ぐらいだったかな、3%だったかなという記憶が頭の中にあるのですが、そういった中でこの賃借料におきましても、どうも固定資産よりも高い、評価額でも高いということがあるので、できるだけもう下げてもらおうということを強く要望しておきたいと思います。ですから、私自身は先ほどの午前中でしたか、年間30万円で借りるアンテナショップですが、ああいったものはできれば市有地の上に建ててもらおう、あるいはこれからいろいろと市有地のあいているところが計画されておりますので、そういったところへ持ってくるとかという方法をとってもらいたいという希望があるのですが、今回はそういうことでなくともいいのですが、これからつくる施設については、そういうことを十分に考慮してということ、それからまたこういう不動産賃借料は1億6,000万円か1億7,000万円ぐらいあると思うのです。それで、その金額はたかが1%下がる、それだけでも相当な金額になるので、そういうことについては一生懸命努力をしてもらいたいと思っておりますので、特に更新時期には売買ができる、購入ができるように仕向けてもらえるように努力をしてもらいたいということをお願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（広瀬義明君） ほかに質疑はありませんか。

大武委員。

○委員（大武真一君） 335ページのエアコン設置事業なのですが、これは4億3,900万円ですか、今、予算が組まれました。まず、この説明あったかわかりませんが、どういう、何校ぐらい、どの学校に予算を充てると、まずは、そのことをお伺いしたい。

○委員長（広瀬義明君） 中村教育総務課長。

○参事兼教育総務課長（中村光一君） 学校の数につきましては12校でございます。学校名を申し上げたほうがよろしいでしょうか。

○委員（大武真一君） とりあえずではちょっと言ってくれますか。

○参事兼教育総務課長（中村光一君） 栃木第四小、皆川城東小、大宮南小、大宮北小、南小、大平東小、吹上小、合戦場小、部屋小、赤麻小、西方小、真名子小でございます。

○委員長（広瀬義明君） 大武委員。

○委員（大武真一君） 今12校挙げられましたけれども、その選択の基準というのは何かあったと思うのです、30校あるわけですから。終わっているのもあるかとは思っておりますけれども、その選択の基準をちょっとお教えてください。

○委員長（広瀬義明君） 中村教育総務課長。

○参事兼教育総務課長（中村光一君） まず、エアコン設置事業に関しましては、教育環境の整備と

いうふうを考えているものでございます。したがって、環境の悪いところから整備するのが妥当なのだろうなというふうな考えでございます。その環境の整備の悪いところというのは、なかなか基準がございまして、現実的には古い学校から、建築年次の古い学校からを考えております。ただ、あわせて、トイレ事業も何校か導入してございます。いずれも夏休みに合わせて工事をするというようなことで、同時に工事を入れると非常に難しくなるものですから、トイレ事業の入るところはトイレ事業を優先してエアコンは後回しというふうな考えでございます。

以上です。

○委員長（広瀬義明君） 大武委員。

○委員（大武真一君） トイレも聞こうかなと思ったのですけれども、1つ心配するのは、エアコンというのは電気を使いますよね、非常に。とてつもない電気代が今後発生するのではないかとこの心配もするのですけれども、その辺の効率的な電気を余り使わないようなエアコンを私は導入すべきだと思っているのですけれども、その辺の考え方をお伺いしたいなと思います。

○委員長（広瀬義明君） 中村教育総務課長。

○参事兼教育総務課長（中村光一君） 当然のこととして、できるだけランニングコストの低い機種を選定等について配慮しているところであります。

○委員長（広瀬義明君） 大武委員。

○委員（大武真一君） 引き続いてトイレですけれども、これはトイレもかなりのお金がかかると思う。これはウォシュレットの方式だと思っておりますけれども、ウォシュレットというような考えでよろしいのでしょうか。

○委員長（広瀬義明君） 中村教育総務課長。

○参事兼教育総務課長（中村光一君） 暖房便座は考えておりますが、ウォシュレットまではちょっとしておりません。

以上です。

○委員長（広瀬義明君） 大武委員。

○委員（大武真一君） そうですか。ウォシュレットでないと、なかなか使いづらいのではないかとこの気は私はするのですけれども、そうですか。残念ですけれども、子供たちは多分そんな感じするのですけれども、これは何校、どういう学校にやるのか、ちょっとお伺いしたいと思います。その選別基準について。

○委員長（広瀬義明君） 中村教育総務課長。

○参事兼教育総務課長（中村光一君） 平成27年度につきましては、工事は3校を予定しております。学校名は栃木第三小、大平中央小、赤津小でございます。あわせて委託料として、平成28年度に工事を予定しております6校分について設計をする考えでおります。選考基準でございますが、一応洋式化率の低い学校から順に整備していくというような考えでおります。

以上です。

○委員長（広瀬義明君） 大武委員。

○委員（大武真一君） エアコンは12校ですけれども、こちらのほうは3校という非常に少ないような感じがするのですけれども、同様にこれでいきますと、何年かかるかわからないという感じに全校やるとなるのですけれども、もう少しスピーディーなやり方というのは、予算の関係もあるのでしょうけれども、もうちょっとやらないと、かなりの時間、期間がかかって不公平感が生まれるのではないかなという気はしますけれども、どうでしょうか。

○委員長（広瀬義明君） 中村教育総務課長。

○参事兼教育総務課長（中村光一君） 全くおっしゃられるとおり、予算の関係が非常にございまして、私どもとすれば一刻も早くやってあげたいという気持ちはやまやまでございます。現状の計画ですと、平成30年までに小学校については終わらせたいというふうには考えております。

○委員長（広瀬義明君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬義明君） ないようですので、次に移ります。

沼尾学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（沼尾行夫君） 先ほどの外国人の子供ということの数ですけれども、就学年齢相当の数というのは把握はしておりませんが、平成25年度に学校に就学しております外国人の数ですが、小学校が75名、中学校が27名、合計102名というような数が出ております。

以上であります。

○委員長（広瀬義明君） 11款災害復旧費中、所管関係部分の質疑に入ります。予算書は368ページ及び369ページであります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬義明君） ないようですので、以上で歳出各款ごとの質疑を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

（午後 3時39分）

---

○委員長（広瀬義明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時50分）

---

○委員長（広瀬義明君） 先ほど針谷委員の質疑に対して答弁が留保されておりましたので、ここで中村教育総務課長に答弁を求めます。

中村教育総務課長。

○参事兼教育総務課長（中村光一君） 先ほど針谷委員さんのほうから学校運営費のあり方について、現栃木市の状況は前からか、あるいはその他の旧町によってはどうかというような質問がございました。基本的には各旧町も同様の形態でございました。ただ、若干それぞればらつきがございました、私どものほうでは学校の校長先生等からご意見を伺いながら、そのばらつきを統一して現状の形に改良してきたというもので、例えば樹木管理などはそれぞれの学校ではとても手に負えないと、業者への発注等も非常に骨を折ったということで、高木管理等については教育委員会のほうで取り扱う、そのような改善をしてきたところでございます。

それから、もう一点、大武委員さんに先ほどトイレの工事で、答弁で平成28年度工事予定6校と私申し上げてしまいましたが、7校でございました。あわせて訂正をさせていただきます。よろしくをお願いします。

以上です。

○委員長（広瀬義明君） よろしいですか。

○副委員長（針谷正夫君） はい、よくわかりました。

○委員長（広瀬義明君） 続いて、歳入の所管関係部分を一括した質疑に入ります。予算書は66ページから139ページであります。

大武委員。

○委員（大武真一君） 137ページなのですけれども、臨海自然教室送迎用バスのところですけども、460万円ほど参加された方々から徴収したと思うのですけれども、この参加人数とか、バス何台なのかとか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○委員長（広瀬義明君） 答弁を求めます。

沼尾学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（沼尾行夫君） 大型バス35台、それで中型バス4台ということで、参加人数、来年度は小学校30校中27校が参加ということであります。

○委員長（広瀬義明君） 大武委員。

○委員（大武真一君） これは何回かに分けて行くということなのでしょうか。

○委員長（広瀬義明君） 沼尾学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（沼尾行夫君） 時期は大体平成27年度は11月ということですが、分かれて行くことになります。

○委員長（広瀬義明君） 大武委員。

○委員（大武真一君） 実費ということで請求されるものなのか、その辺この保護者の負担金ということですけども、保護者負担金はどのような形で計算されているのでしょうか。

○委員長（広瀬義明君） 沼尾学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（沼尾行夫君） バス代の半額を負担いただくということで、今年度は児童1

名につき4,000円の負担をいただくということであります。

○委員長（広瀬義明君） 大武委員。

○委員（大武真一君） これ要望というか、非常にいいことではないかとは思いますが。そういう意味では、市もかなりのでは税金持ち出して1泊の費用とか、そういうのを出しておられるようですけれども、盛大にやっていただければいいのかなと思いました。

以上です。

○委員長（広瀬義明君） ほかに質疑はございませんか。

青木委員。

○委員（青木一男君） 115ページなのですが、市有土地貸付収入ということで、これが多分都内18件という何か……

○委員長（広瀬義明君） 青木委員、済みません。所管外です。

○委員（青木一男君） 済みません。はい。では、もう一つよろしいですか。

○委員長（広瀬義明君） どうぞ。

○委員（青木一男君） では、77ページなのですが、これ先ほど出ましたが、学校の太陽光発電施設屋根貸し事業なのですが、26年度が5校ですか、先ほどの話ですと、新たに始まったということなのですが、今後これから学校も含めて、これは学校プラスまたほかの公共施設で屋根貸し事業はやっておりますが、今後屋根貸し事業という予定はあるのでしょうか。

○委員長（広瀬義明君） 青木委員、屋根貸し事業自体は当委員会所管ではございませんので。

○委員（青木一男君） わかりました。はい。

○委員長（広瀬義明君） よろしいですか。

○委員（青木一男君） はい。

○委員長（広瀬義明君） ほかに質疑はございませんか。

坂東委員。

○委員（坂東一敏君） 81ページの下から9つ目、藤岡総合体育館の使用料なのですが、これ100万円と出ているのですが、どのような方々が利用されているのか、簡単でいいのですが、教えていただければ。

○委員長（広瀬義明君） 答弁を求めます。

これは飯塚藤岡教育支所長。

○藤岡教育支所長（飯塚 勝君） 藤岡体育館の使用料につきましてでございますが、総合体育館にございますアリーナ、それから柔剣道場、トレーニング室等を利用している方々からの使用料でございます。

○委員（坂東一敏君） ありがとうございます。結構です。

○委員長（広瀬義明君） ほかに質疑はございませんか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬義明君） ないようですので、次に移ります。

最後に、継続費及び債務負担行為を一括した質疑に入ります。予算書は8ページから10ページあります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬義明君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬義明君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬義明君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第1号 平成27年度栃木市一般会計予算の所管関係部分を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬義明君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第1号の所管関係部分は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

#### ◎議案第9号の質疑、討論、採決

○委員長（広瀬義明君） 次に、日程第12、議案第9号 平成27年度栃木市千塚町上川原産業団地特別会計予算を議題といたします。

なお、本特別会計予算につきましても、一般会計同様に既に説明が済んでおりますので、本委員会での説明は省略いたします。

これより審査に入ります。

お諮りいたします。本案につきましては、歳入歳出等を一括して審査いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬義明君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出等を一括した質疑に入ります。

質疑はございませんか。

大武委員。

○委員（大武真一君） 48ページのモニタリング、その千塚町上川原地区の。これは平成27年、平成



28年、2カ年で最高1,600万円使うというような説明だったと思うのですけれども、これはそのモニタリング調査というか、生態調査とか、いろいろやってきましたですよね、ずっと。その延長線上の話ということではないのですか、ちょっとお聞きします。

○委員長（広瀬義明君） 江連産業基盤整備課長。

○産業基盤整備課長（江連敏夫君） 千塚町上川原産業団地自然環境モニタリング調査についてですが、これにつきましては、一応環境影響評価ということで、着手前に評価書まで作成いたしました。その評価書というのは、自然環境をどう保全していくかという保全の方策についてまとめたものでございまして、その保全方策に基づいて保全されているかどうかというものをモニタリングをしなければならぬということで、今の段階では基本的に工事終了後3年までということでお話が自然環境検討委員会のほうからも出ています。一応毎年結局調査をすることになるわけですが、その中で新たな種が見つかったり、新たな保全方策が必要になったりということが起きてくると、またそれに対応してやっていかなければならぬというような形のものでございます。それで、一応実際今年度から工事に入りますことから、保全対象種が保全対策を実施することによって保全がきちんとされているかどうかというものを検証するためにモニタリングを行うということでございまして、このモニタリングについては基本的には一年中やると、四季を通じてやるということになりますので、当然年度を越えてやる部分について債務負担を設定するというところでございます。だから、これからモニタリングについては毎年債務負担を起すというようなことにはなってくるのかなというふうに思っております。

以上です。

○委員長（広瀬義明君） 大武委員。

○委員（大武真一君） これは工事着手がこれで2年か3年おくれましたよね。何でしたっけ。

〔「サシバ」と呼ぶ者あり〕

○委員（大武真一君） サシバ、サシバ。あのサシバの件については、もういいということ、それはもう大丈夫だという結論で、サシバの巣はもう守っていけるということの中でスタートしているのだらうと思うのですけれども、そのとおりですか。

○委員長（広瀬義明君） 江連産業基盤整備課長。

○産業基盤整備課長（江連敏夫君） 一応サシバという猛禽類の保護ということで、調査が1年延びたということがございます。それで、そのサシバを保全するために、その会議の中で保全方策について検討した結果、上流部の5ヘクタールにサシバのえさ場を残すということで検討したわけございまして、その保全方策を今後そこを管理する上で、きちんとそれが実証されて、サシバが再度毎年そこに営巣する環境にあるかどうかということはこのモニタリングで実施するわけございまして、サシバはその中の一つでございまして、その中で一応37種、新たにちょっと4種ほど平成26年度で種が増えたものですから、そこら辺の保全についてモニタリングを今後もしていくということ

で予定しているところでございます。

○委員長（広瀬義明君） 大武委員。

○委員（大武真一君） それだと、今、江連課長のほうは3年後というような話があったような気はするのですが、ずっと10年も20年も30年もこのモニタリングしていかななくてはいけないということになりかねないのですね、では今の話でいくと。

○委員長（広瀬義明君） 江連産業基盤整備課長。

○産業基盤整備課長（江連敏夫君） 基本的には自然環境がアセス環境影響評価で守るべき環境が守られるということが確約というか、確認できれば基本的にはいいのかなというふうに考えております。その目安として、現段階では工事終了後3年間モニタリングしましょうというようなことでございます。ただ、先ほど言いましたように、その間に新たな種が、貴重種が出たりということになると、その分も調査に加えるというようなことになるかと思えます。

○委員長（広瀬義明君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬義明君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬義明君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬義明君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第9号 平成27年度栃木市千塚町上川原産業団地特別会計予算を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬義明君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

#### ◎閉会の宣告

○委員長（広瀬義明君） 以上で当常任委員会の審査は終了いたしました。

なお、審査報告書及び委員長報告の作成については、委員長及び副委員長にご一任願いたいと思います。

以上をもちまして産業教育常任委員会を閉会いたします。

長時間ご苦勞さまでございました。

（午後 4時08分）